

# IMF

## 国際通貨基金

2011年度 年次報告書

公平かつ均衡ある  
成長を目指して



## 国際通貨基金

---

国際通貨基金(IMF)は、通貨に関する国際協力の中核機関である。世界の大半にあたる187カ国が加盟するIMFでは、共通の利益の促進のため各国が協働している。IMFの主な目的は、各国及びその国民が他国の財やサービスを購入するための、外国為替と対外決済の仕組みである国際通貨制度の安定性の確保である。持続的な経済成長及び生活水準の向上を実現する上で、安定した国際通貨制度は不可欠なものである。

IMFの全加盟国を代表するIMF理事会は、各国の経済政策の国、地域、及び世界に及ぼす影響を議論する場となっている。本年次報告書は、2010年5月1日から2011年4月30日までのIMFの理事会、マネジメント、及びスタッフの活動を報告するものである。

IMFの主要業務は以下の通り。

- ・ 加盟国に対し、金融危機の防止または解決、マクロ経済の安定化、経済成長の促進、並びに貧困削減に資する政策について助言を行なう
- ・ 対外支払いが外貨収入を上回り外貨不足に陥った国際収支上の諸問題を抱える加盟国に対し、その対処を支援するため一時的な金融支援を行う
- ・ 健全な経済政策の実施に必要な専門知識及び制度の構築を支援するために、加盟国の要請に基づき、技術支援及び研修を行なう。

IMFはワシントンDCに本部を置く。また世界的な活動の広がり加盟国との緊密な関係を反映し、世界中に事務所を設置している。

IMF及びその加盟国についての詳細は、IMFのウェブサイト、[www.imf.org](http://www.imf.org)で閲覧可能となっている。

---

本年次報告書の、ウェブボックス、ウェブテーブル、及び付属書(2011年4月30日期の財務報告書も含む)をはじめとする補足資料は、年次報告書のウェブページ、[www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2011/eng](http://www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2011/eng)(英語)で入手可能である。財務報告書の印刷版は、IMF Publication Services, P.O. Box 92780, Washington, DC 20090から取り寄せることができる。またウェブページに掲載の付属資料を含めた本報告書のCD-ROM版も、IMF Publication Servicesより入手可能となっている。

# IMF

---

## 国際通貨基金

**2011年度 年次報告書**

公平かつ均衡ある  
成長を目指して

# 目次

IMF専務理事・理事会議長からのメッセージ	4
総務会への送り状	6
<b>1   概観</b>	7
世界経済、ばらつく回復	9
持続的かつ均衡ある世界成長の確保に向けて	9
より良い加盟国支援に向けたIMFの改革・強化	9
財政、組織、説明責任	10
<b>2   世界経済と金融市場の動向</b>	11
不均一な回復	13
これまでの課題と新たな課題	14
<b>3   持続的かつ均衡ある世界成長の確保を目指す政策</b>	15
均衡ある成長および一段と強固かつ持続可能な世界経済の確保	17
IMFサーベイランスの近代化	17
IMF加盟国への金融支援	18
他の組織との協働	25
国際通貨制度の機能及び安定性の向上を促す	26
資本フロー	26
外貨準備高	27
特別引出権	27
一段と強固な国際金融システムの構築に向けて	28
金融安定性評価を4条サーベイランスへ組み込む	29
マクロプルーデンス政策：策定の枠組み	29
中央銀行への危機からの教訓	30
クロスボーダー銀行の破綻処理	30
金融の相互連関性	30
金融部門による危機のコスト負担	31
基準と規範のイニシアティブの見直し	31
低所得国の成長及び安定性確保への支援	32
低所得国が直面するマクロ経済上の課題	32
低所得国を対象とした脆弱性エクササイズ	33
途上国における歳入の増加	34
<b>4   より良い加盟国支援のためのIMFの改革と強化</b>	35
クォータ(出資割当額)、ガバナンス、及びマンダートの改革	37
クォータ、ボイス(投票権)、ガバナンス	37
IMFマンダートの近代化	38
加盟国、理事会、及び組織の活動	38
加盟国	38
理事会	39
IMFC議長	39
モケツィ・セノアナ理事代理の逝去	39
春季会合及び年次総会の刷新	40
加盟国の能力強化	40
技術支援	40
研修	44
データ及びデータ基準イニシアティブ	44
データ公表に関するIMFの基準	44
IMFデータ基準イニシアティブの第8次見直しについての中間報告	45
<b>5   財政、組織、および説明責任</b>	47
予算および収入	49
クォータ増額	49
新規借入取極の拡大と発動	49
加盟国との借入取極	49
IMFの予備的資金の妥当性	49
収入、手数料、報酬、および負担の分担	50
運営予算および資本予算	51
IMFに対する延滞債務	52
監査メカニズム	52
リスク管理	55
人事方針および組織	56
2011年度の人事	56
マネジメントの交代	56
トンマーゾ・パドア・スキオツパ氏の死去	57
説明責任	57
透明性に関する方針	57
独立評価機関	57
外部ステークホルダーとの関わり	58
理事および理事代理	62
幹部	63
IMF 組織図	64

## 注釈

### ボックス

3.1. 大災害後債務救済基金	25
3.2. 金融安定性評価の義務化	29
3.3. リベリア、債務の長期的な持続可能性の確保に成功	33
4.1. 半世紀におよぶIMFへの貢献 A. シャクア・シャーラン	40
4.2. IMF研修所の研修の有効性の評価	45
4.3. 2011年度のデータ及び統計に関する活動	46
5.1. IMF本部建物の大々的な改修	54
5.2. トンマーゾ・パドア・スキオッパ	59
5.3. IEO報告書中の勧告とスタッフの反応	60

### 図表

3.1. 2002年度～2011年度の各年度に承認された取極	22
3.2. 2002年度～2011年度 通常の融資の残高の推移	22
3.3. 2002年度～2011年度 譲許的融資残高の推移	24
4.1. 局別・テーマ別 TA実施状況	41
4.2. 局別・地域別2011年度技術支援(TA)	42
4.3. 所得グループ別TA実施状況	42
4.4. 国状況別IMFのTA	42
4.5. IMFによる技術支援実施状況	44

## 65 表

3.1. IMF融資制度	20
3.2. 2011年度中に承認された主な制度の取極	23
3.3. 2011年度に貧困削減・成長トラストのもとで承認・拡大された取極	24
5.1. 主要分野別運営予算(2009年度～2014年度)	53
5.2. 中期資本的支出(2009年度～2014年度)	53
5.3. 財務諸表に計上された運営費用	53
5.4. 分野別支出予算(2010年度～2014年度)	54
5.5. IMFに対する6カ月以上の債務延滞国と勘定分類別延滞額	54

### IMFの会計年度は5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

IMFの会計単位は特別引出権(SDR)である。IMFの財務データの米ドル換算額は、概算であり便宜的に示したものである。2011年4月30日現在の換算レートは、1米ドル=0.616919 SDR、1SDR=1.62096米ドルである。1年前(2010年4月30日現在)の換算レートは、1米ドル=0.661762 SDR、1SDR=1.51112米ドルだった。

1billionは1,000million、1trillionは1,000billionを表す。各項目の数値と合計数値の僅かな誤差は四捨五入によるものである。

本年次報告書において「国」という場合、必ずしも国際法または国際慣行に基づき理解される、国家の領域を意味するものではない。本報告書においては、国家ではないが分離独立したものとして、統計データが収集されている一部の地域も「国」に含む。



## IMF専務理事・理事会議長からの メッセージ



IMF専務理事・理事会議長  
クリスティーヌ・ラガルド

私は先日、IMFの専務理事に就任いたしました。IMFは、先の危機を受け大きく変革を遂げてきました。前年度は、この取り組みを基に、加盟国との関係の向上に向け引き続き尽力するなど、私はその努力に感銘を受けました。変わり続ける世界経済の要望とIMF加盟国のニーズを反映し、IMFは多くの面で改革を行ないました。

我々は引き続き試練のなかにあります。2011年度を通し世界経済は回復軌道にありましたが、そのスピードは一様ではなく、緊張の原因となっています。先進国では、回復のペースは遅く、失業率が著しく高い状況にあります。一方、多くの新興市場国の回復のスピードは目覚しく、景気過熱のリスクが高まっています。また、多くの途上国は、比較的力強い成長軌道にあるものの、商品価格の急騰が大きな社会問題となっています。さらにこれらに加え、雇用機会の創出—特に若年層にとり重要で—、及び生活水準の向上という国民の要求に応えることが求められています。

同時に、多くの加盟国は引き続き危機の後遺症への対応に追われました。日本や米国などIMFの最大出資国の多くが、財政の持続可能性という大きな問題に直面しています。金融部門の再建及び改革は進んだものの、一貫した破たん処理メカニズムやマクロプルデンシャルな包括的枠組みの構築や金融システム全体を網羅する規制及び監督制度の確立など、複数の分野で更なる前進が必要です。加えて、多くの加盟国は、雇用の創出と生活水準の向上を実現するために、競争力の強化に取り組まねばなりません。

数年に渡りIMFは、加盟国の変わり続けるニーズに対応すべく、様々な改革を進めてきました。この取り組みは2011年度においても継続され、ガバナンス、融資、サーベイランスといった中核分野で重要な進展を遂げることが出来ました。これまでと同様、IMFの強化に向けた取り組みを継続することができたのは、IMFのマネジメント、スタッフ、理事会の力強い協力の成果だといえるでしょう。

IMFが実効的であるためには、IMFのガバナンスの正当性が認められなければなりません。2011年度には、二つの重要な進展がありました。第一に、2010年12月、クォータと理事会の構成に変化をもたらすガバナンス改革が承認されました。第二に、ダイナミックな国々のIMFにおける代表権及び低所得国のボイスと参加の向上を図る、2008年のクォータ改革が2011年3月に施行になりました。

IMFは、加盟国へ一段と効率的な支援を行うべく、継続して融資制度の改革に取り組んでいます。2010年、フレキシブル・クレジットライン(FCL)は強化され、危機防止により有用かつ有効になりました。さらに、FCLと比較し、より多くの国々が利用することができる、予防的信用枠と呼ばれる新たな融資ツールが導入されました。また、IMFは欧州のパートナーと連携し、ギリシャ、アイルランド、そして2011年5月にはポルトガルに対し、金融支援を行いました。危機発生以降、危機を乗り切る取り組みを進めている加盟国を支援するため、IMFの金融支援コミットメントは記録的な水準に達しました。一般資金勘定の融資残高は、前回のピーク時の2003年9月には700億SDRでしたが、2011年7月末時点で756億SDRに上っており、IMFの融資機関としての役割の重要性を表しています。以上に加え、IMFは、大規模な自然災害に襲われた低所得国を支援するため、大災害後債務救済基金(Post-Catastrophe Debt Relief Trust: PCDR)を設立しました。これにより、IMFはこのような国々の債務救済を行う国際的な取り組みに、速やかに加わることができることを期待しています。

IMFが適切な融資ツールキットを有していることが不可欠であることは言うまでもありませんが、まず第一に危機防止に貢献することが望ましいでしょう。昨年、IMFはサーベイランスの有効性を、複数の面でも向上させることができました。IMFは、加盟国間の連関性が各国に与える政策面への影響が増していることを重視し、マクロ金融の連関性をはじめとした各国間の結びつきを理解するための取り組みを強化しました。国際通貨制度の強化の方策の探求もIMFのマンデート(責務および権限)の中核業務であり、資本フローや外貨準備高の適正水準といった課題に焦点をあて、推し進めてきました。

今年度目を向けますと、クォータとガバナンスの改革、並びにIMFのサーベイランスと融資マンデートの近代化を行い、引き続きIMFの正

当性、信頼性及び実効性の向上に取り組むという、2010年の年次総会で示された加盟国の要請が、我々の活動の指針となっています。

我々は加盟国と協力し、2010年のガバナンス改革パッケージの迅速な実現に向け尽力しています。現在行われている3年毎のサーベイランス・レビューは、IMFサーベイランスの影響力を高めその焦点を絞る価値ある機会です。金融システム上重要な国々を対象とした波及効果報告書の試験的な作成から得られる我々の経験は、相互連関性に関するIMFサーベイランスの貴重なインプットとなるでしょう。また、危機防止の面では、我々は今後も、国際金融のセーフティネットの強化に対する健全なインセンティブを構築し、同セーフティネットの強化に取り組んでいきます。より広くは、我々は国際通貨制度の強化に向けた取り組みを推進していきます。

IMF専務理事として初めて迎える新たな年度については、第一に、次年度もIMFは、その実効性と正当性の向上に向けた取り組みを継続していきます。IMFは、危機防止並びに強固かつ安定した均衡ある世界成長の実現において、果たすべき重要な役割を担っています。この点において私は、私の前任であるドミニク・ストロスカン氏の多大な貢献について記したいと思います。同氏のリーダーシップの下、IMFは、世界金融危機の影響下にあった加盟国に対し、断固かつ迅速な支援を行いました。これによりIMFは、加盟国にとり将来に渡り大きな重要な位置を占めるようになったと言えるでしょう。

IMFを導く責務を果たす職に選出されたことを、光栄に思うとともに誇りに感じております。今後、全加盟国、そして理事会と密接に協力し、加盟国、並びに世界経済全体が直面している、新たなそして変わり続ける多くの課題に立ち向かっていく所存です。

---

IMF理事会によるIMF総務会への年次報告書は、IMFの説明責任を全うする上で主要な役割を果たす。IMF理事会は、IMFの業務遂行に責任を持ち、IMFの加盟187カ国により任命された24人の理事により構成される。IMF総務会は高官一名が加盟国を代表しており、IMFを統治する最高の権限を持つ。年次報告書の発表は、IMF理事会の同総務会に対する説明責任を具現化したものである。

## 総務会への送り状



2011年7月29日

総務会議長殿

IMF協定第12条7項(a)およびIMF関係法令第10項の規定に基づき、2011年度(2011年4月30日期)の理事会年次報告書を総務会に提出いたします。IMF関係法令第20項の規定に基づき、理事会で承認されたIMFの2012年度(2012年4月30日期)運営予算および資本予算は第5章に記述されています。一般勘定、SDR勘定並びにIMF管理勘定終了日の2011年4月30日度監査済み財務諸表は、当該財務諸表に対する外部監査法人の監査意見とともに、当報告書CD-ROM版及び[www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2011/eng/index.htm](http://www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2011/eng/index.htm)の付属書VIに掲載してあります。外部監査および財務報告手続は、IMF関係法令第20条(c)の規定に基づき、外部監査委員会によって監督されました。外部監査委員会のメンバーは、Arfan Ayass氏、Amelia Cabal氏、Ulrich Graf氏(委員長)です。

IMF専務理事・理事会議長  
クリスティーヌ・ラガルド



# 1

## 概観



# 1

## 概観

堅固かつ持続的な経済成長軌道への回帰を目指した世界的な取り組みにおいて、IMFは引き続き中心的役割を果たしている。2011年度<sup>1</sup>のIMFは、加盟国のこの努力を後押しする政策助言や技術支援の実施、ギリシャ、アイルランド、及びポルトガルでのプログラム（後者に関しては2012年度はじめ）など各国の調整努力を支える融資ニーズへの対応、IMFの世界経済リスクが浮上する過程での危機の特定および対応能力の強化に向けたシステムの整備、並びに国際通貨制度の強化のための改革への取り組みなどを中心に活動した。

IMFは、ガバナンス構造の抜本の見直しを承認した。各種改革により、最貧国のボイス（投票権）は保護される一方、ダイナミックな新興市場及び途上国に議決権が大幅に移行される。この結果、IMFの正当性と実効性が向上することになる。



左—IMFのガバナンスは、2010年の年次総会の議題の一つだった。右—コロンビア・コタの工場で、輸出用の花を箱詰めにする女性従業員





## 世界経済、ばらつく回復

1年を通し世界経済は回復を続けたが、成長は国によりばらつきがある。多くの先進国では、高失業率と脆弱な金融情勢、並びに財政や金融部門の見直しに対する懸念が足かせとなり、成長は比較的弱い状態が続いている。一部の欧州の国々の状況は特に厳しい。対照的に、新興市場国の成長は力強く、インフレは上昇しており、一部では景気過熱の懸念が増している。

このように世界の経済成長が不均衡であることから、政策課題は国により大きく異なっている。大半の先進国では、主な政策課題は、回復を維持し失業問題を改善しながら、必要な財政調整や金融部門の再建と改革を推し進めることである。一方、大半の新興市場及び途上国は、力強い経済活動、信用拡大、資本流入、及びインフレ圧力の拡大に直面しており、景気過熱の回避には緩和的なマクロ経済政策の解消の加速化が不可欠だが、同時に、食料・燃料価格の高騰から貧困層を確実に保護しなければならない。さらに、大きく拡大した世界的不均衡に起因する金融の安定性リスクの一層の軽減を図らねばならず、経常収支赤字が膨大な国は純輸出の経済成長への貢献を高め、経常収支黒字が膨大な国は内需主導型の成長を推し進めることが必要である。力強い世界成長を維持するためには、各国間の政策連携の継続が不可欠となる。2年前の危機のピーク時と同様、国レベルでの慎重な政策形成と世界レベルでの連携が重要である。

## 持続的かつ均衡ある世界成長の確保に向けて

2011年度を通しIMFは、長引く世界危機の影響に対処する上で加盟国が必要とした、金融支援をはじめとした様々な支援を行うとともに、均衡ある持続的な世界経済成長を確保する政策の特定・導入の促進を活動の中核とした。

年間を通し、IMF資金に対する需要は高く、理事会は30に及ぶ融資取極あるいは既存の取極の拡大を承認した。欧州のパートナーと連携して行ったギリシャ及びアイルランド・プログラムは大きな注目を集めた。これらは両国の成長と雇用の回復を目指したもので、公的財政の持続可能性の確保に向けた経済改革を支えた。ギリシャ・プログラムは競争力の向上、アイルランド・プログラムは金融部門の安定性の回復に焦点を絞ったもので、双方とも、調整に伴う負担の分担と最脆弱層の保護を念頭に策定された。この1年で、コロンビア、メキシコ及びポーランドに対しフレキシブル・クレジットライン (FCLs) が、またマケドニアに対し予防的信用枠 (PCL) が承認され、17の低所得国が、貧困削減・成長トラストの支援を受けたプログラムの承認あるいは拡大を認められた。加えて、エジプトやチュニジアなど中東及び北アフリカ地域諸国との政策対話を強化し「アラブの春」の政治的影響に起因する、経済的課題の対処に奔走する各国政府を支援した。さらに、中央銀行のセーフガード評価のレビューを行ったが、IMFが引き続き賢明な融資機関であるとの評判に相応しいことを示すに、これら評価が有効であることがあ

めて明らかとなった。

IMFのサーベイランス(政策監視)活動の強化に向け、新たな措置も取られた。例えば、一国の経済動向や政策措置の他国への影響、すなわち「波及効果」の問題の分析の強化に向けた取り組みとして、金融システム上最も重要な五つの国や地域(中国、ユーロ圏、日本、英国及び米国)を対象にした「波及効果報告書」を試験的に作成することになったことは、その一例である。同取り組みの主な目的は、世界経済の相互連関性に関するIMFの理解の深化を図り、世界レベルでの政策協調へのサポートを一段と向上させることにある。また、金融部門に対するサーベイランス、並びにマクロ金融の連関性も一段と重視された。金融セクター評価プログラム (FSAP)で行われる金融の安定性評価は、システム上重要な金融部門を有する国については義務化するとともに、IMFの加盟国を対象としたサーベイランスに同評価を一段と組み込むことで合意に至った。さらにIMFは、金融安定理事会と連携して行っている、半年に一度の早期警戒演習も継続し、可能性は低いものの世界経済に影響を及ぼしうるリスクの検証を進めた。また、引き続き20ヶ国グループ(G20)の相互評価プロセス(MAP)をサポートしており、世界危機で明るみに出たデータギャップの問題の解決に向け、国際レベルで調整を行っている。加えて、低所得国の世界的なショックへの脆弱性を評価する分析的枠組みも導入した。

1年を通し、国際通貨制度の機能と安定性の強化に向け様々な作業が行われた。危機に対する金融システムの頑健性は証明されたが、拡大した世界的不均衡、変動的な資本フローや為替相場、及び膨大に積みあがった外貨準備高に見られるような緊張が、引き続き懸念材料となっている。IMFは、資本フローの管理政策、外貨準備高の適正評価手法、及び国際通貨制度の機能を長期的に改善する上でのIMFの特別引出権 (SDRs) の役割の可能性について検証を行った。

## より良い加盟国支援に向けたIMFの改革・強化

2010年12月、IMFのガバナンス構造の抜本的改革案が承認された。クォータ(出資割当額)及びIMF理事会の構成の改革により、世界の現状がガバナンス構造に一段と反映されることから、IMFの信頼性と実効性の向上が期待できる。2008年に開始された改革に基づいたクォータ改革により、クォータは倍増され約4,768億SDR(約7,730億米ドル)に達するとともに、クォータのシェアが、ダイナミックな新興市場及び途上国に6%ポイント超移行される。その際、最貧困国のクォータシェアと議決権は保護される。この移行により、ブラジル、ロシア連邦、インド、中国(いわゆるBRICs)が、IMFの10大出資国に名を連ねることになる。強い理事会はIMFが効果的に機能するうえで不可欠である。理事会の構造及び構成の改革として、理事会の全選任理事制への移行や欧州先進国の理事会の議席の2議席削減などが行われる。加盟国は、クォータ増額案、並びに理事会の改革に向けたIMF協定の改正を早急に承認しなければならない。多くの場合、議会承認が必要となるが、2012年の年次総会までに批准を完了することが求められている。

2011年3月、国際通貨金融委員会(IMFC)は、シンガポールのターマン・シャンムガラトナム財務相兼副首相を議長に選出した。同氏は、その前月に退任したエジプトのユーセフ・プトロス・ガリー元財務相の後任として、最長3年の任期を務める。

2011年度を通しIMFは、融資ツールの改革を行なった。2009年3月に導入されたフレキシブル・クレジットラインは強化され、危機防止に有用かつ有効になった。また、新たに予防的信用枠が設立されたが、その対象はFCLより広く設定されている。さらに、大災害後債務救済基金(Post-Catastrophe Debt Relief Trust: PCDR)の設立を契機に、IMFは大規模な自然災害に襲われた貧困国の債務救済に向けた、国際的取り組みに加わるようになった。

2011年度もIMFは、世界金融危機の影響からの脱却を図る各国への支援、及び持続的成長を支える政策枠組みの強化を中心に、多くの技術支援を行った。また、技術支援への需要は引き続き高く、需要を満たすに十分な資源を確保すべくドナーと新たにパートナーシップを締結した。さらに、IMFの研修コースが加盟国の優先課題に対応し、各国のニーズを満たすことができるよう、研修の評価と改善に引き続き取り組んだ。2011年度には、新たに、マクロ経済診断や金融部門の課題に関する研修が行われた。

## 財政、組織、説明責任

2011年度、IMFは、加盟国の潜在的な融資ニーズに対応すべく、IMFの活用可能資金の拡充に向け大規模な措置を取った。既述のクォータに関する承認に加え、54加盟国を対象に総額208億SDRの特別増資を行う2008年のクォータ改革が、2011年3月に発効となった。また、新規借入取極(NAB)と呼ばれる、加盟国から借入を行う常設の取極の大幅な拡大についても協議を重ねていたが、これが2011年3月に実現した。これにより、NABは10倍以上の3,675億SDR(約5,960億米ドル)へと拡大されるが、これはその後、新たに活用可能となる

クォータ財源の規模に応じて縮小される。

2008年に承認されたIMFの新規歳入モデルの一環として、IMFが保有する金の一部を売却し基本財産に充当することが承認された。基本財産の運用益はIMFの予算を支えることになる。さらに2009年7月、理事会は、金の売却益の一部について、基本財産に加え譲許的融資の財源拡充にも充てることを承認した。金の売却は、市場内外で行われた後2010年12月に終了した。

本年度から2012年度初めにかけて、IMFのマネジメントにも大きな変化が起こった。2011年5月のドミニク・ストロスカーン氏の辞任を受けて始まった次期専務理事候補の選出プロセスは、2011年6月のクリスティーン・ラガルド氏の選出をもって終了した。また、ムリーロ・ポルトガル副専務理事が2011年3月に退任し、ネマト・シャフィク氏が後任となった。

人事管理の面では、IMFの発展に不可欠な多様かつ有能な人材の採用と確保に向けた取り組みが、1年を通し行われた。強力な採用活動の継続に加え、新たな給与調整システムや医療給付プラン、海外事務所現地採用職員に対する新規の給与・福利厚生プログラムの導入など、重要な人事政策改革が同取り組みで効果を発揮した。

2011年度、外部関係者へのIMFの活動の紹介、並びに加盟国との関係の強化を目指すIMFの取り組みは拡大された。世界経済におけるアジアの役割に関する大規模会議(アジア21:未来への展望)が、韓国の大田広域市で開催され500人以上のハイレベルの参加者が集った。また、アジア太平洋、欧州、中東、サハラ以南アフリカ、及び西半球の各地域を担当する地域諮問グループとの会合も継続するとともに(コーカサス・中央アジア担当グループも新規に設立)、これら地域諮問グループの合同会議を2010年10月の年次総会の際に開催した。同時に、IMFは労働組合との交流も拡大し、国際労働機関(ILO)と共催で「成長、雇用、社会的結束(The Challenges of Growth, Employment, and Social Cohesion)」会議をオスロで開催した。



# 2

## 世界経済と 金融市場の動向



# 2

## 世界経済と 金融市場の動向

2009年、世界経済は、第二次世界大戦後初めて縮小したが、2010年にはGDP成長率が5%に達するなど力強い回復軌道に乗った。しかし、経済活動のペースは国や地域でばらついており、雇用は低迷している。また、2010年の経済パフォーマンスは、前半と後半で大きく異なっていた。同年前半は、枯渇していた在庫の積み上げが、工業生産や貿易の急激な回復につながるなど回復の原動力となった。マクロ経済面の支援策も有効に機能した。しかし、同年後半には、在庫サイクルが横ばい状態となり、財政健全化という課題が多くの先進国の前に立ちはだかるなど、二番底の懸念が増した。最終的には、過剰生産能力の縮小、緩和的政策、及び信認と金融情勢の改善などが、民間需要を押し上げ回復がより自律的となった。消費も力強さを取り戻したが、投資の回復は著しいものがあつた。





左ーメキシコ・プエブラの工場で自動車を組み立てる作業員  
右ーポーランド・ワルシャワ中心街。文化科学宮殿を背景に、新しいビルの建設が進む



## 不均一な回復

世界の経済成長は力強さを増したものの、回復には依然としてばらつきが見られた。先進国の成長は緩慢で2010年の平均成長率は3%に留まった。景気後退が深刻であったことから、成長は鈍い。結果、産出高は潜在水準を大きく下回り、失業率も高止まりしている。先進国の低成長は、危機前の過剰と危機の後遺症の双方に起因している。米国などこれらの国の多くでは、住宅市場が低迷しており引き続き投資の足かせとなっている。また、危機により公的債務が大幅に拡大し、財政の持続可能性に対する懸念が拡大している。一部の先進国では、銀行の資本ポジションの強化とレバレッジの低下が不十分なことから、信用拡大の動きは弱いものとなっている。

欧州連合(EU)周縁国では、低成長、財政問題、金融市場の圧力が折り重なり特に深刻な状況となっている。低あるいはマイナス成長に加え、ソブリン債や銀行のクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)スプレッドが高い状況での、財政及び金融の持続可能性の回復には困難が伴う。EU周縁国の問題は、潜在成長率の低迷と経済資源の大幅な余剰という多くの先進国が抱える、財政調整という課題をより困難なものにする、一段と広範な問題を提起している。

一方、新興及び途上国の経済パフォーマンスは、先進国と比較し遥かに力強く、2010年の成長率は平均で7.25%だった。とりわけ、アジアとラテンアメリカの成長が著しく、これらの大半の国々は、生産能力或いはそれ以上の稼働を見せている。また、サハラ以南アフリカなど途上国でも、速いペースでの持続的成長が再開したが、危機により大きな打撃を受けた東欧新興国や独立国家共同体(CIS)は、ようやく上向きの段階に入った。

多くの新興及び途上国は、危機から一段と速いペースで回復しているが、その背景には、危機当初の堅固な財政・金融ポジションがある。さらに、これらの国は、輸出の健全な回復や緩やかな金融・財政政策に支えられた力強い内需の恩恵も受けている。危機の間に見られた資本流出は、先進国と比較し成長見通しが明るく金利も高いことから、回復過程で資本流入へと変化した。一方、一部の新興国では、インフレ圧力が増し信用が急速に拡大しており、景気過熱の兆候が見られる。

世界経済は強固な回復軌道にあるものの、総じて失業問題の大きな改善につながるほど力強いものではない。2011年4月にILOは、世界の失業者数を、2007年より約3,000万人多い約2億500万人(推定)と発表した。特に先進国での失業率の上昇が顕著であり、中東や北アフリカなど多くの新興及び途上国では、若年層の高失業率がとりわけ大きな懸念事項となっている。

2010年、金融情勢は好転したものの、依然として著しく脆弱である。マクロ経済パフォーマンスが改善し緩やかなマクロ経済政策を継続したことで、世界の金融の安定性は向上した。反面、危機の間、民間部門から公的部門へリスク移転が行われたにもかかわらず、多くの先進国の銀行システムへの信認は回復していない。ユーロ圏など一部の国では、この問題とソブリンリスクが悪影響を及ぼし合っている。

今後については、世界経済は引き続き穏やかなペースで回復すると見られる。2011年4月の世界経済見通し(WEO)は、2011年と2012年の成長率を、2010年より若干低い約4.5%と予測している。平均で、先進国の成長率は約2.5%、新興及び途上国の成長率は6.5%と、今後も二極化した回復が続くと考えられる。

見通しは、引き続き下振れリスクにさらされている。先進国では、国・金融部門の脆弱なバランスシートと低迷が続く不動産市場が、依然として主な懸念材料となっている。一部のユーロ圏などで銀行と国の資金調達ニーズが高いことから、金融リスクも下振れリスクにさらされている。

また、主に石油などの商品価格や地政学的な不透明性など、新たな下振れリスクも蓄積している。新興市場国の景気過熱や資産市場のブームも、下振れリスク要因である。しかし短期的には、先進国の企業の頑健なバランスシートや新興及び途上国の活況な需要などを背景に、想定外に成長が上向き可能性もある。

力強い需要の伸びと供給ショックがあいまって、商品価格は想定以上の速さで上昇し、回復の下振れリスクを高めている。しかし、先進国では、燃料消費に占める石油の割合が縮小し、物価スライド賃上げが一般的でなく、インフレ期待は安定しているなど、成長とコア・インフレへの影響は限定的と考えられる。しかし、新興及び途上国では、食料・商品価格の急騰は貧困層への脅威となる。さらに、食料と燃料に関連した支出の、消費バスケットに占める割合が著しく高いことから、インフレ・リスクが増すと考えられる。また、金融政策の信頼性が十全に確立されていないことから、インフレ期待の抑制がより困難な可能性もある。しかし、大半の低所得国では、こういった下振れリスクにもかかわらず、成長見通しは良好である。

## これまでの課題と新たな課題

今後1年、新たな課題も浮上するなか、政策立案者は、引き続き危機に起因する様々な課題への対応に追われることになる。先進国では、財政調整及び金融部門の再建・改革は避けて通ることはできず、これらを推進しながら回復を維持するための最善の手法を見出すことが課題である。産出高が潜在水準を下回りインフレ期待が十全に安定している間は、緩和的な金融政策を継続すべきである。財政再建は、急激に行えば成長の足かせとなり、ペースが遅すぎれば信頼性を損なう。このことから「賢明」すなわち成長を支える財政再建策を採用する必要がある。公的債務を中期的に持続可能な軌道に乗せる、成長を促進するための改革を中核とすべきである。金融面では、必要に応じた銀行のバランスシートのエクスポージャーの一層の明確化や資本増強計画の策定とともに、金融の規制・監督の早急の見直しが引き続き課題である。また、欧州などの先進国では、潜在的な成長力の押し上げのための改革を一段と重視すべきである。

社会的結束へのリスクとなっている高失業率の改善に向けた措置も

不可欠である。多くの雇用を吸収する中小企業への与信の回復につながる、銀行の再編及び資本増強の加速化が有効であろう。また、これらの企業を対象とした一時雇用に対する補助金も、雇用創出を支える上で効果的かもしれない。構造的理由による失業の増加或いは危機以前から高失業率に悩まされていた国が、新たな雇用を生み出すには、一段と広範な労働・製品市場の改革が不可欠である。

大半の新興市場国では、産出量ギャップが消滅し資本フローが増加している中で、景気過熱の回避が課題となっている。通貨の上昇、外貨準備高の一層の積み増し、及び潜在水準にある産出高の維持に向けた金融及び財政政策の調整をはじめとしたマクロ経済政策は、拡大する資本流入への適切な対処手段である。また、一連の租税措置、特定のプレンジャナルな措置、資本規制など、資本フローの管理もツールキットとして考えられる。しかし、これらは必要なマクロ経済政策調整の代替とすべきではない。為替レートの上昇については、高金利と資本の更なる流入を伴う可能性があることから、各国はこれに対し消極的となる傾向がある。しかし、為替相場の上昇は、実質所得の増加につながるのみならず、膨大な経常収支黒字を抱える国に望まれる調整作業の一環でもあり、より積極的な対応が求められる。

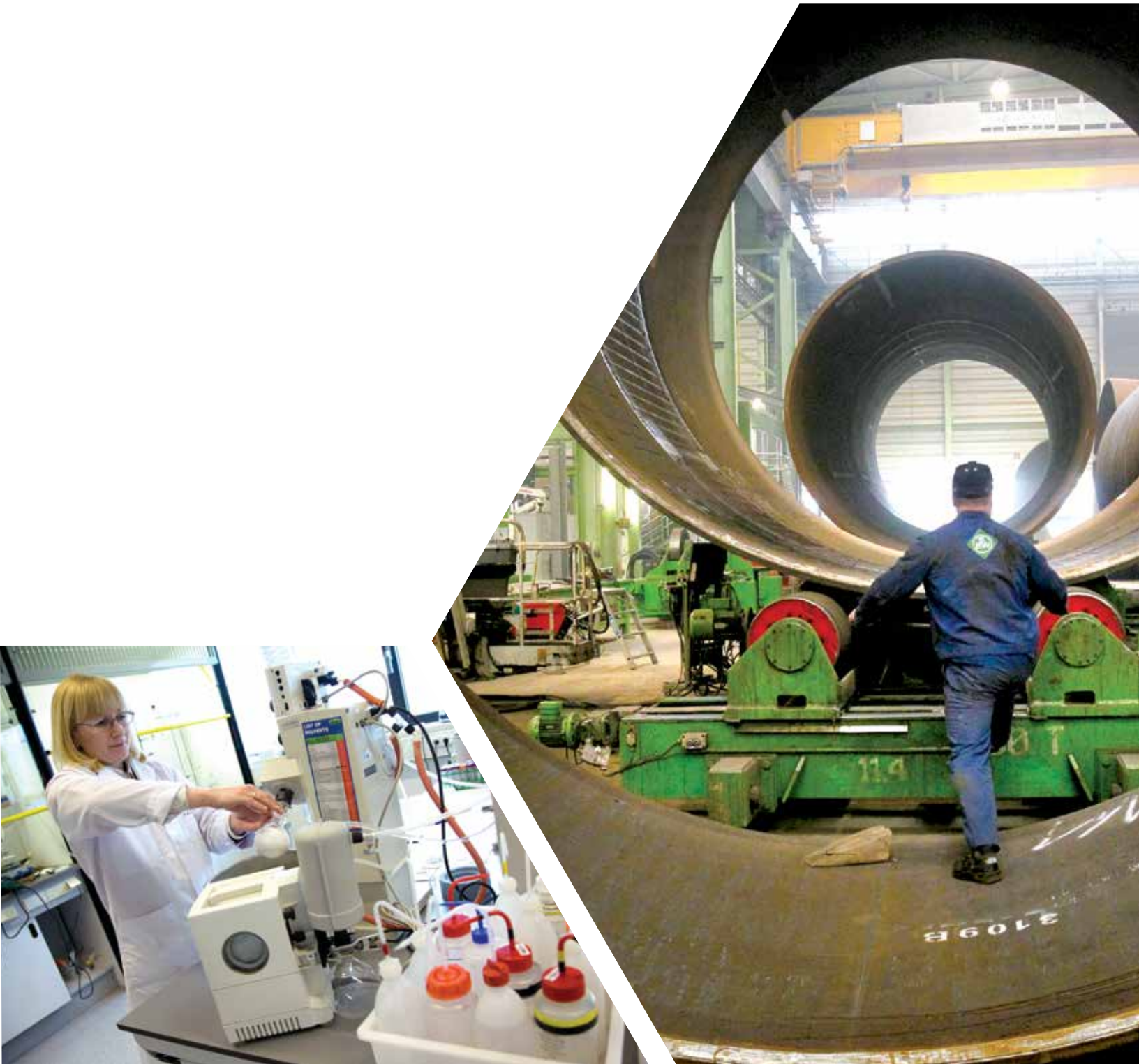
力強い持続的成長の維持には、世界レベルでの政策協調の継続が不可欠となる。先進国は、財政の健全化を成し遂げなければならない。これを実現するとともに成長を維持するには、先進国は外需への依存をより強める必要がある。対照的に、新興市場国は外需への依存を減らし、内需への依存を強める必要がある。内需と国内投資の役割を高めるための構造改革の加速化と同様、新興市場国通貨の先進国通貨に対する上昇は、世界規模での調整において重要な役割を果たすことになる。国レベルでの慎重な政策形成と国際レベルでの協調は、2年前の危機のピーク時と同様に肝要であろう。

回復を維持するうえで、金融部門改革のアジェンダの推進は引き続き重要である。銀行システムが引き続き苦境にある国は（これまで以上に一貫した厳格かつ現実的なストレステストなどを通し）透明性を高めるとともに、資本増強や再建を推し進め（必要に応じ）脆弱な金融機関を処理することが不可欠であろう。金融システム上重要な機関に起因するリスクへの対処が、引き続き懸念材料である。各国がより厳格かつ新たな規制制度へ移行するなか、銀行は資本バッファーを一段と積み上げ、バランスシートを強化する必要がある。このような長期的な金融部門改革が実現しない限り、当面の資金調達が困難な状況が、システム全体に影響する流動性発生事由を引き起こす深刻なリスクを誘致することになる。



# 3

持続的かつ均衡ある  
世界成長の確保を  
目指す政策



# 3

## 持続的かつ均衡ある 世界成長の確保を 目指す政策

2011年度を通し、各国が世界経済危機から様々な速度と形で回復を続ける中、IMFの努力は、世界経済の持続的かつ均衡ある成長を確保するための政策の特定および実施の促進、並びに危機の長引く影響に苦しむ加盟国への金融支援をはじめとする様々な支援の実施に向けられた。

IMF資金への需要は引き続き高く、本年度中に承認された取極は30件に達した(うち13件は非譲許的取極、17件は譲許的取極)。非譲許的融資の合計1,422億SDRのうち、半分以上(825億SDR)は、コロンビア、メキシコ、及びポーランド向けのFCL(フレキシブル・クレジットライン)、459億SDRがギリシャとアイルランド支援に充てられたものだった。低所得国への支援も引き続き高水準で、本年度の譲許的融資は合計11億SDRに上った。IMFは、各国の喫緊の資金ニーズに対応しつつ、以下の業務に携わった。

- ・ 成果をあげているFCLと同様に、事前の資格基準を設定しているが、事後的コンディショナリティーを活用し、より多くの国々が利用できるPCL(予防的信用枠)の導入、ならびに最悪の災害に見舞われた加盟国への追加支援の実施を目指した大災害後債務救済基金(PCDR)の設立など、将来を見据えた融資ツールキットのさらなる拡大。
- ・ 理事会およびスタッフが、国際通貨制度の安定性の向上に果たしうる資本フロー、外貨準備高、及びSDRの役割についての検証を行うなど、IMFサーベイランスのマンデート及びその手法のレビューを行い、国際通貨制度の機能の向上とその安定性の促進を優先事項とするなど、サーベイランス(政策監視)という中核分野を強化。
- ・ 先の危機における金融部門影響の大きさから注目された、国際金融アーキテクチャーの強化に係る幅広い課題の検討。
- ・ マクロ経済上の課題や国内の歳入強化に関する理事会の審議、ならびに世界経済の変化に伴い各国が抱えるリスクの評価を目的とした「脆弱性エクササイズ」の分析枠組み導入など、IMFの低所得加盟国が抱える課題の重点的検討。

## 均衡ある成長および一段と強固かつ持続可能な世界経済の確保

世界危機からの回復のペースにばらつきが見られ、一部の国が未解決の問題(低調な雇用の伸び、多額の債務、金融部門の脆弱性など)を抱えるなど、2011年度を通し、世界経済は多くの課題を抱えている。1年を通し、IMFは、よりバランスのとれた世界成長パターンを基盤とした強固で持続可能な回復の実現にむけた支援を行い、加盟国への金融支援を継続して行うとともに、こうした支援のための新たなツールキットを導入した。

### IMFサーベイランスの近代化

IMFは、その憲章であるIMF協定の下、国際通貨制度の監督、ならびにサーベイランスと呼ばれる187加盟国の経済・金融監督政策の監視に責任を負う。サーベイランスは世界、地域、および国レベルで行われるが、この過程において、内外の安定性を揺るがしかねないリスクを明らかにし、必要な政策上の調整について助言を行う<sup>2</sup>。これによりサーベイランスは、財、サービス、資本の各国間の円滑な流れを促進し、健全な経済成長を維持するという、国際通貨制度のその主要な目的の達成に貢献している。

2010年9月、理事会は、それまでに数回行った審議のフォローアップとして、危機後のIMF経済サーベイランスのマンデート及び手法の近代化の最善の方法について検討した<sup>3</sup>。その際、理事会は、様々なIMFのサービスの間のシナジー効果を高めることで、IMFのマルチラテラル・サーベイランスを強化する余地があるという点で意見が一致した。

大多数の理事が、IMFの多国間のマクロ金融分析を「世界経済見通し(WEO)」及び「国際金融安定性報告書(GFSR)」に一段と組み込むとともに、これらの報告書や「財政モニター(FM)」をはじめとした関連するサーベイランス活動の主な政策メッセージを示した、簡潔な文書を別個に作成するというスタッフの提言を支持した。また、理事会は、過去のサーベイランス・レビューにおいても、国外への波及効果を一段と取り上げるよう求めてきたと述べ、波及効果の分析の強化で合意した。かなり多くの理事は、システム上重要な国を対象とした「波及効果報告書」の試験的作成の提言を支持する<sup>4</sup>とともに、期待すべき成果、プロセス及びロジスティックスの一層の明確化をスタッフに指示した。

理事会はまた、IMFサーベイランスの影響力について、影響力を定義しそれを測定することは複雑な作業であることを認めながらも、影響力の強化が重要だと強調し、政策措置及び政策上の議論の両面において、同取り組みを継続するよう求めた。同時に、4条協議サイクルに適用される規則の合理化及び柔軟性の向上というスタッフの提言についても、大多数が賛同した。

さらに(1)マクロ金融の安定性及び雇用創出を伴った経済成長の追求、(2)国際通貨制度の改革と外需の再調整、(3)IMF支援の、低所得加盟国のニーズへのさらなる適合という3項目を、短・中期的なIMFサーベイランスの優先課題と定めた。これら優先項目は、政策担当者

が変化に先んじて政策決定を行えるよう、世界経済のサーベイランスを強化する(実際には一変させる)必要があるという認識をより広く反映したものとなっている。

### 国別サーベイランス

IMFの国別サーベイランスの中核は「第4条協議」と呼ばれるものである(ウェブ・ボックス3.1参照)。この協議はIMF協定第4条に則り、通常毎年、各加盟国と行う。IMFは、各加盟国について、関連する経済・金融の動向、今後の見通し、および政策について徹底した評価を行うとともに、その分析に基づき率直な政策助言を行う。2011年度には、127の4条協議が終了し(ウェブ表3.1参照)、その大多数のスタッフレポートや協議に伴う他の分析が、IMFウェブサイトで公開されている。

理事会は、3年ごとに国別サーベイランスの実施状況をレビューする。前回の2008年の3年毎のサーベイランス・レビュー以降、IMFは、先の世界金融危機の影響への対処に迫られる加盟国を支援する一方、危機で明らかになったサーベイランス枠組みのギャップの問題にも取り組んできた。2011年3月、理事会は、次回の3年毎のサーベイランス・レビューの準備のための非公式協議を行った。次回のサーベイランス・レビューは、2011年9月に終了する予定である。

### マルチラテラル・サーベイランス(多国間政策監視)

IMF協定は「国際通貨制度の効果的な運営を確保するため、国際通貨制度の監督」をIMFに義務付けている。この「マルチラテラル・サーベイランス」と呼ばれる責務を果たすべく、IMFは世界経済の動向を継続して監視している。WEO、GFSR、及びFMという三つの報告書(半年ごとに発行)が、マルチラテラル・サーベイランスの主体となっており、これら報告書は、世界の5地域に特化した5種類の「地域経済見通し(REO)」(詳細は第5章「外部ステークホルダーとの関わり」参照)と共に、IMFの世界の経済・金融サーベイを構成し、IMFによる加盟国の経済・金融の動向の検証に寄与している。WEO、GFSR、FMは、年に2度、それぞれ中間改訂版(アップデート)が発表される。

WEOでは、世界の経済情勢を詳細に分析するとともに、世界・地域レベルで経済見通しおよび政策課題の評価を行うほか、差し迫った課題について深部に至る分析も実施する。例えば、2010年10月のWEOでは、回復、リスク、および再調整に重点が置かれた。また2011年4月版では、特に失業率、商品価格、資本フローに注目、二極化した回復から生まれる緊張について検証した。GFSRは、世界の金融市場の評価とその見通しを提示するとともに、新興市場の資金調達問題に世界的な視点から取り組むものである。その目的は、金融市場の安定性のリスクとなりうる不均衡や脆弱性の明確化である。2011年度は、ソブリン債務、銀行のレガシー問題、システミックな流動性(2010年10月版)、巨額な債務負担と持続的な金融の安定性への道(2011年4月版)といった課題を取り上げた。一方、財政モニター(FM)は、財政の最新の動向を調査・分析し、世界の経済情勢の財政への影響や財政の中期的見通しの最新の報告を行うほか、財政を持続可能な基盤に乗せるための政策を評価する。2010年11月版では、財政の出口戦略について、その戦略から実施に至るまでを考察し、2011年4月版では、財政調整



の過程で遭遇する課題への取り組みを検証した。

2011年度のWEO、GFSR、FMの概要については第2章を参照のこと。

### 金融部門のサーベイランス

世界金融危機により、実体経済と金融部門の連関性のより深い分析の必要が浮き彫りとなり、金融部門の課題をIMFのサーベイランス活動に一段と組み込むことが重視されるようになった。金融部門の課題は、金融セクター評価プログラムを基盤に、IMFの国別サーベイランスでこれまで以上に取り上げられるようになった<sup>5</sup>。また、金融部門および資本市場の分析をマクロ経済評価に組み込むための分析ツールも開発中である。IMFスタッフは、各国に助言を行うにあたり、国際金融機関としての独自の経験から導き出した国際的経験や政策上の教訓を活用することに努めている。金融部門のサーベイランス分野におけるIMF業務については、本章後述の「一段と強固な国際金融システムの構築に向けて」に記述されている。

### 波及効果報告書

既述のように、理事会は、IMFサーベイランスのマネット及び手法の近代化をめぐるフォローアップ協議(2010年9月実施)において、システム上重要な国や地域を対象とした「波及効果報告書」の作成を皮切りに、波及効果の分析を強化すると決定した。5ヵ国/地域(中国、ユーロ圏、日本、英国、米国)に関する同報告書の作成作業は2011年度に開始された。

### 早期警戒演習

経済・金融・財政のリスク分析、および分野横断的・国境を越える波及効果の分析など、サーベイランスの強化の一環として、IMFは、金融安定理事会(FSB)と連携し、早期警戒演習を半年ごとに実施している。この演習は、可能性としては低いものの発生した場合、WEO、GFSR、FMが示すベースライン・シナリオに基づく政策提言とは異なる提言に発展するような大きな影響を及ぼし得るリスクを分析するものである。早期警戒演習は、危機の予測ではなく、システミックな危機を引き起こしかねない要因や脆弱性を、国際協調を必要とするものも含めたリスク緩和策とともに、特定することを試みるものである。2010年秋季の演習の結果の概括説明が、9月末の非公式セミナーで理事会メンバーに行われたほか、2011年春季の演習の結果は、4月初旬の理事会の非公式セッションで検証された。

### 世界危機の間の新興市場のパフォーマンス

危機対策として行われた新興市場国向けIMF融資の最初の評価において、理事会は、危機の間の新興市場国の危機対応策をより広く検証するよう求めた。その後、理事会は、2010年6月のセミナーでこの課題を取り上げ、新興市場各国の経験に基づき暫定的結論を導き出した<sup>6</sup>。理事会は、新興市場国・先進国双方にとり、健全な政策枠組みと経済のファンダメンタルズの向上への努力の継続こそ、将来のショックに対する第一の「防衛策」であると強調した。また、脆弱性に関する分析の

強化の必要性を指摘するとともに、より広くはIMFのサーベイランスと政策助言の重要性を強調した。さらに、新興市場国の回復は、先進貿易相手国の成長に支えられたと同時に、これら先進国の成長にも寄与したとの認識を示した。一方、急速な回復は、資本流入の増加、産出量ギャップの消滅、およびインフレの上昇を引き起こすリスクがあると指摘した。主要先進国の政策金利が史上最低水準の近傍で推移する中で、新興市場国の金利上昇は、資本の過剰な流入につながり、ひいては資産価格のバブルを引き起こしかねない。そのため、一部の新興市場国の金融政策の選択肢は限られたものとなっている可能性がある。

### 財政健全化のための歳出入政策

理事会は2010年2月の協議で、先進国及び新興市場国の一般政府債務、保健医療や年金等、年齢にリンクした歳出が上昇傾向にあることを指摘した。5月にはこの課題を再度取り上げ、各国の財政健全化に向けた歳出入政策を検証した<sup>7</sup>。理事の大多数は、特に先進国の財政健全化戦略について、年齢にリンクした支出の対GDP比を安定化させ、それ以外の支出の比率を削減し、効率的に歳入の増加を図るべきだと合意した。また理事会は、適切な政策ミックスについて、支出削減を柱とすべきだが、その内容は国により異なると強調した。さらに多くの国では税制のコンプライアンス・ギャップが見られるのみならず、インフォーマル・セクターや、濫用的租税回避、オフショアにおける税の濫用、詐欺、危機および景気後退に起因する税金の滞納など、税の濫用が広まっている事実について懸念を示した。これについて理事会は、税務情報の交換と透明性に係る最近の国際的協調は、前進に向けた重要な一歩であると指摘した。

### IMF加盟国への金融支援

#### 2011年度のIMF融資

##### 非譲許的融資

IMF資金への需要は2011年度も引き続き高く、コミットメントも急速に増え続けた。理事会は総額1,422億SDRに上る非譲許的取極13件を承認した<sup>8</sup>。このうち、2011年度に承認された最大規模の非予防的取極2件は、ギリシャとアイルランドというユーロ圏加盟国に向けられたものだった。

2010年5月、理事会はギリシャに対し、264億SDR(約300億ユーロ)の3年間のスタンバイ取極を承認した。これは、同国当局による、競争力強化、金融部門の安定性の向上、及び持続可能な財政の確保を通じた成長と雇用の回復を目指した、複数年の経済調整と改革プログラムを支援するものである。また、同プログラムは社会のあらゆる層での負担の共有と最脆弱層の保護を念頭に策定された。同取極は、ユーロ圏加盟国との総額1,100億ユーロの協調融資パッケージの一環であり、このプログラムにより、ギリシャ当局に対し48億SDR(およそ55億ユーロ)の融資を即時に実行、2011年3月の同国の経済パフォーマンスの3度目のレビューの後、IMFが同プログラムの下で実行した融資は127億SDR(約146億ユーロ)相当に達した。





左—ホンジュラス・ダンリで、葉巻用のタバコの葉を仕分ける従業員 右—枝編み細工用の柳の枝を大釜で煮詰める、ウクライナ・イザの男性



アイルランドでは、銀行部門への異例といえる多額の公的支援を行った後、財政赤字と公的債務が悪化、2010年の同国は、経済と金融の深刻な圧力下にあった。2010年12月、IMFの理事会は、例外的アクセスを伴った195億SDR（およそ225億ユーロ）の3年間の拡大信用供与措置（EFF）取極を承認した。ギリシャのケースと同様、同取極は、アイルランド自らの拠出も含め総額850億ユーロに上る欧州連合（EU）との協調融資パッケージの一環である。同国の最近の取り組みを基礎とするギリシャ当局によるこの経済・金融プログラムの主な目的は、銀行部門の再編と資本増強を行いダウンサイジングと頑健性の強化をすすめる、財政の健全化と改革を進めることで、競争力と成長を押し上げ、信託と金融の安定性の回復を図ることにある。同プログラムでは、レバレッジ解消と再編成、及び十分な自己資本を2本柱とした金融システム戦略も掲げており、金融および財政の安定性への懸念に対する一連の施策の範囲が拡大し実施ペースが加速化する。また、融資パッケージのうちの50億SDR（およそ58億ユーロ）という相当額が、同取極の発効直後に利用可能となった。IMF理事会は、同プログラムの1回目及び2回目の合同レビューを2011年5月に完了、新たに14億SDR（16億ユーロ）の融資が行われた。

2011年度の非譲許的融資コミットメント総額のうち半分以上（825億SDR）は、コロンビア、メキシコ、及びポーランド向けのFCL取極が占めた。ポーランドについては、同年度中に2件のFCL取極が承認された。

第一弾は2010年7月に発効となり、1年間を期限とした。この後、同国当局の要請により、理事会の承認を受け、2011年1月に一段と高いアクセス・レベルを伴う2年間の新規FCL取極に取って代わられた。コロンビア及びメキシコに対するFCL取極は、以前の取極を引き継ぐもので、それぞれ1年及び2年を期間とし、一方は2010年5月に、他方は2011年1月に発効となった。

2011年度に承認された非譲許的取極のうち、2件は拡大信用供与措置（アルメニア、アイルランド）で<sup>9</sup>、6件はスタンドバイ取極、3件は例外的アクセスを伴った取極（ギリシャ、アイルランド、ウクライナ）、2件は予防的取極（ホンジュラス、ルーマニア）だった<sup>10</sup>。2011年1月理事会は、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国にPCL取極を承認した。これは、PCLがIMFの危機予防ツールキットに加わって初のものであった。2011年度は、承認済みの非譲許的取極の拡大は行われなかった。2011年4月末現在、一般資金勘定（GRA）からの買入れ（資金の引き出し）<sup>11</sup>は、合計266億SDRに達したが、そのうち、ギリシャとアイルランドによるものが全体の約3分の2を占めた。同年度中の買戻し（返済）は21億SDRだった。

表3.1 にはIMF融資制度の一般情報、表3.2及び図3.1には本年度中に承認された非譲許的取極の一覧表が、図3.2には過去10年間の非譲許的融資の残高の推移が掲載されている。

表 3.1

## IMF融資制度

融資制度 (導入年)	目的	条件	分割供与およびモニタリング <sup>1</sup>
<b>クレジット・トランシュおよび拡大信用供与措置 (EFF)<sup>3</sup></b>			
スタンバイ取極 (1952)	短期的な国際収支上の困難に直面している国への中期的支援	妥当な期間内に当該加盟国の国際収支上の問題が解決され得るとの信頼に足る政策の導入	パフォーマンス基準と他の諸条件の遵守を条件とする、四半期ごとの買入れ(引出し)
フレキシブル・クレジット・ライン(2009)	潜在的・実際の国際収支上のあらゆるニーズに対処する、クレジット・トランシュの柔軟な制度	事前のマクロ経済ファンダメンタルズおよび経済政策枠組みが極めて強固で、優れた政策実績を有する	1年後の中間レビューを条件に、取極期間を通し早期のアクセスを承認
拡大信用供与措置 (1974) (拡大取極)	長期的な国際収支上の問題に対処するための加盟国の構造改革をサポートするより長期的な支援	構造上の対策を含め、今後1年間の政策を詳細に示した3年間のプログラムを適用	パフォーマンス基準や他の諸条件の遵守を条件とした、四半期ごとまたは半年ごとの買入れ(引出し)
予防的信用枠(2010)	健全なファンダメンタルズと政策を有する加盟国を対象	強固な政策枠組み、対外ポジション、市場アクセス、金融部門の健全性	半年ごとのレビューを条件に、大規模かつ早期のアクセス

## 特別措置

緊急支援	以下に伴う国際収支上の困難に対する支援		なし。ただし、紛争後支援については、2～3回に買入れを分けることも可能
(1)自然災害 (1962年)	自然災害	国際収支上の困難の解決に向けた妥当な取り組み	
(2)紛争後 (1995年)	社会不安、政治的混乱または国際武力紛争の後遺症	アッパー・クレジット・トランシュの取極、またはPRGT取極への道を開くための制度上・行政上のキャパシティー・ビルディングに焦点	

## 貧困削減・成長トラストのもとでの低所得国向けファシリティ

拡大クレジット・ファシリティ (ECF) (2010) <sup>5</sup>	構造的な根深い国際収支上の問題に対するより長期的な支援。持続的な貧困削減を伴う成長を目指す	3年間のECF取極を締結。参加型プロセスを経て作成されたECF支援プログラムは、マクロ経済、構造および貧困削減の各政策を一体化。加盟国が作成する貧困削減戦略ペーパー (PRSP) をベースとする	パフォーマンス基準の遵守とレビューを条件に、半年(または、四半期の場合も)ごとの引出し
スタンバイ・クレジット・ファシリティ (SCF) (2010)	「スタンバイ取極と類似」し、短期的な国際収支上のニーズと予防的ニーズに対応	12～24カ月間のSCF取極を締結。外生ショック・ファシリティの (ESF) の高次アクセス・コンポーネントに取って代わるもので、さまざまな状況下で支援を実施	パフォーマンス基準の遵守とレビューを条件(引出しが行われた場合)に、半年(または四半期の場合も)ごとの引出し
ラピッド・クレジット・ファシリティ (RCF) (2010)	外生ショックや自然災害から生じた国際収支上の緊急問題に対し、アッパー・クレジット・トランシュのプログラムが不要または実行不可能な場合に、迅速な支援を実施	レビューベースのプログラムは不要、事後的コンディショナリティーなし。ESFのラピッド・アクセス・コンポーネント (RAC) および緊急自然災害支援・緊急紛争後支援の助成コンポーネントの代わりを果たす。	通常は一度の引出し

<sup>1</sup> 貧困削減・成長トラスト (PRGT) を通したものを除き、IMF融資は、加盟国による出資金で賄われている。各国には資金上のコミットメントを示すクォータが割り当てられる。加盟国は、クォータの一部をIMFが受け取り可能な外国通貨、またはSDRで、残りを本国通貨で払い込む。IMF融資は、借入国が外国通貨資産をIMFから本国通貨で購入することにより実行、つまり引き出される。融資の返済は、借入国が本国通貨をIMFから外国通貨で買い戻すことで行われる。ECF、RCFおよびSCFの譲許的融資は、独立したPRGTより賄われる。

<sup>2</sup> 一般資金勘定から引き出された資金にかかる料率は、SDRへの週次金利に利鞘を上乗せしたものとなっている。この料率は、IMFの毎会計四半期の間に引き出された一般資金勘定全残高の日残に対して適用される。さらに、0.5%の一回限りのサービスに対する料率が、リザーブ・トランシュ以外の一般資金勘定内のIMF資金の引出しに対して課される。先行して支払うコミットメント・フィー (クォータ比200%までのコミット額に対しては15ベースポイント、クォータの200%を超えるが1,000%までの金額に対しては30ベースポイント、さらにクォータ比1,000%を超える金額に対しては60ベースポイント)が、スタンバイ取極、フレキシブル・クレジット・ライン、予防的信用枠、および拡大取極のもとでの、各期間(毎年)の引出し可能額に適用される。この手数料は、取極のもとで後に行われる実際の引出し額に応じて払戻しが行われる。SCFのもとでの予防的取極については、半年間で利用可能な資金の内引き出されていない資金には年間15ベースポイントのオペラビリティフィーが適用される。

利用限度 <sup>1</sup>	手数料 <sup>2</sup>	スケジュール (年数)	分割払い間隔
年間:クォータの 200% 累積:クォータの600%	基本金利+上乗せ金利(クォータ比300%を超える額については200 ベースポイント、借入残高がクォータ比300%を超える状態が3年 以上続いている場合には、さらに100ベースポイントを上乗せ) <sup>4</sup>	3.25 - 5	四半期
事前制限なし	基本金利+上乗せ金利(クォータ比300%を超える額については200 ベースポイント、借入残高がクォータ比300%を超える状態が3年 以上続いている場合には、さらに100ベースポイントを上乗せ) <sup>4</sup>	3.25 - 5	四半期
年間:クォータの 200% 累積:クォータの600%	基本金利+上乗せ金利(クォータ比300%を超える額については200 ベースポイント、借入残高がクォータ比300%を超える状態が3年 以上続いている場合には、さらに100ベースポイントを上乗せ) <sup>4</sup>	4.5 - 10	半年
取極承認時にクォータ比500%が利用可 能。12カ月にわたり十分な進捗が確認された 場合は、クォータ比1,000%が利用可能に	同上 <sup>4</sup>	3.25 - 5	四半期
通常はクォータの25%。ただし例外的な場合 には最大50%まで利用可能	基本金利、ただし財源によっては、年0.25%まで補助を受けることが 可能	3.25 - 5	四半期
年間:クォータの 100% (累積:クォータの300%)	0% (1/7/2010-2011年末)	5.5 - 10	半年
年間:クォータの100% (累積:クォータの300%)	0% (1/7/2010-2011年末)	4 - 8	半年
年間:クォータの25% (最大50%) 累積:クォータの75% (最大100%)	0% (1/7/2010-2011年末)	5.5 - 10	半年

- 3** クレジット・トランシュとは、加盟国のIMFクォータに応じた買入れ(引出し)規模を示す。たとえば、加盟国のクォータの25%までの引出しは、第1クレジット・トランシュのもとでの引出しとなり、国際収支上の問題を克服する相応の努力を示すことが求められる。25%を超える支払い要請は、アッパー・クレジット・トランシュの引出しとされる。これは、借入国が所定のパフォーマンス目標に達すること、分割して行われる。このような支払いは通常、スタンドバイ取極(または拡大取極)に関連している。取極外のIMF資金の利用は稀であり、今後も変わらないと考えられる。
- 4** 上乗せ金利(サーチャージ)は、2000年11月に導入された。新たな上乗せ金利の制度が2009年8月1日に施行となり、これまでのスケジュールに取って代わった。新たな制度では、クォータ比200%を超える金額に対しては基本金利に100ベースポイント、クォータ比300%を超える金額に対しては200ベースポイントの上乗せとなっている。2009年8月1日の時点で、クレジット・トランシュまたはEFFの下での取極の借入残高がある加盟国には、上乗せ金利について新旧制度どちらかを選択するオプションが与えられた。
- 5** ECFは以前、貧困削減・成長ファシリティとして知られていた。





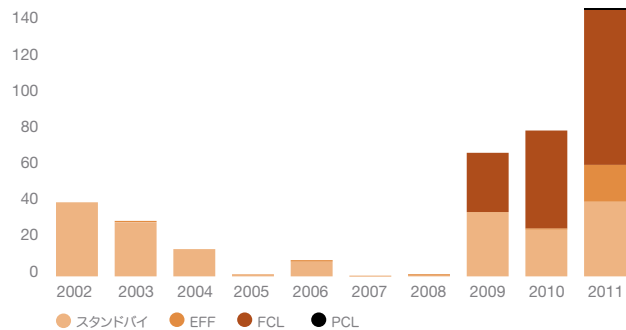
左-トーゴ・ロメの病院で、プロテーゼを作る従業員 右-パキスタン・チャルサダの村で、洪水被災者向け仮設住宅を作る労働者

緊急支援: IMFの自然災害緊急融資(ENDA)は、自然災害に起因する輸出収入の減少や輸入増大等により、加盟国に国際収支上で資金調達ニーズが生じた場合、外貨準備高を大幅に減らすことなく迅速にそのニーズを満たすためのものである。緊急支援融資は(ウェブテーブル3.2、3.3参照)、直接買入という形で実行され、所定の経済パフォーマンス目標の遵守は求められない(加えて、大規模な自然災害に見舞われた最貧国に対し、大災害後債務救済基金を通じた債務救済という形の支援も行っている。ボックス3.1参照)。

2010年9月、理事会は、2010年7月の大洪水で大きな被害を受けた直後のパキстанを支援すべく、ENDAの下で2億9,698万SDR(およそ4億5,100万米ドル)の融資の実行を承認した。また、2011年1月には、ハリケーン・トーマスで大きな経済的打撃を受けたセントルシアに対し、総額536万SDR(およそ819万米ドル)の緊急支援を承認した。このハリケーンは、2010年10月にカリブ海に浮かぶ同国を襲い、多数の死者を出したうえ、道路網、給水施設、農業部門に深刻な被害を与えた。同国への金融支援は、IMFラビッド・クレジット・ファシリティ(RCF)のもとでの383万SDR(およそ585万米ドル)、およびENDAのもとでの153万SDR(およそ234万米ドル)からなるものだった。その1ヵ月後、理事会は、RCFの下で同じくハリケーン・トーマスにより経済的痛手を受けたセントビンセント及びグレナディーン諸島に対し、207.5万SDR(およそ326万米ドル)に相当する融資の実行を承認した。このハリケーンにより、同国も農業、住宅、インフラが甚大な被害を受けた。

図表 3.1

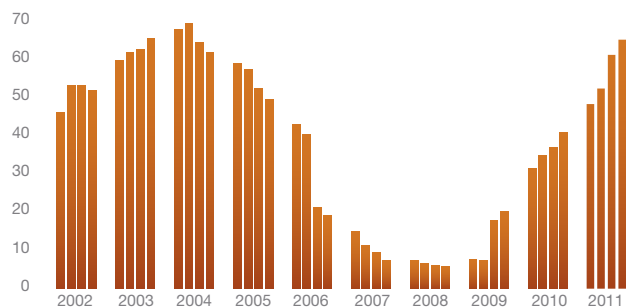
2002年度～2011年度の各年度に承認された取極  
(単位:10億SDR)



出所: IMF 財務局

図表 3.2

2002年度～2011年度 通常の融資の残高の推移  
(単位:10億SDR)



出所: IMF 財務局



表 3.2

## 2011年度中に承認された主な制度の取極 (単位:100万SDR)

加盟国	取極のタイプ	発効日	承認された金額
<b>新規の取極</b>			
アンティグア・バーブーダ	36カ月スタンドバイ	2010年6月7日	81.0
アルメニア	36カ月拡大信用供与措置(EFF)	2010年6月28日	133.4
コロンビア	12カ月フレキシブル・クレジットライン(FCL)	2010年5月7日	2,322.0
ギリシャ	36カ月スタンドバイ	2010年5月9日	26,432.9
ホンジュラス	18カ月スタンドバイ	2010年10月1日	64.8
アイルランド	36カ月EFF	2010年12月16日	19,465.8
コソボ	18カ月スタンドバイ	2010年7月21日	92.7
マケドニア旧ユーゴスラビア	24カ月予防的信用枠(PCL)	2011年1月19日	413.4
メキシコ	24カ月FCL	2011年1月10日	47,292.0
ポーランド	12カ月FCL	2010年7月2日	13,690.0
ポーランド	24カ月FCL	2011年1月21日	19,166.0
ルーマニア	24カ月スタンドバイ	2011年3月31日	3,090.6
ウクライナ	29カ月スタンドバイ	2010年7月28日	10,000.0
合計			142,244.5

出所:IMF財務局

## 低所得国への支援

**譲許的融資:** IMFは2011年度、貧困削減・成長トラスト(PRGT)の下、低所得加盟国に対し合計11億SDRの融資をコミットした。64加盟国への譲許的融資の残高は、2011年4月30日現在で49億SDRに達する。IMFの譲許的融資制度の新規取極やアクセス拡大についての詳細は表3.3に掲載されている。また、図3.3には、譲許的融資残高の過去10年間の推移が示されている。

**債務救済:** IMFは、重債務貧困国(HIPC)イニシアティブ及びマルチ債務救済イニシアティブ(MDRI)の下で、適格国に対して債務救済を行っている。2011年度、HIPCイニシアティブでコモロ連合がデシジョン・ポイント(決定時点)に到達し<sup>12</sup>、4加盟国(コンゴ民主共和国、ギニアビサウ、リベリア、トーゴ)がコンプリーション・ポイント(完了時点)に到達した<sup>13</sup>。2011年4月30日現在、36カ国がHIPCイニシアティブでデシジョン・ポイントに達しており、そのうち32カ国がコンプリーション・ポイントに到達していた。IMFは合計で、HIPCイニシアティブ下で25億SDR、MDRI下で23億SDRの債務救済を行った(ウェブテーブル3.4、3.5参照)<sup>14</sup>。適格国の大多数がコンプリーション・ポイントに達し適切な救済を受けた。理事会は、HIPCイニシアティブの今後について検討すべく、2011年2月に非公式な話し合いを行った。この課題については、2012年度にさらに協議が行われる予定となっている。

2010年7月、ハイチは、新設されたPCDR(ボックス3.1参照)を通じて

債務救済を受けた最初の国となった。理事会が、1億7,800万SDR(およそ2億6,800万米ドル)をグラント形式で同国に供与すると決定、同国のIMFからの借入残高の全額取消しに使われた<sup>15</sup>。

**政策支援インストルメント:** 2005年10月に導入されたIMFの政策支援インストルメント(PSI)は、経済的安定において大きな進歩を遂げIMFの金融支援は不要だが、IMFの助言と密接なモニタリングを継続し、自国の経済政策への承認(政策支援とシグナル送信)を求める低所得国を支援するものである。PSIは、PRGT適格国で貧困削減戦略を実施している全ての国が利用することができる。2011年度、理事会は、カーボヴェルデ、モザンビーク、ルワンダ、セネガル、タンザニア、ウガンダの6カ国に対しPSIを承認した。

## 融資枠組みの変更

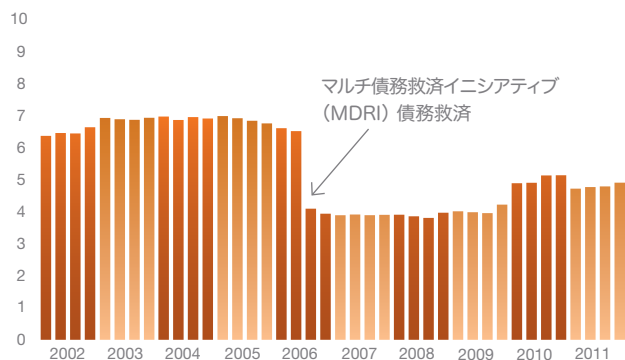
## 危機防止ツールキットの強化

2010年8月、理事会は、現行のフレキシブル・クレジットラインの適用期間及び与信額の拡大とともに、健全な政策を有するもののFCLの高い資格基準を満たすことができない可能性のある加盟国を対象とした予防的信用枠の新設を決定した<sup>16</sup>。このような保険タイプの制度の強化は、加盟国のIMFへのより迅速なアプローチを促すことで、危機防止を図るとともに、システム的な危機が発生した際に加盟国を保護することを旨としたものである。

図表 3.3

## 2002年度～2011年度 譲許的融資残高の推移

(単位:10億SDR)



出所: IMF 財務局

IMFの融資枠組みの抜本的改革の一環として2009年3月に導入されたFCLは、非常に強固なファンダメンタルズ、政策、政策実施の実績を有する国を対象としており、事後的な政策コンディショナリティーは伴わない。しかし、2年間の取極の場合は、年次適格性審査が課せられる。信用枠は、承認と同時に引き出し、あるいは予防を目的とした扱いが可能である。理事会が承認した改善点は、以下の通りとなっている。

- ・ 信用枠取極の適用期間の1年(これまででは6ヵ月)ないし2年への2倍延長。2年間の場合は、1年後に適格性の中間審査を実施(これまででは期間1年、6ヵ月後に実施)。
- ・ 加盟国のIMFクォータの1,000%という、これまでの潜在的なアクセスの上限を廃止<sup>17</sup>。アクセスは各国の資金調達ニーズに基づき決定される。
- ・ 計画されているアクセス・レベルと、こうしたアクセスがIMFの流動性ポジションに与える影響の評価に理事会の早期関与を義務付けることで、手続きを強化。

一方、FCLよりも幅広い加盟国を対象とするPCLの適格性の評価は(1) 対外ポジション及び市場アクセス、(2) 財政政策、(3) 金融政策、(4) 金融部門の健全性及び監督、(5) データの妥当性、という大きく5分野で行われる。PCLは、以上の分野の大半での優れた実績を必要とするが、そのうちの1～2の分野で多少の脆弱性を示していても、予防的資金へのアクセスを可能としている。主な特徴は以下2点となっている。

- ・ 適格性判定プロセスで判明した、経済的な脆弱性の緩和にフォーカスした事後的コンディショナリティーの設定。進捗状況は、半年ごとに行われるプログラム・レビューを通してモニターされる。
- ・ 取極の承認時には最大でクォータの500%、12ヵ月以降は、合計でクォータの1,000%までのアクセスが可能。

表 3.3

## 2011年度に貧困削減・成長トラストのもとで承認・拡大された取極 (単位:100万SDR)

加盟国	発効日	承認された額
<b>新規3年間の拡大クレジット・ファシリティ<sup>1</sup>(ECF)取極</b>		
アルメニア	2010年6月28日	133.4
ベナン	2010年6月14日	74.3
ブルキナファソ	2010年6月14日	46.2
ギニアビサウ	2010年5月7日	22.4
ハイチ	2010年7月21日	41.0
ケニア	2011年1月31日	325.7
レソト	2010年6月2日	41.9
シエラレオネ	2010年7月1日	31.1
イエメン	2010年7月30日	243.5
小計		959.3
<b>ECF取極の拡大<sup>2</sup></b>		
タジキスタン	2010年6月7日	26.1
トーゴ	2010年6月25日	11.0
小計		37.1
<b>新規スタンバイ・クレジット・ファシリティ取極</b>		
ホンジュラス	2010年10月1日	64.8
ソロモン諸島	2010年6月2日	12.5
小計		77.2
<b>ラピッド・クレジット・ファシリティのもとでの引出し</b>		
キルギス共和国	2010年9月15日	22.2
ネパール	2010年5月28日	28.5
セントルシア	2011年1月12日	3.8
セントビンセント及びグレナディーン諸島	2011年2月28日	2.1
小計		56.6
<b>合計</b>		<b>1,130.3</b>

<sup>1</sup> 以前はPRGF<sup>2</sup> 拡大については、増額分のみを表示

## 大災害後債務救済基金(PCDR)

2010年1月に壊滅的な被害を引き起こしたハイチの地震の後、IMFは、同国に債務の特別救済を行うための国際的取り組みに加わるための選択肢について検討した。2010年6月、理事会は「大災害後債務救済基金(Box3.1参照)」の設立を承認、適格と判断された極めて貧しい低所得国に対し債務救済を行い、大災害による国際収支上の例外的なニーズを満たすための財源の確保を図るとした<sup>18</sup>。

同基金の設立案についての協議において、理事会は、他の二国間・多国間イニシアティブの代替となるのではなく、これらを補完するというIMFの役割を強調した。PCDRの支援は、貧困削減・成長トラスト (PRGT) の支援適格国の中でも、最も貧しく脆弱な国に限定すべきという点で概ね意見が一致した。また、この債務救済は、被災国の経済及びその国民に計り知れない打撃を与える最も破壊的な自然災害の発生後のみに適用されるべきという点でも同意した。

大多数の理事は、適格性基準を満たしている国に対しては、災害発生後2年間、自動的に債務の利息の返済を見送るというスタッフの提言を支持したほか、より多くの関連データが出揃った後、理事会が被災国の債務の全額救済(災害直後の流動性の緊急支援も含む)を行うかを決定することでも概ね合意した。ただし理事会は、こうした債務の全額救済は、他の公的債権者による協調的な債務救済への取り組みと、債務救済実施決定の前段階における被災国のマクロ経済政策の実施状況の評価が前提とならした。

その資金源については、大多数の理事は、マルチ債務救済イニシアティブ-I (MDRI-I) の剰余金をPCDRに移転することで賄うという提言を支持或いは同調した<sup>19</sup>。今後は、加盟国からのパイの拠出により、今後の利用に備え十分な資金の確保を図ることが期待される。

## 他の組織との協働

### 20ヶ国グループの相互評価プロセス

先進並びに新興市場国・地域からなる20ヶ国グループの首脳

は、2009年のピッツバーグ・サミットで、長期的回復と強固で持続的な中期的成長の確保に向け協働することにコミットし、「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」を立ち上げた。この枠組みの基軸となるのが「相互評価プロセス(MAP)」と呼ばれる多国間のプロセスである。G20の要請を受けIMFは、G20の各国・地域の政策枠組みの整合性や、各国が追求している政策とG20の成長目標との集合的な一貫性をMAPで評価するための技術的分析を提供している。2010年10月、理事会は、MAPの流れの中で、G20の政策に関するスタッフ評価の改訂版について、非公式に説明を受けた。

2010年11月のソウル・サミットでは、G20の成長目標を脅かしかねない不均衡に対処するため、G20は (1) 主な不均衡に対する参考指針の導入によるMAP強化、及び (2) G20首脳が定めた成長目標の達成に資する政策措置へのG20各国のコミットメント、という2つの主要事項についてコミットした。2011年2月のパリ会議では、主な指標につきG20各国の間で合意に達した。公的債務、財政赤字、民間貯蓄率、民間債務、貿易収支や投資所得及び対外移転のネットフローから構成される対外バランスから成るこれらの指標は、こうした不均衡を評価する際の基礎となる。また、2011年4月にワシントンDCで行われたG20閣僚会議では、これらの指標の測定基準となる参考指針(質的または量的ベンチマーク)について合意に達した。これにより、G20各国が経済政策を相互に評価し、不安定の原因となりうる不均衡の是正策を提言し合う具体的基礎が固まったうえ、2011年11月にカンヌで開催される次回G20サミットの土台が整ったことになる。同サミットでは、各国首脳が合意した共通の成長目的の達成に不可欠な政策について、詳細な合意が取り付けられるものと期待される。

## ボックス 3.1

### 大災害後債務救済基金

大災害後債務救済基金(PCDR)による支援は、PRGTの譲許的融資の適格国で、国民1人当たりの所得(年間)が、世銀の国際開発協会(IDA)からの最も譲許的な融資を受けるための現行基準所得以下(人口100万人以下の国では、1人当たりの所得がIDAのカットオフ基準の2倍以下)の低所得国が受けることができる。PCDRの支援は、最も破壊的な自然災害を受けた場合に限定されている。具体的には、被災国の人口の少なくとも3分の1が直接的影響を受け、生産能力の4分の1以上が破壊されたか、あるいはGDPの100%を超えると見られる被害を出した場合に限定される。

PCDRの支援の下、適格と判断された低所得国は、IMFへの債務の利息の支払いの免除を、決定日から被災2年目に当たる日までの

間受ける。また、災害とその後の経済復興作業のために、被災国が国際収支面で多額かつ長期的なニーズを抱え、これらのニーズを満たす上で、債務の全額救済により確保される資金が不可欠な場合、PCDR基金が対象となるIMFへの債務全額の早期返済を行うケースもある。債務の全額救済は、公的債権者による協調的な債務救済への取り組みが行われており、基金に利用可能な資金があり、また、被災国が特定の実績及び協力の意志を有することが条件となる。

基金の原資2億8,000万SDR(およそ4億2,200万米ドル)はIMFの自己資金によるものだが、今後は、必要に応じ、ドナー国からの拠出を通じて補充されると期待される。



## 金融安定理事会

IMFは、2010年9月の理事会の承認をもって、金融安定理事会(FSB)のメンバーとなった。FSBは、主な国際金融センターの金融の安定性に携わる各国政府関係者、国際的な規制・監督機関、中央銀行の各種専門家委員会、国際金融機関が集う場所である。IMFとFSBは連携し、IMFがサーベイランス強化の一環として立ち上げた早期警戒演習を半年に一度実施する。2011年3月、両者は、G20データ・ギャップ・イニシアティブに関する会議をワシントンDCで開催した。

FSBへの加入を承認するにあたり<sup>20</sup>IMF理事会は、IMFスタッフは既に金融部門に関する様々な課題で、同理事会の前身である金融安定化フォーラムと非公式だが緊密に協力してきたと述べた。また、IMFとFSBの責任は異なるが、両者は密接に関連し補完しあっていると指摘するとともに、IMFは引き続き、国際通貨制度のサーベイランス及び加盟国内のマクロ金融の安定性を巡る課題の分析において、先導的役割を担うべきだと強調した。同時に、金融部門の脆弱性への取り組みや、金融の安定性を支える、強力な規制、監督、およびその他の政策の策定・実施という面で、IMFとFSBは協働すべきである。

## その他の連携

IMFは、その責務を果たす過程において、世界銀行、地域開発銀行、国連機関や他の国際機関をはじめ他の組織と連携している。また、バーゼル銀行監督委員会や保険監督者国際機構のような基準設定機関とも協力している。また、IMFは、ニューヨークの国連本部に特別代表を置いている。ここは、両機関の統計サービスでの協力、および社会保護や労働市場政策などの新たな分野など、両機関に関係する業務の窓口としての役割を果たすとともに、互いのイベントへの出席や参加を促している。

## 国際通貨制度の機能及び安定性の向上を促す

危機に対する国際通貨制度の強靭性は証明されたものの、世界的な不均衡の拡大、資本フローや為替レートのボラティリティ、巨額の外貨準備高の蓄積に見られるように、システム内には依然として緊張が残っている。国際通貨制度の機能の向上には、影響を及ぼしている各種要因への理解を深めるための様々な分析と力強い多国間の政策手段を組み合わせることが必要になる。理事会は、資本フロー(資本フローに係るIMFの役割も含む)および外貨準備高の積み増しとその適切な水準といった分野における年間を通した作業を通し、国際通貨制度の効果的な機能のための重要課題に対処するとともに、国際通貨制度の安定性強化におけるSDRの役割についても考察した。同課題の規模及び複雑さを踏まえ、2011年4月の国際通貨制度の強化に関する理事会の評価セッションでは、現時点までの様々な関連作業の進捗状況の評価と今後の作業分野が特定された。

## 資本フロー

### 国境を越えた資本フローにかかるIMFの役割

2010年12月、理事会は、国境を越える資本フローをめぐるIMFの役割

について協議した<sup>21</sup>。理事会は、資本フローは、各国間での資金の効率的な配分という大きな利点をもつが、反面、先の危機では、変動的な資本フローが、脆弱性の増加や国境を越えるショックの伝播という両面に大きく影響したと指摘した。

国際通貨制度の安定性の監視というIMFの責務および権限(マンデート)を踏まえ、理事会は、国際的な資本フローを巡るIMFの役割を強化すべきという点で合意した。さらに、IMFが、資本フロー及び資本フローに影響する政策に関する統一した見解を示すことは有意義であり、資本勘定に関する政策や、資本フローに影響を与える他の政策に対するIMFサーベイランスのガイドラインの確立に寄与する可能性があるとした。ただし、このようなガイドラインは、各国固有の事情を配慮する余裕を十分に持たせ、特に、資本勘定が自由化された国とそうでない国の違いを認識したものでなければならないと指摘した。

理事会は、国内の課題への対処を意図したマクロ経済、金融、及び資本勘定に関する政策は、資本フローを作り出し・抑制し、また第三国へ迂回させるなど、他の国に大きな影響を及ぼしうると指摘した。さらに、生じた緊張に対処するうえで加盟国は様々なアプローチをとる余地があるが、やはり他国に影響を及ぼす可能性があると指摘した。理事会は、IMFは、こうした潜在的波及効果や、国際通貨制度全体に与える影響に注意を促すという点でも果たすべき重要な役割があると強調した。さらに、資本フローを巡る国際的な経験から学んだ教訓を分析し広めるとともに、資本フローの発信国と受入国の間の対話の促進を図るIMFの取り組みを支持した。

さらに理事会は、資本フローの関連課題に取り組むための、より包括的で一貫した法的枠組みを策定するため、IMF協定の改正の可能性に関し様々な意見を交換した。今後、協定の改正を協議することに前向きな理事も複数いたが、大多数の理事は、さらなる分析及び実践的経験を踏まずに協議に入ることは時期尚早だとした。

## 資本流入の管理をめぐる近年の経験

理事会は、国境を越える資本フローに関する2010年12月の協議(前述の副項参照)のフォローアップとして、2011年3月に、資本フローにかかる最近の国際的経験と、資本流入の管理のための政策枠組み策定に関するIMFの活動について協議した<sup>22</sup>。理事会は、昨今の資本流入の急増は、資本受入国のファンダメンタルズや成長の見通しの改善と、とりわけ資本の発信国における緩和的金融政策が組み合わさった結果だとした。また、資本の流入は一般に、投資及び成長を促進することから受入国に利益をもたらすと強調したが、同時に、突然の資本流入の急増は、為替レートの上昇圧力、景気過熱、金融部門の脆弱性拡大、さらには、突然の資本逃避の危険性など、様々な問題の原因となりうるとの認識を示した。こうした急増に対する政策面での対応は、これまで国によってばらつきがあり、各国は通常、マクロ経済政策を他の施

策で補強する形で資本流入を管理しようとしてきた。しかし、そうした施策は、性質、規模、効果ともにまちまちだった。

大多数の理事は、資本流入の管理のための政策枠組み案の概要を総じて支持し、資本勘定が開放或いは一部開放されている全ての国に適用できるという点で合意した。また、資本流入の管理に関する政策助言は、公平かつ、各国の独自の事情や対外的な背景を十分に考慮する必要があるとした。さらに、流入する資本の吸収能力を高め、それに適切に対応できるように国内金融制度の強靱性を強化する構造的な施策に力を入れるよう推奨した。

理事会はまた、資本流入の急増に直面している国では、金融・財政政策のミックスをインフレ目標と整合的になるよう再調整し、過小評価されている通貨が強くなることを許し、外貨準備高の水準が予備的観点から辛うじて適正である場合は、積み増しを行うなど、マクロ経済政策が適切なツールであると指摘した。資本フローの管理措置は、流入に伴うマクロ経済・金融面のリスクの対応にも活用することができるが、そうした措置が、必要なマクロ経済政策の調整の代替となるべきではないと強調した。

## 外貨準備高

### 外貨準備高の積み増しと国際通貨制度の安定性

外貨準備の蓄積は、合計が、特に新興市場国で従来の基準値（ベンチマーク）を遥かに超える水準に達するなど、過去10年間で加速した。2010年5月、理事会は、外貨準備の蓄積と国際通貨制度の安定性との関連性についてレビューを行い、頻発する危機に対し一段と強靱な国際通貨制度を構築するための選択肢を検討した<sup>23</sup>。

理事会はまた、国際通貨制度の安定性は長期的な課題であるが、現在行われているIMFのマンデートの見直しの中で注視すべきだと述べた。大多数の理事は、現行のシステムについて、圧力が明らかに強まっているものの、その強靱性が実証されたとの認識を示した。

ここ数年の外貨準備の蓄積は前例の無い規模のものであり、さらに少数の通貨だけに集中しているという事実は（一部に政策上の選択でもあるが）、不均衡の自動調整機能の欠如、ショックに対する無秩序な調整、さらに国により国際流動性の確保にばらつきが見られるなど、システムの欠陥を示していると指摘された。第一に、とりわけ準備通貨の発行国や他のシステム上重要な国による健全なマクロ経済・金融政策が、引き続き国際通貨制度の長期的安定性の中核であることから、加盟国の政策に対するIMFサーベイランスの強化は、同制度の安定に不可欠だと認識が示された。

理事会は、外貨準備高への需要の増加を抑制するための複数の措置を検証した。かなり多くの理事は、各国の環境に見合った予備的準備高の適切な水準についての指針の基礎となる分析作業を、一層押し進めることで合意した。変動的な資本フローは、いわゆる自家保険の主な動機と見られるため、これらについての分析の一層の向上を求めた。

また、各国が、内外の安定性を維持しながら、資本フローの恩恵を受けるために、IMFが果たし得る役割をさらに追求することを支持した。

### 外貨準備高の適正水準の評価

多くの国が外的要因に対する脆弱性の軽減方法を見出そうと努め、世界レベルで外貨準備高が危機以前のペースで増加するなか、理事会は、2011年3月、外貨準備高の適正水準の評価方法を協議した<sup>24</sup>。適切な水準についてコンセンサスはないものの、理事会は、スタッフが提案する新興市場国及び低所得国を対象とした新たなマトリックスについて、予備的な外貨準備高の適正水準を分析するうえで価値ある出発点だとして、これを歓迎した。理事会はこれら評価を行うにあたっては「画一的なアプローチ」で臨むべきではないと強調し、マクロ経済やブルーデンシヤル枠組みと政策、予備的融資の代案、国別保険、総体的な資産及び負債などへの十分なる配慮を含めた各国独自の特性を見極め適切な判断をすることで、このマトリックスを補強することを支持した。加えて、外貨準備高の適切な水準を検証するにあたり、その管理の慣行も重要だと指摘した。

国際収支のうち資本勘定のフローが大勢を占める新興市場国に対しては、理事会は、リスク加重型のこの新マトリックス案が、広範な脆弱性を包括する一方、これまでのシンプルで透明な算出方式を基にしているとして歓迎した。一方、国際収支の脆弱性が主に經常収支に起因している低所得国については、各国の特性に基づき外貨準備高の適正水準を調整するアプローチが、こうした特性を評価に組み入れる有効な手段であると同意した。さらに、この分野の作業の一環として、適正な水準をより包括的に評価すべく、分析をさらに進め改善を図るよう奨励した。

## 特別引出権

### 国際通貨制度の安定性強化：SDRの役割？

2011年1月、理事会は、国際通貨制度の長期的な機能を改善する上で特別引出権（SDR）が果たし得る役割について協議を行った<sup>25</sup>。理事会は、SDRの役割の強化は、国際通貨制度の安定性強化に向けた努力、とりわけより強力なサーベイランスに支えられた国際的な政策協調の強化や、新興市場の金融市場の深化とシステム上重要な金融のセーフティネットの強化に取って代わるものではないと強調した。こうした火急に対応すべき努力を補完する意味で、SDRの役割の強化は、国際通貨制度の長期的な安定性に寄与しうると指摘した。ただし、その際、適切なセーフガードを導入し、政治的なコミットメントや民間部門の関心を結集することが前提となるとした。

理事会は、現行の国際通貨制度に広がる問題の原因を深部にわたって分析し、問題解決のための一貫した改革パッケージを策定する必要性を強調した。現段階では、SDRがこのプロセスにおいて重要な役割を果たすと考える理事は少ないが、総じて、加盟国全体で幅広いコンセンサスを構築することを念頭に、SDRの関連諸課題に心を開いて臨むという前向きな姿勢を示した。





左ーコソボ・ラホヴェッツでブドウを収穫する男性 右ーイエメン・アデン港のターミナルで、コンテナ船の積荷を降ろす準備をする作業員

外貨準備高の需要の増加及び世界的な不均衡の是正に対処するため、理事会はSDRの一般配分により、公的な所有者が有するSDRの総額を拡大すると案を検討した。その際、ほとんどのシナリオの下で、SDRの一般配分はインフレを助長しないというスタッフの調査結果に注目し、SDRの一般配分と従来のコンディショナリティー・ベースのIMF融資の各々の役割について、さらに検証を進めるよう求めた。

### 2010年のSDR価値の見直し

2010年11月、理事会は、SDRの価値の見直しを完了した。同見直しは通常、5年毎に行われる。この度の見直しにより、SDRの価値は引き続き、米ドル、ユーロ、スターリング・ポンド、日本円で構成される通貨バスケットの価値の加重平均を基に算出するとして一方、4通貨の構成比の変更を承認した<sup>26</sup>。2011年1月1日付で発効となる4通貨の構成比は、国際貿易及び金融における各通貨の役割をもとに、米ドル41.9% (2005年の見直しでは44%)、ユーロ37.4% (同34%)、スターリング・ポンド11.3% (同11%)、日本円9.4% (同11%)と決定された。なお構成比率は、これまでのように小数点第一位ではなく、小数点第二位を四捨五入して算出した。この決定は、従来のSDRの価値決定方法に則って行われた。

SDRバスケットの構成通貨の選択基準は、2000年及び2005年の見直しから変更はない。すなわち、SDRを構成する4通貨は、IMF加盟国または加盟国を含む通貨同盟が発行し、しかも(1)新規の構成比の発効日の12ヵ月前から遡る5年間で、財・サービスの輸出額が最も多かった加盟国または通貨同盟の通貨であり、(2)IMF協定第30条(f)に従い、IMFが自由利用可能通貨と認定したものである。また、通貨の構成比は、今後もこれら通貨の発行国(あるいは通貨同盟に参加している加盟国)の財・サービスの輸出額と、IMFの他の加盟国が外貨準備として保有しているこれらの通貨の額(各通貨建ての額)に基づくものとする。

理事会はまた、SDR金利の決定方法についても見直しを行い、今後

も、SDRバスケットの構成通貨の短期市場の金利の加重平均を基に、毎週金利を設定するとして。また、これまでと同様、米国、英国、日本については、各財務省の発行する3ヵ月もの証券がそれぞれ米ドル、スターリング・ポンド、日本円の金利となり、ユーロについては3ヵ月ものユーロ・レポ・レートが金利となる。

新規SDRバスケットを構成する4通貨のそれぞれの量は、新たな構成比に則って、2010年12月30日に算出された。その際、各通貨の正確な量については、現行及び新規のSDRバスケットの価値が等しくなるよう算出された。2011年1月1日におけるSDRの価値は、各通貨の量、すなわち、米ドル0.660、ユーロ0.423、スターリング・ポンド0.111、日本円12.1の価値の合計に等しい。

理事会は、SDRの価値の見直しに関する協議<sup>27</sup>のなかで、中国について、その財・サービスの輸出額の5年間平均は世界3位にランクし、同国の人民元の国際通貨としての利用促進に向け様々な措置が取られているものの、自由利用可能通貨という基準を満たしておらず、今回はSDR通貨バスケットから除外されたと指摘した。ただし、今後の動向を踏まえつつ、引き続き検討を行うよう求めた。

理事会は、次回のSDRの価値決定方法の見直しは2015年までに行うことで一致した。ただし、今後の情勢によっては早期の見直しも考慮すべきだとした理事もいた。

### 一段と強固な国際金融システムの構築に向けて

この度の金融危機により、金融部門が国際金融システムの安定性において重要な役割を果たすことが明らかになった。この部門をめぐる課題は2011年度のIMF業務の相当な部分を占めた。理事会は複数回に渡り、国際金融システムの強化に係る様々な側面を検討した(金融部門のサーベイランスにおけるIMFの取り組みの拡大もこの一翼を担った。本章前部の「金融部門のサーベイランス」参照)。



## 金融安定性評価を4条サーベイランスへ組み込む

1999年、アジア金融危機の後に設立された金融セクター評価プログラム(FSAP)は、各国の金融部門の包括的かつ深部にわたる評価枠組みを提供している<sup>28</sup>。同プログラムは、IMF加盟国の金融システムの長所ならびに短所を分析する主要なツールとなっている。設立当初から2010年に至るまで、加盟国の4分の3以上が、このプログラムの下での金融安定性評価を任意ベースで行った。複数回行った国もある。

FSAPの評価は、途上国及び新興市場国に対してはIMFと世銀の合同チームが、先進国についてはIMFが単独で行う。全ての評価には金融安定性評価が含まれ、この作業はIMFの責任下におかれている。また、途上国及び新興市場国に対しては金融発展の評価も含まれ、この作業は世銀が担当している。

2010年9月、理事会は、それまで任意ベースでのみ実施されてきたFSAPの下での金融安定性評価を、システム上重要な金融部門を有する加盟国についてIMF協定4条のサーベイランス協議の一部として、義務化すると決定した(ボックス3.2参照)。この重大な変更の具体的な実施方法を示したスタッフの提言についての協議のなかで<sup>29</sup>、大多数の理事は、今回の義務化は、IMF金融部門サーベイランスの強化への重要な一歩だとした。これは、IMFの現行の国別サーベイランスのマンデートに沿ったもので、IMFサーベイランスのマンデートとその手法の近代化に向けた総合的な戦略の重要な要素だという認識を示した。同時に、理事会は、全加盟国の国別サーベイランスに、金融部門の課題をさらにより包括的に組み込むため、更なる措置を求めた。

大多数の理事は、4条の下での金融安定性評価の実施間隔を5年以下とする、前専務理事の提言について、支持或いは受け入れに前向きだとした。同時に理事会は、状況によっては専務理事が、システム上重要な金融部門を有する加盟国に対し、任意ベースで3～5年というより頻繁な間隔で、同評価を受けることを奨励することが適切な場合もあるとの認識を示した。

さらに理事会は、システム上重要な金融部門を有する加盟国に対し、FSAPの金融安定性評価を義務付けるにあたり、この結果、このような金融部門を持たない加盟国がFSAPの評価を受ける機会が縮小するようなことがあってはならないと声明した。また、途上国及び新興市場国で世銀が実施している金融発展の評価は今後も任意ベースで継続するとともに、同分野でIMFと世銀が引き続き協力するよう求めた。

## マクロプルーデンス政策：策定の枠組み

2010年にIMFが実施した各国の慣行の調査結果は、マクロプルーデンス政策と金融安定性を維持する上での同政策の役割に関し、概念レベル・実際面で不明確だとする各国の政策担当者の認識を映し出したものとなった。2011年4月、理事会は、マクロプルーデンス政策の枠組みの策定に関する初の検証結果について話し合った<sup>30</sup>。理事会は、スタッフによるマクロプルーデンス政策の定義及び目的の試案に概ね同意した<sup>31</sup>うえで、同政策の主な目標は、システム・レベルの金融リ

## ボックス3.2

### 金融安定性評価の義務化

2010年9月に理事会が義務化を承認した金融安定性評価は、以下を3本柱としている。(1)マクロ金融の安定性の短期的主要リスクの原因、確率、与える影響の評価。金融システムの構造と健全性、及び他の経済との連関性についての分析に基づき行う。(2)国際基準に照らした金融部門の監督の実効性の評価など、各国の金融の安定性に関する政策の枠組みの評価。(3)リスクが現実になった場合の、金融危機を管理・解決する政府当局の能力の評価。各国の流動性管理の枠組み、金融セーフティネット、危機への対策・危機解決の枠組みを検証する。この義務的な評価は5年ごとに実施される。ただし各国は、適切と判断される場合自主的に、より頻繁に評価を受けることができる。

各国の金融部門の規模と相互連関性を組み合わせる方法に基づき、システム上重要な金融部門をもつ合計25の国と地域が特定された(下記リスト参照)。これらの国・地域は、世界の金融システムの約90%・世界の経済活動の80%を占める。この中には、20カ国グループ(G20)の15カ国が含まれるほか、国際的な銀行規制や基準の遵守状況のモニタリングでIMFと協働するFSBの大多数のメンバーも含まれている。この評価方法及び対象国・地域のリストは、金融の安定性に関する定期的かつ細部に渡る義務的評価が必要な、システム上最も重要な金融部門が確実に網羅されるよう定期的に見直される。

### 金融安定性評価の義務化の対象国(2010年9月現在)

オーストラリア	韓国
オーストリア	ルクセンブルク
ベルギー	メキシコ
ブラジル	オランダ
カナダ	ロシア
中国	シンガポール
フランス	スペイン
ドイツ	スウェーデン
香港特別行政区	スイス
インド	トルコ
アイルランド	英国
イタリア	米国
日本	

スクが様々な金融システムや国々に次第に広がることを抑止することであるべきだと指摘した。また、マクロブレードンス政策は、マクロ経済政策やマイクロブレードンス政策を補完する存在と考えるべきであり、マクロブレードンス政策とマイクロブレードンス政策などの他の政策の境界線を引くことは、実際には容易ではないと言明した。

理事会はまた、マクロブレードンス政策の分析基盤・実施基盤への理解は不十分としたスタッフの見解に同意した。また、システミック・リスクの測定は困難を伴うだろうとの認識を示し、こうしたリスクの監視を向上すべく、利用可能データの拡充の必要性を強調した。さらに、システミック・リスクの堅固な測定方法の開発及びリスクの蓄積を検知する能力の向上が、その進展を左右すると述べた。加えて、データ・ギャップへの取り組みも立ち遅れており、より詳しい情報が、顕在化しつつある不均衡の特定に資することから、その取り組みの強化が必要だとした。

### 中央銀行への危機からの教訓

各国の政策担当者が、政策枠組みへの危機からの教訓の検討に着手するなか、理事会は2010年6月、中央銀行の危機からの教訓、ならびに金融政策とマクロブレードンスの分野の問題の関係についての重要な疑問点について協議した<sup>32</sup>。

理事会は、金融の安定化には、マクロ経済上・金融システム上の課題を網羅しマイクロブレードンスな監督を基盤とした、マクロブレードンシャルな枠組みを主軸に取り組みべきだとするスタッフの評価に同意した。また、自己資本規制や資本バッファー、将来を考慮した引当金、流動性比率、慎重な担保評価といった効果的なツールを活用して、プロシクリカリティを軽減し構造的な脆弱性の蓄積を抑制することで、システミック・リスクを軽減できる可能性があると言明した。

理事会はまた、中央銀行は、主たる金融規制機関であるか否かを問わず、マクロブレードンス政策において重要な役割を担うべきだという点で概ね同意した。さらに、マクロブレードンス枠組みを具体化するための作業は数多く残されており、この分野での一層の前進を奨励した。

理事会は、物価安定が今後も金融政策の主要目的であるべきという点に総じて同意し、インフレ期待の安定化に不可欠である中央銀行の信認は確立が困難でありその維持が肝要だと強調した。一方で、システミックな動向やリスクの監視及び評価に一段と努めるよう求めた。

理事会は、今日までの経験は、中央銀行が異例の措置を採るためのいくつかのベストプラクティスが得られたことを示していると述べた。加えて、こうした措置の実効性は、明確な目的、明確な伝達、透明性、および中央銀行のバランスシートの保護により、一段と高めることができるとした。

### クロスボーダー銀行の破綻処理

国際的な金融グループの破綻処理という複雑な問題は、重要な国際的課題である。2010年7月、理事会は、クロスボーダー銀行の破綻処理の

ための協調強化の枠組み案について協議した。これには、各国当局間の協調強化に重点をおく現実的アプローチが必要となると考えられる<sup>33</sup>。

理事会は、金融機関の破綻のリスクを減らすには監督及び規制体制の強化が重要とのスタッフの評価に同意した。とはいえ、破綻のリスクを全く排除することは不可能だと認め、国境を越える破綻のシナリオにおいては、堅牢な破綻処理メカニズムを効果的に発動することが必要だと認識を示した。

総じて理事会は、政策枠組みは以下を主軸としたものであるべきだという点で意見の一致をみた。すなわち各国は、国際協調を阻む法的・実務的な障害を排除すべく自国の法律を改正し、自国の破綻処理の体制が協調の中核的基準及び強固な監督基準に見合ったものとする。さらに、クロスボーダーの破綻処理の協調のための手続きのメカニズムに合意する。加えて、理事会は、公的資金の利用を最小限にとどめることを目標に、事前の負担共有の取極の基準を打ち立てることは有益だろうとの見解を示したが、これに関するコンセンサスの取り付けは困難を伴う可能性があると言明した。

理事会は、同じクロスボーダー銀行を抱える国々は、協調を高め、これらの基準の達成に向けて尽力すべきだとした。また、このような枠組みは正しい方向への第一歩だが、政策面や技術面で取り組むべき諸課題が残っており、FSBや他の基準設定機関と密接に協力するようスタッフに求めた。

### 金融の相互連関性

2010年10月、理事会は、推進中のIMFサーベイランスの強化に向けた取り組みの一環で、金融の相互連関性について協議した<sup>34</sup>。その際、クロスボーダーの金融アーキテクチャーのマップの作成は、システミック・リスクの分布図の作成と金融ショックを伝播する断層線の特定向けた最初の重要な一歩だと認識を示すとともに、このようなマップは、脆弱性の評価、システミック・リスクの蓄積の監視、早期警戒の実施の面でのIMFの能力を一段と強化するだろうと述べた。

理事会は、金融の相互連関性の分析をIMFのサーベイランスに応用できるよう、さらなる作業の推進を求めた。このような分析は、FSAPにおける評価の向上に貢献するとともに、国際的な視点を取り入れることで国別サーベイランスの強化にもつながる可能性があると言明した。さらに、IMFのマנדート及び比較優位性に沿って、こうしたマクロ金融面のリスクの評価の向上を目的とすべきだと言明した。

また、国際金融アーキテクチャーの包括的なマッピングとシステミック・リスクの集中的な蓄積の分析の両面で、大きなデータ・ギャップと課題を抱えているとの認識を示した。また、全関係者の間での密接な協働と作業の効率的な分担を求めたほか、データ・ギャップ及びシステミックな連関性の問題に取り組んでいるIMF-FSB合同ワーキンググループ<sup>35</sup>は、こうしたギャップを埋める重要な役割を担っていると述べた。さらに、個々の金融機関とIMFのような非監督機関との間の、情報共有の妨げとなる機密厳守の問題や法的な制約も浮き彫りとなった。





左-リベリア・モンロビア郊外で、線路の復旧作業にあたる作業員 右-中国・上海のロンキンの工場で、新しい掘削機の前を通る労働者



### 金融部門による危機のコスト負担

IMFは、G20の各国首脳からの要請に応え2010年6月のトロント首脳会議に向けて、銀行システム再建のための政府介入に関連したあらゆる負担の分担において、金融部門が公正かつ大規模に貢献するために、各国が実施済み、あるいは検討中の様々な施策に関する報告書を作成した。この報告書は、2010年4月のG20財務相会議で提示された本件に関する中間報告書に続くものである。

同報告書は、様々な選択肢を分析した結果、異なる目的をもつ2種類の負担金を金融機関に求める案を提示した。その主な案は、信頼できる効果的な破綻処理メカニズムに連結させた「金融安定負担金」と呼ばれるものである。まず、第一に(金融機関の種類に応じて異なる)一定額の課徴金を課し、その後調整を加え、個々の金融機関が抱える危険性やシステミック・リスクへの加担度—例えば、規模や、相互連関性、あるいは代替性などに関連した危険性や加担度—並びに全体的なリスクのレベルの変遷を反映させるものである。またこれに加え要望がある場合、金融機関の利益及び報酬の合計額に課され一般歳入に組み込まれる「金融活動税」を、付加的に実施することもできよう。

### 基準と規範のイニシアティブの見直し

理事会は、2011年3月に基準と規範のイニシアティブの見直しを行った際<sup>36</sup>、合意された基準の遵守は、危機防止の一つの要素に過ぎないとの認識を示した。また、この度の危機により、基準と規範のアーキテクチャーにギャップが存在することが明らかとなったことから、実施状況の詳細なフォローアップや金融機関に対するサーベイランスの強化とともに、クロスボーダーの課題や危機解決に係る国際協調により「国際基準の遵守状況に関する報告書(ROSC)」の評価を補完する必要性が浮き彫りになったと述べた。国のバランスシートへの危機の影響

を踏まえると、財政のスタンダードの見直しやデータの質を評価する枠組みのアップデートの可能性などを含め、財政の透明性を改めて重視する必要があると指摘した。

理事会は、このイニシアティブに含まれる会計基準と監査基準を一つの政策分野としてまとめ、危機解決と預金保険に関する新たな政策分野を設定するというFSBの決定を支持した。新基準の評価を求める要求が多いにもかかわらず、利用可能な資源が限られている現状を踏まえ、理事会は総じて、基準の中でもROSCを優先させる必要性を指摘した。

理事会は、優先分野でのフォローアップ面の技術支援の資金については、テーマ別信託基金を活用する価値が大いにあるとした。また、システム上重要な加盟国を重視することで、低所得国や新興市場国が締め出されないよう、万全を期す必要があると強調した。

総じて理事会は、ROSCの有効性を高めるとともに、これまで以上に頻繁にアップデートできるよう、ターゲットを絞ったROSCのより幅広い利用を支持した。また大多数の理事は、ROSCの結果は、マクロ経済関連のROSCの提言を国別サーベイランスでフォローアップするなど、これまで以上にIMFサーベイランスに組み込むとした提言に賛同した。

また、ROSCへの一般のアクセスを高めるとともに、各国にROSCの公表を奨励するための取り組みを歓迎した。さらに、信頼性を期すため明確なガイドラインに基づき、ROSCの勧告の実施状況を一般に公表するメカニズムを検討することについて、概ね前向きとの見解を示した。

理事会は、基準と規範のイニシアティブの次回のレビューは、必要に応じて行う柔軟性を確保した上で、5年後に行うことで一致した。





左— ウガンダ・ブケダの牛の市場で、ソーラーパワーLEDランプを売る行商。右—ソロモン諸島の主要輸出品であるココラを作っている、ガダルカナルのココナツのプランテーション

## 低所得国の成長及び安定性確保への支援

近年、低所得国は、世界金融危機に加え直近の食料・燃料価格の最高騰に直面している。IMFでは、低所得加盟国のニーズへの対応を特に優先度の高い課題と位置づけている。2011年度、IMF理事会は、これらの国々が危機からの回復途上で直面しているマクロ経済面での課題を検討するとともに、国内歳入の拡大に向けた方策の検証を行った。IMFは、世界経済の変化に起因する低所得国の脆弱性や表面化しつつあるリスクを評価する分析枠組みを導入した。融資財源基盤を十分に確保する努力が継続されるなか、IMFの譲許的融資への需要は続いた(第5章の「予算及び収入」参照)。

課題は依然として山積しているが、低所得加盟国支援というIMFのたゆみない努力の一端は成功につながっている。例えば、HIPCやMDRIなどのイニシアティブ(本章前部の「低所得国への支援」参照)により、より多くの世帯の貧困からの脱却という目標が実を結び始め、低所得国はミレニアム開発目標の達成に近づいた。ボックス3.3は、IMFの低所得加盟国であるリベリアの「サクセス・ストーリー」を紹介している。

### 低所得国が直面するマクロ経済上の課題

低所得国が世界危機から脱却する中、2010年11月に理事会は、これらの国が直面するマクロ経済上の課題について協議した<sup>37</sup>。この中で理事会は、今般の危機は、過去40年間で最悪の経済の減速を引き起こし、2010年末までに新たに6,400万もの人々が極度の貧困に加わ

ったと指摘した。一方で、低所得国の3分の2の国々では、一人当たりのGDP成長率は、それまでの危機や大多数の先進国における状況とは対照的に、危機の間を通してプラスで推移した。

理事会は、この低所得国の頑健性は、財政赤字や経常赤字が比較的小規模であり、債務水準とインフレがより低く、外貨準備高をより豊富に備えていたなど、総体的にマクロ経済状況が危機以前より一段と強固だったことに由来すると指摘した。低所得国の大多数、とりわけIMFの支援プログラムを実施している国々では、危機の間を通し、プライマリー支出の実質的な伸びを維持することができたうえ、保健医療、教育、インフラといった優先的な部門で支出の増加も見られた。

理事会は、低所得国が危機を乗り越えるにあたり、前例を見ない大規模な融資や政策助言などを通しIMFが果たした役割は重要であったとの認識を示した。低所得国向け融資制度の改革、譲許的融資枠組みの強化、及びSDR一般配分はいずれも、世界危機の影響を緩和する上で不可欠であり、ドナー支援の触媒となり、早期の回復に貢献した。

今後について理事会は、低所得国の経済回復のペースは、地域によりばらつきがあるものの、貿易及び金融の統合の進展とより強固な国内政策を反映し、過去の危機のケースと比べ、世界各国の回復と、これまで以上に足並みをそろえた、より速いものになるとの見通しを示した。しかし、世界経済全体で下振れリスクが存在し、大多数の国の政策余地が縮小しているなど、油断すべきではないと警告した。

### 低所得国を対象とした脆弱性エクササイズ

2011年3月、IMFは、世界経済の変化に起因する低所得国の脆弱性と表面化しつつあるリスクの評価のための分析枠組みを導入した<sup>38</sup>。この低所得国を対象とする脆弱性エクササイズは、IMFスタッフが脆弱性を見極め、こうしたリスクが本格化する前に当該国の顕在化しつつあるリスクに対する頑健性を評価することで、政策対応の指導に役立てることを意図したものである。

先進国と新興市場国を対象として、IMFが先に内部で行った脆弱性エクササイズでは、資本勘定やシステム上重要な金融部門の危機、さらには世界或いは地域レベルでの大規模な伝播や混乱を引き起こすリスクのある景気後退に重点が置かれた。対照的に、低所得国を対象とするこのエクササイズでは、貿易の急変や海外からの資金フローのボラティリティといった外生ショックに起因した、成長の急激な縮小に対する各国の脆弱性が重視されている。こうしたショックは財政の不安定化を引き起こし対外安定性を損なわせるのみならず、過剰債務、銀

行制度のストレス、産出高の急落などを誘発しかねず、さらにこれら全てが福祉水準の大幅な低下や社会的混乱すら引き起こしかねない。

低所得国を対象とした年次脆弱性エクササイズの結果は、各国のリスク・アセスメントを強化するとともに、各国間の比較分析の基礎となることから、IMFサーベイランスの改善に大きく貢献するであろう。現在の政策面のバッファーに照らして発生しつつある対外リスクを評価することで、バッファーの強化が必要な分野が特定され、予防的な政策措置の余地の明確化につながると期待される。

脆弱性エクササイズは、低所得国によるボラティリティの管理と外生ショックの軽減を支える、より広範なIMFのワークプログラムの一環である。同プログラムでは、低所得国のボラティリティ管理で予防的融資手段が果たす役割を巡る作業が予定されており、政治的に不安定な環境や不十分な制度的能力に起因するものをはじめとした様々な脆弱性を抱えた低所得国の、マクロ経済面・政策面の課題のレビューも行われる。

### ボックス3.3

#### リベリア、債務の長期的な持続可能性の確保に成功

IMFや世界銀行をはじめとした官民の債権者との約5年に渡る集中的な取り組みの末、2010年6月、リベリアはついにHIPCイニシアティブのコンプライアンス・ポイント（完了時点）に到達し、対外債務総額の90%以上の削減が行われた。しかし、同国の前進の主な原動力となったのは、リベリア当局が実施した、強固なマクロ経済プログラムと意欲的な改革アジェンダだった。

IMFの活動は、政策助言、経済政策の実施状況の監視、国際社会への経済状況の定期的報告とともに、同国の財務省及び中央銀行の中核機能の再建を支える技術支援から始まった。同国のマクロ経済管理と構造改革が引き続き進展を見せ、IMFは2008年に拡大クレジット・ファシリティ（ECF）を通し新規融資を行った。さらに、IMFは、9億米ドルの債務救済を行ったが、これは加盟102カ国が一体となり資金を提供して実現したもので、その大半がコンプライアンス・ポイントの段階で実行された。

債務負担の削減に加え、リベリアでは、過去5年間で税収の対GDP比が倍増し、サハラ以南のアフリカ地域の平均に近づいた。これにより、公共サービスの供給能力の拡大も行った。経済ショックに対す

る金融の耐性も大幅に改善された。特に2009年に世界金融危機への対策としてSDRの配分が行われた結果、外貨準備高は何倍にも増加した。リベリアは5年にわたり収支の均衡に努めてきた。マクロ経済の安定性の回復に伴い、銀行部門は拡大し、より急速な成長に重要な民間部門への与信レベルが、アフリカ地域の平均にまで増加した。

5年間でこうした著しい進展を遂げた一方で、リベリアは依然として紛争の後遺症を抱えている。一人当たりの国民所得は、約67%増加し157米ドルから261米ドルになったとはいえ、その水準はいまだに低く、雇用や所得の創出が同国の喫緊の課題となっている。持続的な経済成長を確保するために、同国は、交通インフラや公共施設の再建、制度的能力の発展、及び財産権を中心に法の支配の強化に取り組みなければならない。IMFは、現在も続くリベリアへの国際支援及び同国の持続的な貧困削減に向けた取り組みに今後も貢献していくことになる。ECF取極の下での助言及びモニタリング、公共財政管理、歳入管理、或いは銀行監督への技術支援は、リベリア当局の開発目標の達成を支えると期待される。

## 途上国における歳入の増加

2011年3月、理事会は、途上国の歳入増加について協議<sup>39</sup>、この課題に関するスタッフの分析の中で示された主な原則及び提言に概ね賛同し、その応用に際しては、各国固有の環境と、改革実施の適切な順序に十分留意すべきだと強調した。理事会は、多額の支出ニーズを賄うために国内の歳入増加を図る途上国の努力を引き続き支援するにあたってのIMFの重要な役割を強調するとともに、同分野におけるIMF技術支援に対し強力な支持を表明した。

理事会は、税制改革の第一の目的は、政府の歳入を増やすことにあるが、その分配効果や効率性、長期的成長にもたらす影響も考慮すべきだと言及した。さらに、基本的な公的支出などを通じた、最貧困層の社会的保護を包括的課題とすべきだとした。

理事会は、スタッフによる途上国の中核的な税制政策に関する幅広い協議を評価した。また、付加価値税(VAT)は、相対的に有効な財源で

あることが判明したと指摘した。ただし、一部の国では、十分に的を絞った社会プログラムの実施能力に限りがあることから、VATの分配効果およびVAT収入とVATの貧困削減への活用との関連性について、詳細な説明とさらなる分析が必要だとした。

理事会はまた、特に税収の対GDP比が恒常的に低い一部の国では、最富裕層や最有力者による脱税や租税回避が懸念材料となっていると指摘した。この課題に取り組むにあたり、政府の歳入の増加のみならず、税制の透明性や公平性の向上に向けた、一丸となった取り組みが求められるとした。

理事会は、貿易関税からの収入に対する依存度が下降傾向にあることを歓迎した一方、その予算編成への影響を内国税で相殺する必要性を強調した。情報交換や地域グループ間の国際協調を高めることは、途上国の歳入基盤の保護や強化に資する。この分野では、IMF技術支援が有用であろう。



# 4

## より良い加盟国支援のための IMFの改革と強化



# 4

## より良い加盟国支援のための IMFの改革と強化

IMFは、最貧国の議決権のシェアを保護する一方で、新興市場国の重要性が高まるなど世界経済の変わりゆく現状を、より適切に反映する組織作りを目指し、ガバナンスの抜本的改革を行ってきた。2011年度に承認された直近の諸改革は、2008年に始まった改革を礎にしたもので、それまでの措置と合わせ、ダイナミックに躍進する新興市場及び途上国のグループとしてのクォータ・シェアを、合計9パーセントポイント拡大する。この新たなクォータ・シェアの配分により、IMFにおける影響力は、設立以来最大の割合で、新興市場及び途上国へ移行することになる。

IMF理事会の構成と運営の面でも改革が進められている。任命理事制を廃止し全選任理事制とする<sup>40</sup>とともに、欧州先進国を代表する理事会の合計議席数を2議席削減するとしたIMF協定の改正案もその一つである。また複数国が構成する選出母体の代表権を拡大すべく、第二理事代理の任命の実現に向けた取り組みも進んでいる。クォータおよび理事会の改革により、IMFの信頼性と実効性の向上が期待されよう。

さらに、IMFの危機防止の役割を一段と強化するとして、他の改革も承認された。IMFが自らのマנדート（責務および権限）の枠内で中心的な役割を担い、国際金融セーフティーネットの強化を図ることが肝要だとし、システミックな危機に対するIMFの対応力の増強に向けた選択肢について話し合われた。

技術支援に対する需要の高まりに応え、IMFは、能力強化（キャパシティ・ビルディング）を支える信託基金を新たに設立したほか、ドナーとのパートナーシップの強化、技術支援の有効性及び効率性の向上に引き続き取り組んだ。さらに、今般の危機では、タイムリーかつ正確な情報が不足しており、さらにこれが、政策担当者や市場関係者の効果的な対応を阻害するリスクが浮き彫りとなった。そのため、危機関連をはじめとしたデータ課題への取り組みが、2011年度も継続された。

## クォータ（出資割当額）、ガバナンス、及びマンデートの改革

### クォータ、ボイス（投票権）、ガバナンス

#### 2008年クォータ及びボイスの改革の発効

2008年に総務会が承認したクォータ及びボイスの改革は、発効に必要なIMF協定の改正が総議決権の85%以上にあたる<sup>41</sup>117カ国により批准され、2011年3月に施行となった<sup>42</sup>。これらの改革により、ダイナミックな活動をみせる加盟国の代表権が拡大し、低所得国のボイスと参加が強化される。54カ国に対する総額208億SDR（およそ337億米ドル）のクォータの増額は、加盟国が同意しクォータ払込みが完了次第、発効となる。2011年4月末現在、同改革の下での総増額分の95%以上がすでに払い込まれている。今回の改正で、総議決権数に対する基礎票の比率を一定とするメカニズムが確立されたことから、IMFの基礎票が約3倍増となることで（基礎票は各加盟国に同数付与され、それに各国のクォータに比例した投票権が上乘せされる）、IMF内での低所得国の影響力が高まる。さらに、この改革により、2012年の理事会の定期選挙の後、特定数の加盟国を代表する理事は、第二理事代理を選任できるようになる。改正を承認した総務会の決議書は、当初、この特定数を「最低19カ国」としていたが、2010年のクォータ及びボイスの改革（次の副説参照）との関連で、総務会は後に「7カ国以上」と改めた。

#### 2010年のクォータ及びガバナンスの改革

2010年11月、理事会は、第14次クォータ一般見直しを終了し理事会の改革に係るIMF協定の改正案を示すとともに、2008年に承認された改革を上回るクォータとガバナンスの改革を承認した<sup>43</sup>。加盟国がこの改革パッケージを批准すると、クォータは4,768億SDR（およそ7,729億米ドル）へと倍増となるほか、クォータのシェアは、ダイナミックな活動を見せる新興市場及び途上国と、過大評価されている国から過小評価されている国にそれぞれ6%以上移行し、最貧困加盟国のクォータ・シェアと議決権が保護されることになる。このシフトにより、ブラジル、ロシア連邦、インド、中国（いわゆるBRICs諸国）がIMFの10大出資国の仲間入りをする。さらに2010年の改革の下、理事会は全選任理事制となり、欧州先進国は議席数を合計2議席減らすことにコミットしたほか、複数国からなる選出母体の代表権を強化するため、第二理事代理を選任する機会が与えられる。加盟国のクォータを決定する計算式の包括的な見直しは2013年1月に、また第15次クォータ一般見直しは前倒しされ2014年1月に完了する予定である。この改革の実施前・実施後のクォータ・シェアの比較表は、IMFのウェブサイトで見ることができる<sup>44</sup>。

同改革パッケージは、その後2010年12月に総務会で承認された<sup>45</sup>。このクォータ増額及び協定改正案には、加盟国の批准が必要だが、多くの場合、各国の議会の承認が必要となる。加盟国は、2012年の年次総会までの批准に向け、最善の努力を払うことにコミットした。

同改革のクォータの移行は、最貧国の議決権シェアを保護しつつ過大

評価国から過小評価国へ少なくとも5%のシフトを目指した、2009年10月の国際通貨金融委員会（IMFC）の目標を上回ることになる。これに伴い、IMFの10大加盟国は、米国、日本、BRICs諸国、及び4大欧州諸国（フランス、ドイツ、イタリア、英国）となる。理事会はまた、2012年の年次総会までに、クォータの増額及び再調整、ならびに理事会改革の修正案の発効を求める工程表にも同意した。

今回の改革に至るまでに、理事会は、IMFCのクォータ・ガバナンス改革の加速化の要請に応え春季会合から11月の改革パッケージの発表に至るまでに会合を重ねる<sup>46</sup>とともに、近年では、独立評価機関（IEO）、外部の専門家、市民社会団体からインプットを受けた。度重なる会合の中でも、2010年7月のIMFガバナンス改革に関する理事会協議<sup>47</sup>では、ガバナンス及びクォータの改革に包括的パッケージとしてアプローチするという点で、理事の間で引き続き意見が分かれたものの、IMFの正当性と有効性の向上に向けた改革のビジョンを共有する重要性については、全員の意見が一致した。

加盟国の閣僚レベルの積極的な関与と監督の強化を巡る協議で理事会は、閣僚及び中央銀行総裁の関与は、多国間協調と政策の一貫性の推進といったIMFの責務を効果的に全うする上で不可欠という点で合意した。しかし、こうした関与を可能にする最善の手法については、諮問機関であるIMFCの改革によって実現するのか、あるいは意思決定機関へシフトするのかなど、引き続き意見が分かれた。

かなり多くの理事が依然として、閣僚レベルの意思決定機関の新設の必要性について懐疑的であり、総務会や理事会の弱体化を引き起こしたり、すでに適切な現行の説明責任の枠組みを乱すことがないよう注意を促した。こうした新規の意思決定機関の設置案を背景に、かなり多くの理事が、IMFC議長任期の短縮、本会議における対話の促進、コミュニケーションのより早い段階での回覧といった手続き面を含め、IMFCのさらなる改革を要請した。

理事会の選出母体は任意ベースで形成するという原則を、理事会は尊重すべきだと強調した。かなり多くの理事は、全理事選任制への移行は、議決権の一層の集中化を防ぐための手段と組み合わせることで、理事間の公正性を期するうえで有益だという見方を示した。一方で、現行システムは、理事会が効果的に機能を発揮する上で不可欠な、議決権の集中を適切に抑止しているとして、すでに十分に確立されたルールを変更することに異論を唱えた理事も複数いた。大多数の理事は、複数国を擁する選出母体の理事の第二理事代理の選出の柔軟性がこれまで以上に高まることは、理事会の再編の促進につながるのではないかと述べた。

マネジメントの選出とスタッフの多様性をめぐっては、理事会は、透明かつ開かれた選出過程に改めてコミットした。また、かなり多くの理事が、マネジメントの人選をめぐり「暗黙の了解」に終止符を打つには、政治的コミットメントが必要という点で同意した。スタッフの国籍、性別、人種、経歴など、多様性の促進については、特に上級レベルでより多くの課題が山積していると強調し、結果を確かなものとするべく、努力を継続していくとした。



## IMFマンデートの近代化

今般の世界危機により、国、地域、世界レベルで、危機以前の経済の監督体制の弱点が露呈したことから、リスクを特定し多額かつ多様な資金ニーズを満たすために、制度面で大々的な変革がもたらされた。2009年10月の年次総会でIMFCは「世界の安定性に影響を与える、あらゆるマクロ経済及び金融部門政策を網羅するようIMFマンデートの見直し」を求めた。IMFのマンデートは、サーバイランス、融資、国際通貨制度の安定性という3分野に渡っている。

### IMFCへの理事会報告書

IMFCからのIMFマンデート見直しの要請を受け理事会は、2011年度前半に、公式・非公式の会合を含めこの課題を多方面から検討し、2010年10月の年次総会で、進捗状況の報告書をIMFCに提出した。理事会は2011年度の残りの期間でも、IMFのマンデートを引き続き検証し、IMFの融資機関としての今後の役割に関する次なるステップについて非公式に概括説明を行い、第14次クォーター般見直しやガバナンス改革について話し合いを進めるとともに（本章前部を参照）、IMFサーバイランスのマンデート及び手法の近代化にかかる、フォローアップ協議（第3章参照）を行った。

### 今後の融資機関としての役割

2010年8月、理事会は、フレキシブル・クレジットライン（FCL）を改善し、新たに予防的信用枠（PCL）を導入するなど（第3章の「危機防止ツールキットの強化」参照）、危機予防でのIMFの役割の強化に向けた一連の改革を承認した。また、システム的な危機へのIMFの対応力の増強に向けた選択肢を検証、IMFがそのマンデートの枠内で中心的な役割を担いつつ、国際金融のセーフティネットの強化を図ることが重要だと強調した<sup>48</sup>。

理事会は、世界金融危機の間にFCLはプラスの成果を上げたものの、アクセスの潜在的な上限を撤廃し買入れ可能期間を延ばすことで、その吸引力やシグナリング効果をさらに高めることができたこととしたスタッフの評価に賛同した。また、FCLの適格性基準を改めて確認した上で、IMFの資源を安全に利用し、加盟国の政策が強固であるとの明確なシグナルを市場に送るためにも、適格性の審査は引き続き厳正かつ公正である必要があると強調した。

加盟国のIMFリソースへのニーズと、予期される資金アクセスのIMFの流動性ポジションへの影響を評価する作業への理事会の早期関与に関し、理事会は、スタッフによる手順案を歓迎した。また、IMF資金を、過剰な予防目的利用から保護する観点から、融資枠の未引出し残高に応じて課される現行のコミットメント・フィーは適切であることでも概ね同意した。

FCLの適格性基準は満たしていないが健全な実績を示している国を対象とした、クレジット・トランシュ制度であるPCLは、適格性審査を通

し、加盟国の政策と実績に関し、前向きなシグナリングを市場に送ることができるとの認識が示された。PCLの導入を巡っては懸念が一部残っているものの（例えば、制度の急増や重複、加盟国の階層化との認識、評価プロセスなど）、理事会は概ね、加盟国の特長、ファンダメンタルズ、政策に応じて、IMFの融資手段とコンディショナリティーを調整することで、加盟国の多様な資金ニーズを最も適切に満たすことができるとの認識を示した。

また理事会は、加盟国からIMFリソースの利用の要請があった場合、内密に適格性審査を厳正かつ公正に行うよう求めた。また、PCLの事後のコンディショナリティーの望ましい性質や程度については様々な意見があるものの、最終的には、政策面のコンディショナリティーは、必要に応じて事前行動やパフォーマンス基準を活用しながら、依然として残る脆弱性の軽減に焦点を絞るとしたスタッフ案は、適切にバランスが取れており、IMFの「コンディショナリティー・ガイドライン」に沿っていると合意した<sup>49</sup>。

理事会は、「国際安定化メカニズム」の設立案など、システムック・ショックに対するIMFの対応強化に向けた様々な選択肢に関し、初の協議を行った。その際、大多数の理事は、総じて、簡素化されたメカニズムのプロセスに照らし、システム的な事象に取り組むための選択肢と手法をさらに検討することに異存はないとした。このプロセスは、理事会の決定を中核とするもので、関係機関との密接な協力を重視し、IMFの現行の融資手段と政策に基づき、さらに関係国合意のもとFCL取極を複数国と同時に結ぶことを可能にする。また、できるだけ幅広いコンセンサスを構築するうえで、加盟国との相互交流の拡大は不可欠だと認識が示された。さらに、地域金融取極とのシナジー効果の向上に関するスタッフによる作業の一層の推進を支持した。

## 加盟国、理事会、及び組織の活動

### 加盟国

2010年6月、ツバルはIMF協定に署名して、187番目の加盟国となった<sup>50</sup>。また、2011年4月には、南スーダン共和国から加盟の申請が提出された。この申請はIMFの加盟手続きに関する規定に則って現在審査中である<sup>51</sup>。

### ラオス人民民主共和国による協定第8条の義務の受諾

2010年7月、ラオス人民民主共和国政府（IMF加盟：1961年）は、IMF協定第8条の2、3、及び4項に定められた義務を、2010年5月28日付で受諾したとIMFに通知した<sup>52</sup>。これにより、同国は、IMFの承認を受けない限り、経常的な国際取引の支払いおよび資金移動を制限せず、同国あるいは同国のあらゆる財政機関が差別的な通貨取極に関与することなく、また複数通貨制度を採らない。これまでのところ、IMF全加盟国（187カ国）のうち167カ国が、第8条に基づく義務を受諾している（付表II.8参照）。



左—春季会合で記者会見に臨むターマン・シャンムガラトナムIMFC議長 右—ツバルの首都フナフチの環礁の上にたつ議会ビル。同国はIMFの187番目の加盟国となった。



## 理事会

### 2010年の理事会選挙

現枠組みでは、IMF理事会は、任命理事5名と、加盟国または加盟国グループにより選出された選任理事19名の合計24名の理事、及び理事会議長を務める専務理事で構成されている。IMF協定は、理事会定期選挙を2年ごとに実施するよう定めている。2010年の理事会定期選挙は同年11月に終了、新理事会が発足した<sup>53</sup>。新たに選出された理事の任期は2012年10月31日までとなっている。IMF協定の規定により、次回の定期選挙は2012年秋に予定されている。目的は、2010年10月に総務会によって承認された改革パッケージのもとで2012年の選挙を実施することであり、その後の理事会は、前述のごとく、選任理事のみで構成されることになる。

### 理事会の効率性及び有効性の最大化

2010年5月「理事会委員会に関するワーキング・グループ」は、理事会の有効性及び効率性の改善にむけた諸改革の特定を筆頭課題に据えた。世界危機の影響を受け業務量は引き続き膨大であり、その対策として(1)業務フローを円滑にし、春季会合や年次総会の前に理事会の会合が集中するのを最小限に抑えるため、ワーク・プログラムの中で政策事項や国別事項を優先させる、(2)ワーク・プログラムの工程における理事会、マネジメント、スタッフの間の連携を改善する、(3)4条協議やプログラム・レビューについては、一定の期間ベースの自動承認制度の活用を増やす、(4)戦略的課題に重点を絞った協議の余地を増やすべく、さらに焦点を絞り込んだ、理事会の会合の事前準備を行うなどが挙げられた。

## IMFC議長

加盟国の財務相や中央銀行総裁が構成する国際通貨金融委員会

(IMFC)は、総務会の主要な諮問機関で、IMFが直面する重大な政策課題について協議を行う。同委員会は、年に2回、すなわち、春季と、秋季に行われるIMF・世界銀行年次総会の時に会合を開く。

2011年3月、IMFCは、シンガポールのターマン・シャンムガラトナム財務相を、同委員会の議長に選出した<sup>54</sup>。任期は最長3年となっている。同氏は、シンガポールの教育相を経て、2007年12月より同国の財務相を務めている。政界進出以前は、同国の中央銀行であり金融規制機関でもあるシンガポール通貨庁の長官を務めた。今後IMFC議長として、幅広い経験と、経済、金融についての豊富な知識を活用し、世界各国の政策担当者と活発に関わることになる。

ターマン財務相は、2月に退任したユーセフ・プトロス・ガーリ・エジプト元財務相の後任である<sup>55</sup>。プトロス・ガーリ博士は2008年10月よりIMFC議長を務めた。前専務理事は、IMF及びその加盟国に果たした同氏の功績に謝意を表すとともに、同議長の下でIMFCは、IMFサーベイランスの近代化、融資枠組みの改革、クォータおよびガバナンス改革を通じ、金融危機からの世界的な回復に向けた政策連携を確保しIMFの将来の形成のための助言及び指針を示すにあたり、重要な役割を担ったと述べた。

### モケツィ・セノアナ理事代理の逝去

IMFは、2011年3月、レソト中央銀行総裁であり、IMF理事代理であったモケツィ・セノアナ博士の死去に哀悼の意を表した<sup>56</sup>。マクロ経済ならびに経済開発の専門家として同氏は、豊かな経験を駆使してIMFの諸課題に取り組んだ。同氏は同国の金融開発計画相、南部アフリカ開発共同体の金融投資政策上級顧問などを歴任。レソト国立大学で経済学の教鞭も振った。前専務理事は、レソトの国民及び同氏の家族に対し弔意を表すると共に、同氏の死を心から悼むと述べた。



## 春季会合及び年次総会の刷新

2010年10月の年次総会と2011年4月の春季会合では、ステークホルダー間の関係を刷新しかつ一段と促進する継続中の努力の一環として、数々の改革が行なわれた。その一貫した目的は、政策担当者や他のステークホルダーの間で国際マクロ経済及び金融をめぐる喫緊の課題を話しあう、主要フォーラムとしての両会合の潜在能力を最大限に発揮することにある。この方針の下、両会合の影響力と吸引力を拡大すべく、イベントの数や種類が大幅に拡張された。春季会合と年次総会の一貫したブランド認知の確立に向け、新しい近代的なロゴがデザインされた。また、会議スケジュールは、簡素化された本会議を中心にコンパクトに生まれ、総務のスピーチはウェブキャストで放映された。G20、24カ国グループ(G24)及びイギリス連邦からの会合の要請を受け入れるとともに、プログラム・オブ・セミナーズや会議を強化した。デジタルサイネージ(電子看板)やタッチスクリーンの数を増やし、参加者の様々な情報へのリアルタイムでのアクセスを可能にした。また、代表団やスタッフ向けに「IMFコネクト」と呼ばれる、オンラインのコラボレーション・ネットワークを導入した。IMFは、世界、地域そして国レベルでの報道やソーシャル・メディアも活用した。そのほかにも、プログラム・オブ・セミナーズに関連し新たにメディアとパートナーシップを結び(BBC、CCTV、CNBC、FT、NDTV)、新興市場国および途上国のジャーナリストや市民社会団体の代表が、各会合をカバーできるようフェローシップ・プログラムも拡大した。

## 加盟国の能力強化

IMFの中核的な業務であるキャパシティ・ビルディング(能力強化)は、受入国の持続的成長を支えるマクロ経済政策の実施能力の強化を目指しており、技術支援(TA)と研修で構成される。

### 技術支援

加盟国の要請に基づき、IMFは、専門的な課題について細部にわたる政策助言を行い、健全なマクロ経済政策、金融政策及び構造政策の立案・実施の制度的枠組みの実現を支えるべく、技術支援を行っている。TAは、IMFサーベイランスや融資と一体化され、IMFの全般的な政策助言を支える。また、キャパシティ・ビルディングを通じ、各国と技術的な課題について掘り下げた討議を行うことで、IMFスタッフが、国際経

済に芽生えつつあるリスクを常時把握することが可能となっている。

IMFは、財政問題、通貨及び資本市場、統計、経済活動を取り巻く法的枠組みなど、その中核的な専門分野で技術支援を行っている(図4.1参照)。2011年度、IMFは、180カ国以上の加盟国にTAを提供した(図4.2参照)。そのうちおよそ60%は低所得国及び低位中所得国を対象としたものだったが(図4.3参照)、欧州危機に伴い、上位中所得国や高所得国へのTAも大幅に増加した。また、IMF支援プログラム実施国に対する技術支援も増え続けている(図4.4参照)。

### 技術支援イニシアティブ

#### 危機への対応

2011年度のIMFのTAは、世界金融危機とその影響からの回復を図る各国への支援に的が絞られた。ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、ラトビアなど、世界危機の大きな痛手を受けた国に対しては、財政問題への支援が行われた。この支援により、各国当局がいずれ調整プログラムに組み込むことが可能な、税制及び支出の措置が特定され、実際、その多くが最終的に調整プログラムに盛り込まれた。各国による長期的な財政強化を支援すべく、IMFはTAで、予算管理、公共財政管理、歳入管理の改善のための施策に対する助言も行った。また、金融危機の原因と結果に取り組むための技術支援の要請が増加した。とりわけ、危機解決、金融部門サーベイランス、ストレステスト、規制改革、クロスボーダー銀行の破綻処理、マクロ・プルーデンス政策、金融システムの流動性管理、公共部門のバランスシートリスク管理についての要請が目立った。例えば、世界危機のアイスランドへの深刻な打撃やジャマイカの債務危機に対処するにあたり、金融部門へのTAが、IMF支援の中核となった。

#### 従来のキャパシティ・ビルディング技術支援

2011年度は、政府予算分野のTAに対する需要が引き続き高く、基本的な制度インフラ、税制政策及び税制管理、金融部門の強靱性、金融政策運営の健全性、低・中所得国や脆弱国における統計の質向上に支援が行われた。

財政分野でのキャパシティ・ビルディングのTAは多岐に及んだ。ハイチ向けTAは、なかでもマクロ財政の予測及び報告、キャッシュマネジメント、政府会計の改善を通じ、復興に向けた海外からの援助の拡大の支

### ボックス4.1

#### 半世紀におよぶIMFへの貢献 A. シャクーア・シャーラン

2011年1月、理事会は、50年に渡りIMFに献身的に貢献したA・シャクーア・シャーラン筆頭理事に対し謝意を表した。エジプト国籍の同氏は、1961年、IMF調査局にエコノミストとして加わった。1969年に中東局へ異動、ディビジョン・チーフ、後に局長を歴任するなど、人格高潔で力強いリーダーシップをもって同局の運営に当たった。1992年にバーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、

レバノン、リビア、モルディブ、オマーン、カタール、シリア・アラブ共和国、イエメン共和国を代表する理事に選出された。同氏の功労を称える席上で、ドミニク・ストロスカーン前専務理事は、同氏について「IMFの対加盟国の素晴らしい大使であり、スタッフの代弁者であり、力強いマネジメントへのパートナーである」と述べた。



援を目指した。ヨルダン、メキシコ、ナイジェリア、パナマ、ペルーへの支援は、財政リスクの分析、官民パートナーシップ管理、政府系ファンドの設計における財政面の課題といった専門分野を網羅した。また、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国では長期キャパシティ・ビルディング及び税務行政改革、ペルーでは財務省再編及び政府統合口座の導入、ベトナムでは税制政策及び税管理のための改革戦略の導入をサポートした。

本年度の通貨・金融面のキャパシティ・ビルディングのTAは、各国の金融政策運営の改善をはじめ、中央銀行の会計強化にむけた指導を行

った。また、カンボジア、インドネシア、フィリピン、ベトナムでは、長期専門家が銀行の監督強化において様々な関係者と協力した。

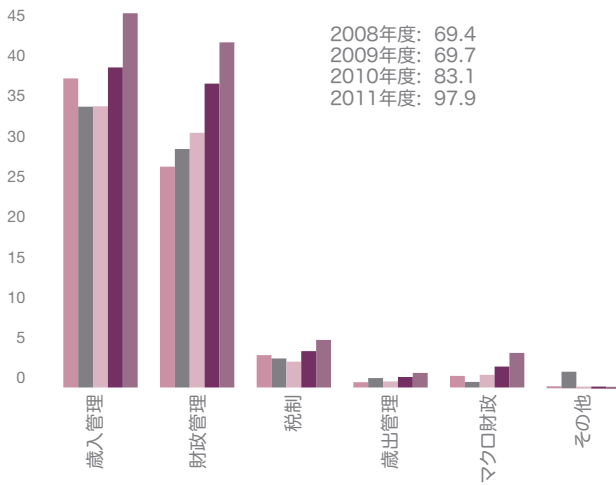
2011年度は、マクロ経済および金融の統計の集計の改善に向けた支援が継続して行われた。中でも、2010年12月に完了した「直接投資残高共同サーベイ」では、IMF専門家が72カ国と協力、これらの国々の海外直接投資のデータ改善を支援した。また、アフリカでは、経済統計及びデータ公表の改善に向け幾つかの国を支援したほか、カリブ海でも、より正確なGDPと一連の物価統計調査の一層の改善において数カ国を助けた。サハラ以南アフリカでは、政府の財政統計の地域基準の導入に向け、専門家が複数国を支援した。さらに、IMFの支援を

図表 4.1

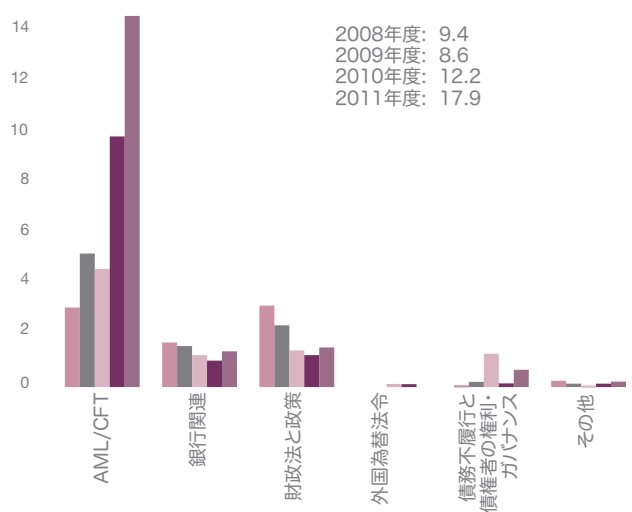
局別・テーマ別 TA実施状況 (単位:人年)

● 2007年度 ● 2008年度 ● 2009年度 ● 2010年度 ● 2011年度

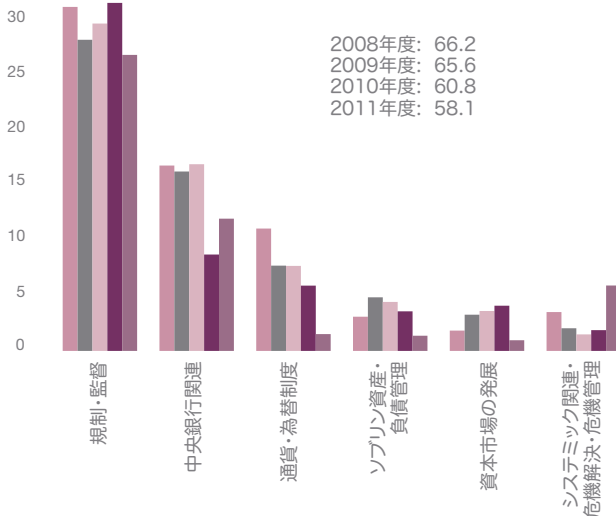
財政局



法律局



金融資本市場局



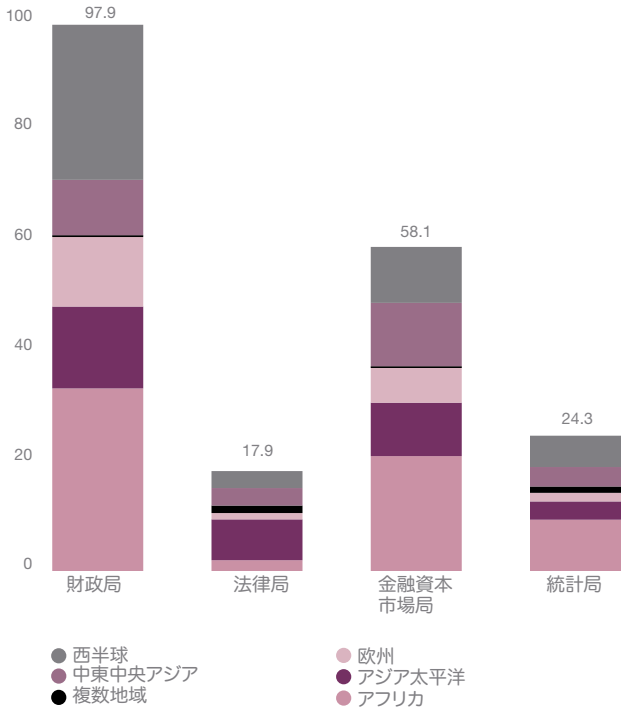
統計局



出所: IMF技術支援管理局

図表 4.2

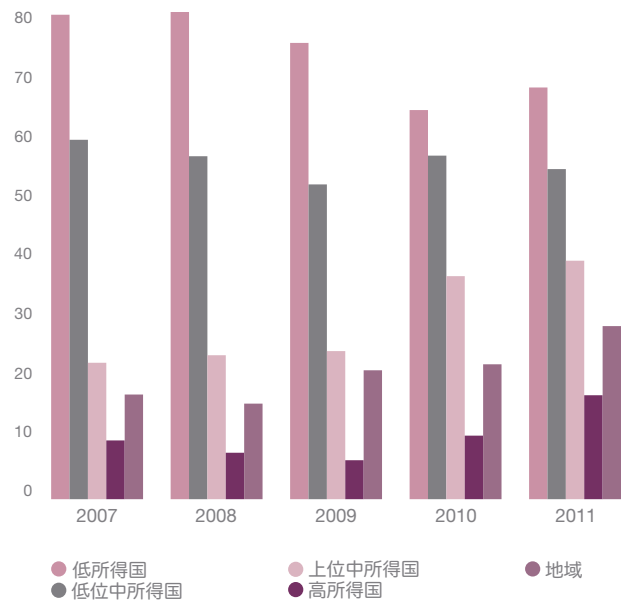
局別・地域別2011年度技術支援 (TA)  
(人/年)



出所: IMF技術支援管理局

図表 4.3

所得グループ別TA実施状況  
(単位: 人年)



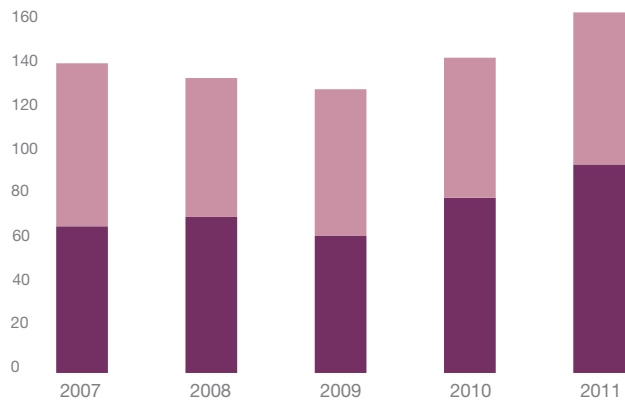
出所: IMF技術支援管理局

図表 4.4

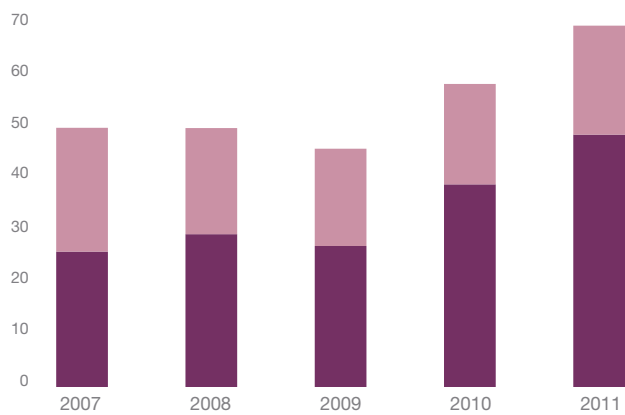
国状況別IMFのTA

● その他 ● プログラム実施国

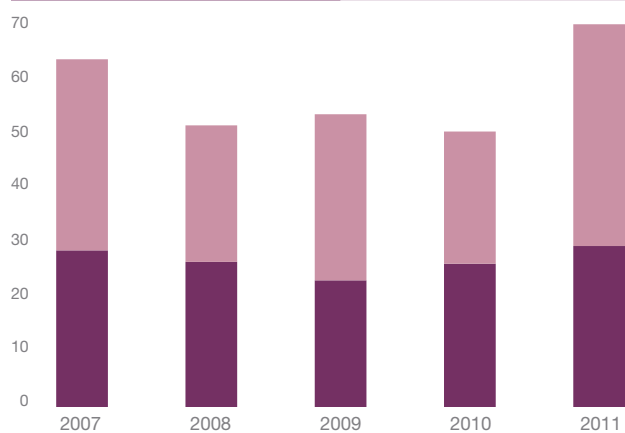
IMF全体<sup>1</sup>



財政



金融資本市場



出所: IMF技術支援管理局

<sup>1</sup> IMF研修所による研修は含まない



左—市民社会団体代表、ジャーナリストとユースは、2011年春季会合で意見交換を行った。右—マケドニア旧ユーゴスラビアのストルミカ近郊の村で、パプリカの下処理をする女性達



受け、他の多くの国が統計報告やデータ公表の改善を行った。

法的な面の助言では、経済政策を司る枠組み、資金洗浄・テロ資金対策、IMF協定下の義務に焦点が向けられた。財政・金融部門におけるTAを補完するため、法務関係の専門家らは、金融部門に関する法案の作成、課税、財政管理、個人及び法人の破たん処理関連で各国を支援した。

#### 技術支援プログラムの改革

IMFは、2011年度中、ドナーとのパートナーシップ拡大と、ドナーが資金を拠出するTA活動の管理の改善を行うことで、TAの有効性を引き続き高めた。IMFのキャパシティ・ビルディング活動の原資となるドナー拠出金は、より専門的な助言の要請など、増大する需要にIMFが応える上で不可欠となっている(図4.5参照)。

#### 地域技術支援センター

ドナーからの拠出金は、大洋州、カリブ海、アフリカ、中東、中米にあるIMFの7カ所の地域技術支援センター(RTACs)の運営に不可欠である。これらの地域センターは、技術支援及び研修へのIMFの地域的アプローチの重要な一部をなしている。同アプローチにより、各地域の特定のニーズにさらに適した支援が可能になるとともに、浮上するニーズに素早く対応するIMFの能力が強化される。

被支援国の要請に応じ、IMFはRTACsのネットワーク拡大を引き続き行った。AFRITAC Southが大々的な準備を経て、2011年6月にモリシャスで運営を開始した。アフリカ南部で活動を展開するこのセンターは、アフリカ開発銀行、オーストラリア、ブラジル、カナダのほか、欧州連合(EU)と他の地域組織(インド洋委員会、東南部アフリカ共同市場、東アフリカ共同体、政府間開発機構)の地域プログラム、欧州投資銀行、フィンランド、スイス、英国といったドナーから支援を受けている。また、十分な資金の調達が可能の場合、2012年には、フランス語圏以外のアフリカ西部の国々を担当するRTACが新たにオープンする予定である(これにより、サハラ以南アフリカ地域全体がカバーされる)。また、中央アジアを担当するセンターの設立も予定されている。

さらに、需要増加に対応し拡大が進んでいる既存のRTACsでも、新段階に向け、大規模な資金調達活動が進められている。

#### テーマ別信託基金

ドナーからの拠出金は、IMFのテーマ別信託基金(TTF)を通じた技術支援を支える上で不可欠である。TTFは、専門的な課題をカバーしRTACsを通じて行われる地域主体の支援を補完している。2009年5月に運用が開始された最初のTTFは、資金洗浄・テロ資金対策(AML/CFT)に関連したキャパシティ・ビルディングに焦点を絞ったものだった。

2件の新規TTF(税制および税管理と、天然資源管理)の設立を目指す2012年度のワークプランがドナーにより承認されている<sup>57</sup>。これら二つの新たな信託基金は、オーストラリア、ベルギー、EU、ドイツ、クウェート、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、オマーン、スイスの資金拠出を受けるが、これらの国や地域は、これら二つの信託基金の5年間の予算の80%以上にあたる、4,500万米ドルの拠出にコミットしている。これらのドナーの多くは最初のTTFもサポートした。他の同様のイニシアティブにも積極的に参加するドナーのこうした姿勢は、キャパシティ・ビルディングをコーディネートし、IMFの専門知識の活用において、TTFが効果的な手法であると認識されていることを示している。また、外部資金を活用した職員任用制度に関するTTFの立ち上げの準備も進められているほか、経済統計や持続可能な債務戦略に関わるTTFの設立、さらにアフリカ向け研修を支えるための作業も継続して行われている。

#### ドナーとのパートナーシップの拡大

IMFは、ドナーとのバイのパートナーシップを拡大・深化すべく引き続き努力を継続している。欧州連合は、2009年12月にRTACsへの支援を行った後、2010年11月、IMFのキャパシティ・ビルディング活動を支援するため、IMFと初のバイの取極を結んだ。IMFはまた、2011年度中、日本(IMFのキャパシティ・ビルディング・イニシアティブの最大のドナー)、英国、スイス、カナダ、オーストラリア、ノルウェー、オランダ、フランス、ニュージーランドとのパートナーシップを強化した。どの国も、財政圧力にもかかわらず、同年、IMFのTAへの支援を継続した。例えば日本は、2010~12年度にかけて1億米ドル以上拠出することにコミットした。またスウェーデンは、2011年度にTA支援を再開させ、新規のマルチドナーの「リベリア・マクロ財政信託基金」を援助した。加えて本年度には、カリブ海地域での経済管理の支援を目的に、カナダが560万米ドルを拠出したプロジェクトに対し、世界銀行との間で合意書を交わ



したほか、米国との初の合意書にも署名した。2011年度に受け取ったキャパシティ・ビルディング向け資金は、合計およそ1億2,000万米ドルに達し、前年比で21%の増加となった(ウェブ表4.1参照)。

### 有効性及び効率性の向上

2011年度、IMFは、効率性の向上、内部の優先順位付けの強化、コストの改善といった2008年のTA改革の目的の達成に向け、引き続き成果を上げた。結果、ドナー拠出をひきつけ(前副説参照)、2008～9年のIMFの規模縮小以降、キャパシティ・ビルディングへの需要増加に応えることが可能となった。この大規模な構造変革に照らし、IMFは、各国にキャパシティ・ビルディングへの拠出を求める政策を、その発効前(2011年5月1日)に撤廃した。技術支援に課金する政策は2008年のTA改革において示されていたが、危機の発生と複数の加盟国からの要請を受け実施が延期されていた。同政策の廃止の決定は、新たな環境では、キャパシティ・ビルディング活動への課金により得られる利益は限られており、課金コストの方が割高となったとした評価結果に基づいたもので、支払いが可能な国にTAが偏る危険性を緩和するためのものであった。

2011年度には、2008年の改革をフォローアップし、IMFのTAの有効性及び効率性の強化をめぐる様々な点に焦点を当てたワーキング・グループが複数設置された。TAの資金調達に取り組むワーキング・グループは、TAの緊急ニーズに対応すべく柔軟性を確保するため、ドナーとIMFの間の適切な資金ミックスを検証した。また、成果重視型のマネジメントに取り組むワーキング・グループは、同分野におけるIMFのアプローチを開拓すべく、TAの現行の計画及び実施プロセスに基づき、一連の国際的な慣行をレビューした。別のワーキング・グループは、全RTACの業務を標準化し、RTACのTAとIMFの他のTAとの整合性を改善するための提言の作成に専念した。

一部のキャパシティ・ビルディング活動を対象に、その有効性及び効率性のアセスメントといった評価作業も継続して行われた。また、2011年度、IMFは、ベルギー、スイス、日本とのパイの信託基金の評価の促進に取り組んだほか、AML/CFTのTTFの独立外部機関による評価の準備作業と、2012年度にカリブ海で業務の開始が予定されているRTACの運営コストの調査を開始した。

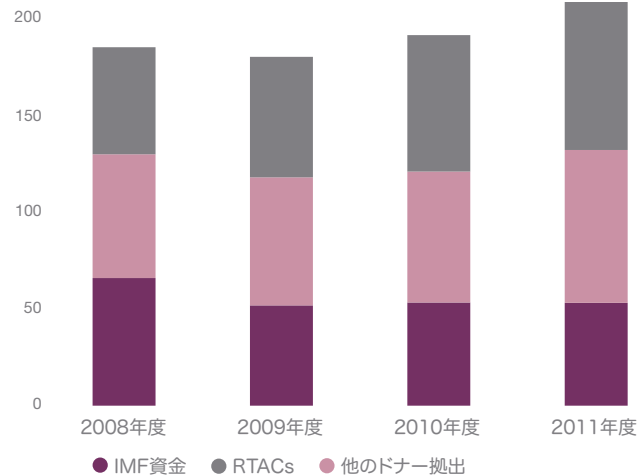
### 研修

加盟国の公的部門の人材に対する研修は、IMFのキャパシティ・ビルディング活動の中核的位置を占める。研修コースやセミナーは、マクロ経済統計データ収集や財政、金融、法的な課題など、効果的なマクロ経済・金融の分析や政策立案に欠かせない、多様な事項に関するIMFスタッフの知識の共有を意図している。研修の大半は、IMF研修所が(他の局の協力を得て)策定するプログラムを用い、主にIMF本部と世界7ヶ所に設けられた地域研修センターや通信教育で行われる。

2009年度にはIMFの組織再編により研修数が削減されたが、ドナー支援を受けて研修数の回復を目指す、主要な中期的目標の達成にお

図表 4.5

### IMFによる技術支援実施状況 (人/年)



データにはINSは含まれない  
出所: IMF技術支援管理局

いて重要な成果が見られた。2011年度、IMF研修所のプログラムを通じて行われた研修は、2009年度より6%多い延べ9,000人(週)以上ののぼり、4,200名が参加した(ウェブテーブル4.2参照)。ラテンアメリカ向け研修は、ブラジルのラテンアメリカ共同地域研修センターの2010年5月の拡張に伴いサポートが増加した<sup>58</sup>。また、2010年11月にクウェートとIMFの間でIMF・中東経済金融研修所の開設の合意に至ったことから、2012年度を皮切りに同地域におけるIMFの研修へのサポートが大幅に増すと期待される<sup>59</sup>。IMF研修所はまた、研修の評価も強化し、ドナーへのフィードバックを追加して行っている(ボックス4.2参照)。

研修のカリキュラムは、IMFの優先事項や変化する加盟国のニーズに、常時適合させており、2011年度には新たに、マクロ経済診断や金融部門の課題に関する研修が行われた。IMF研修所は「天然資源、金融と開発:新旧の課題への対応」と題するハイレベル・セミナーをアルジェリアで、また「金融規制及び監督:危機から学んだ教訓」と題する会議をジョージワシントン大学と共同で開催した。さらに共同ウィーン研修所で「欧州における成長と雇用」と題するハイレベルのパネルと地域討論会を開いた。

### データ及びデータ基準イニシアティブ

#### データ公表に関するIMFの基準

データ公表に関する基準は、適時かつ包括的な統計を入手する機会の上昇につながる。これは健全なマクロ経済政策の追求において有益である。IMFは、各国の指針となるデータ公表基準の確立及び強化を行うなど、開示性と透明性の向上に向けいくつかの重要な施策を実施してきた。1996年3月に導入された「特別データ公表基準(SDDS)」は、



左—ブロックをセメントで手を使い固定する、ハイチのポルトープランスの小規模工場の労働者。 右—2010年11月にIMF本部で開かれた低所得国に関する会議で、講演に耳を傾ける聴衆



自国の経済・金融データの一般公表の指針となる。一方、1997年に導入された「一般データ公表システム(GDDS)」は、各国が、政策立案や分析のための、正確かつ包括的な統計を作成する統計システムの開発を支える枠組みを提供する。SDDSとGDDSへの参加は任意である<sup>60</sup>。

2010年5月、グルジアがSDDSに参加し、SDDSの参加国数は68カ国となった。同年5月と翌年4月には、ブータンとコソボが各々GDDSに参加し、GDDS参加国数(GDDSから“卒業”し、SDDSへと移行した国は除外)は98カ国に達した。ブータン、グルジア、コソボにおける統計の作成及び公表の慣行についての包括的な情報は、現在、IMFのデータ公表基準掲示板に掲載されている。同掲示板から、SDDS、GDDS、データ・クオリティー参照サイトへのアクセスが可能である<sup>61</sup>。

## IMFデータ基準イニシアティブの第8次見直しについての中間報告

理事会は、SDDSの金融指標の拡大に関する2010年3月の協議において、IMFのデータ基準イニシアティブの第8次見直しの前倒しに同意し、同協議から1年以内に中間概況説明を行うよう求めた。理事会は2011年2月、要請に応じてスタッフが作成した中間報告書について協議した<sup>62</sup>。この中間報告書は、G20各国のための作業を基にして作成されたもので、データ・ギャップの解消とともに、データ公表を通じて透明性の促進を目指す第8次見直しの地固めになる。

理事会は、金融の健全性指標のSDDSへの追加、GDDSとSDDSの整合といった、IMFデータ基準の最近の修正作業が順調に進んでいると

### ボックス4.2

#### IMF研修所の研修の有効性の評価

IMF研修所は、加盟国の研修のニーズと整合性の取れたプログラムを提供するため、各種のモニタリングや評価の手法を活用している。そうした手法には、(1)各コースの終了時の参加者による研修の定量・質的評価、(2)各地域研修センターの研修所パートナーからのインプット、(3)参加者のスポンサー機関に対する3年ごとのサーベイ(国際的に著名な調査会社により実施)、(4)各国の上級政府役人とのブレインストーミング、(5)研修の利点が維持されているか評価するため、コースの中からサンプルを抽出し、コース終了後1年～1年半後にフォローアップ調査を実施、などが挙げられる。2011年度に導入されたこれらのサーベイは、回答者の匿名性を期するため独立

した市場調査会社により行われる。2011年度のフォローアップ調査では、2010年度に行われた7コースが対象となった(IMFシンガポール研修所でのコース2件、共同ウィーン研修所でのコース2件、インド研修プログラムのコース1件、IMF本部でのコース1件、通信教育によるコース1件)。サーベイは、参加者本人と、研修参加者のスポンサーとなった勤務先のマネージャーに送付された。こうした各種評価から得られたフィードバックは非常に前向きなものだった。最新のフォローアップ調査では、研修が職務能力の向上に貢献し、将来の昇進の可能性を高め、参加者は学んだ事柄を同僚と共有したという、参加者とスポンサー回答が圧倒的多数を占めた。

### ボックス4.3

#### 2011年度のデータ及び統計に関する活動

今般の危機により、国及び国際レベルでの効果的なサーベイランスや政策対応には、良質のデータと分析が不可欠という従来の教訓を改めて確認する形となった。2011年度の、IMFのデータ及び統計面での活動は、危機で浮き彫りとなったデータ・ギャップへの対応や継続中の取り組みをなどにより多忙となった。その中には、重要かつ一貫した国際的比較が可能な主要統計への一般アクセス(利用者は主に政策担当者)を可能にする新たなオンライン・データベースの立ち上げが含まれる。「金融アクセス・サーベイ(FAS)」は、地理的・人口統計学的見地から見た金融サービスの普及を示す指標を取り上げている。「公的債務四半期データベース」では、世銀と協力し、35カ国の公的債務の統計を3カ月ごとに更新している。また「直接投資残高共同サーベイ」は、IMFと協力機関である欧州中央銀行(ECB)、ユーロスタット、経済協力開発機構(OECD)、国連貿易開発会議(UNCTAD)との共同により、海外直接投資ポジションを初めて世界規模で調査したものである。

また、国際決済銀行(BIS)と協力し、債務証券の保有高をカバーした「証券統計ハンドブック」の第2部を刊行した。このハンドブックは、様々な国際グループの証券統計の方法論の基準設定を求める声に応え制作したもので、各国政府機関や国際機関が、金融政策立案

や金融安定性分析に使用する、証券統計を集計する際の手引きとなる。同ハンドブックは、国際決済銀行及び欧州中央銀行との共同イニシアティブにより実現した。債務証券に関する同ハンドブックの第1部は、2009年5月に刊行され、非負債債権に関する同ハンドブックの第3部は、2012年度に発表される予定となっている。

IMFは年度を通し、パートナー機関と協力し、データや統計に関する様々な会議を開催した。例えば、OECDと開催した「マクロ経済勘定におけるポジション及びフロー・データの強化に関する会議」は、金融危機で明らかになった重大なデータ・ギャップを埋めるための、部門別のマクロ経済統合勘定の作成について意見を交わした。また、FSB事務局との共催で、2011年3月にワシントンDCのIMF本部で開催した「G20データ・ギャップ・イニシアティブ」に関するG20高官会議は、同イニシアティブの成果を検証した。この会議の準備にあたり、IMFは、BIS、ECB、ユーロスタット、IMF(議長)、OECD、国連、世界銀行などが構成する「経済金融統計に関する政府間グループ」の会合を開いた。IMFはまた、財政統計の向上に向けて、各国の専門家、国際機関やデータ・ユーザーの代表からなる「政府財政統計諮問委員会」を設立した。

指摘した。また、理事会は、改善の必要がある部分が存在することを認める一方、参加国や参加者、他のステークホルダーの総じて前向きなフィードバックを歓迎した。さらに、今般の世界金融危機により、リスクや脆弱性の早期検知に不可欠な、質の高い、比較可能かつタイムリーなデータの必要性が浮き彫りとなったと指摘した。

また理事会は、データの欠如が今般の世界金融危機の主要因ではないものの、同危機により、金融機関や市場の相互連関性が国や世界の金融システムにリスクや脆弱性を引き起こしかねない重要な分野での、深刻なデータ・ギャップの存在が明らかになったとの認識を示すとともに、これは、特にシステム上重要な国際金融部門を有する国におい

て、こうしたギャップへの効果的な対処法を検討する必要性を示していると指摘した。結果、大多数の理事は、中間報告が示す大まかな概要及び実施方式に沿って、IMFのデータ基準イニシアティブにさらに厚みをつける、「SDDSプラス」の草案作成にむけた作業の一層の推進を支持した。

理事会は、2010年の第8次見直しの際に、SDDS強化に向けた具体案を検証し、直近の危機で露呈したデータ・ギャップへの対策とその資金面への影響の分析について、実のある協議を行うことを期待していると述べた。



# 5

## 財政、組織、 および説明責任



# 5

## 財政、組織、 および説明責任

今般の世界危機で、加盟国向けの融資の財源を大幅に増強する必要性が明白になった。2011年度、IMFは、クォータの歴史的な大幅増額を承認した。これは、今後加盟国の批准をもって発効となる。また、大幅に拡大された加盟国との常設の借入取極の承認・発動により、IMFの融資財源が飛躍的に増大した。非譲許的融資と譲許的融資を支えるべく、複数の国々とバイの取極も結んだ。さらに、IMFの保有する金の限定的売却が完了したことで、2008年に承認済みのIMF新規歳入モデル下で設定された基本財産の財源を確保することができよう。金の売却益を財源に連結させ、低所得国向け譲許的融資として利用可能にする案も支持されているが、最終的な戦略についてはまだ合意に至っていない。

IMFの運営予算と資本予算については、年次レビューを理事会が終了し、2012年度の予算が承認された。その中には、二つのIMF本部の建物のうちの旧館(HQ1)とコンコーディア・ビルの大掛かりな改修のための当初資金や、ぜひとも必要な情報技術設備とソフトウェアへの投資が含まれている。また、理事会は、IMFの予備的資金の妥当性とそのセーフガード機能の評価方針もレビューした。さらに、IMFの戦略上、金融上、業務上のリスク管理の枠組みを見直す外部専門家パネルの設置を歓迎した。内部監査役(OIA)のマンドートを拡大し、理事会はじめ、理事室や独立評価機関など理事会に関連する組織の費用の監査と、IMFの方針、規則、手続きの遵守状況の監査も含めることが承認された。

人事面では、2011年度中、大掛かりな改革を行うとともに、人材採用に引き続き大きな努力がなされた。2011年5月のドミニク・ストロスカーン専務理事の辞任に伴い、理事会は、次期専務理事の選出プロセスを開始、同年6月、IMFの新専務理事としてクリスティーヌ・ラガルド氏を指名した。また、3月に辞任したムリーロ・ポルトガル副専務理事の後任にネマト・シャフィク氏が選出された。

独立評価機関は、IMFの方針と活動の評価、世界危機の発生前までのIMFパフォーマンスの評価の公表、IMFのリサーチ活動についての評価作業の完了、次回の評価に向けたワークプログラムの開始といった業務に継続的に携わった。一方、アウトリーチ活動は、引き続きIMFの総合戦略のなかで重要な位置を占めており、「地域諮問グループ」が2010年の年次総会で初の合同会議を開催したほか、アジアの加盟国との関係改善や労働組合との関わり強化において、重要なイニシアティブが進められた。

## 予算および収入

### クォータ増額

IMFの加盟国には、総じて、それぞれの世界経済での規模を基に、クォータ(出資割当額)が割り当てられる。IMFの融資財源は主に、各国が加盟時に払い込むクォータにより賄われる。第4章でも述べているように、IMF加盟国のクォータは、直近の二つの改革により大幅に増額される見込みである。54カ国を対象とした合計208億SDR(およそ337億米ドル)のクォータの増額をはじめとする2008年のIMFクォータおよびボイス(投票権)の改革は、2011年3月に発効した。また、2010年12月、IMF総務会は、加盟国による批准後、クォータをおよそ4,768億SDR(およそ7,729億米ドル)へと倍増する、さらなる改革を承認した。この前例を見ない規模での加盟国のクォータの増額は、2012年の年次総会までの完了を目標としている。

### 新規借入取極の拡大と発効

IMFは、クォータ財源を補完するため、一般借入取極(GAB、1962年創設)と新規借入取極(NAB、1998年創設)という、2種類の常設の信用枠を利用することができる。これらの取極の下、複数の加盟国やその機関が、取極を発効し、追加資金をIMFに貸し出すことが可能となっている。

世界危機でIMF融資への需要が急増したことを受け、G20各国首脳は(後にIMFCの承認を得て)2009年4月に、融資の実行に利用可能な資金の増額をIMFに要請した。これに伴い、2009年11月には、当時のNABの参加26カ国と、参加予定13カ国との間で、NABの拡大と一層の柔軟化で原則的に合意、2010年4月には、NABの大幅拡大がIMFにより正式に決定され、相当数の新興市場国を含めた13カ国が新たにNABに参加することになった。このNABの改革には、現参加国26カ国による批准と、一定数以上の新規参加国による拡大NABへの遵守の通知が必要であった。2011年3月、IMFは、この批准プロセスが完了し、拡大NABが発効したと発表した<sup>63</sup>。新規参加国の全てが拡大NABの遵守をIMFに通知すれば(これに関し国内の承認手続きを完了させる必要がある国々も少数ある)、NABは、それまでの340億SDR(およそ550億米ドル)から実に10倍以上の3,675億SDR(およそ5,760億米ドル)へと拡大する。2011年4月30日現在、NAB信用取極の有効総額は3,632億SDRとなっている。

2011年4月、IMFは、投票権を有する参加国の信用取極総額の85%

にあたる、大多数の参加国の賛成と理事会の承認後、理事会による拡大NABの初の発効プロセスが正式に完了したと発表した<sup>64</sup>。ただし、第14次クォータ一般見直しの下でクォータ増額がいずれ実施され、クォータからの利用可能な財源が大幅に拡大される見込みであり、そうした財源の増額に伴いNABは縮小されるべきという点で理事会が一致した一方、縮小の詳細については、2011年11月中旬に終了予定のNABのレビューで決定するとした。

## 加盟国との借入取極

### 補完的な借入取極

IMFは、NAB拡大案が実施に移されるまでの間に補完的な借入が行えるよう、複数の国々と、借入取極やノート・パーチェス・アグリーメント、すなわち債券購入契約(借入取極)を締結した。2009年度と2010年度に16件の借入取極と3件のノート・パーチェス・アグリーメントが発効したのに加え、2011年度には、オーストリア銀行とスロベニア銀行(2010年10月)、さらにイタリア銀行(2011年3月)との借入取極が発効した<sup>65</sup>。これら3行との取極は全て、IMFの融資能力の増強を掲げた、2009年3月の欧州連合(EU)による最大750億ユーロ(当時およそ1,000億米ドルに相当)の拠出コミットメントの一環である。その後、EUは、拡大NABに対し、さらに500億ユーロをコミットした。なお、拡大NABの発効により、NAB参加国との間の借入取極は、新規融資コミットメントの資金源として利用されておらず、借入取極の下で借入残高がある場合は、NABに取り込むことが可能となっている。

### 低所得国向け融資を支える取極

2009年7月に理事会がIMFの譲許的融資制度改革を承認したことを受け、前専務理事は、貧困削減・成長トラスト(PRGT)下の譲許的融資を支援すべく、加盟国との借入取極や補助金への拠出を募る資金調達キャンペーンを立ち上げた。2011年度、PRGTの受託者であるIMFは、低所得国向け融資を支えるべく複数の取極を加盟国と結んだ。例えば、2010年6月にはノルウェー財務省と、さらに2010年7月にはオランダ銀行、2010年9月にはフランス銀行、2011年1月には韓国銀行、2011年4月にはイタリア銀行およびスイス国立銀行と借入取極を交わしたほか、2010年9月には、中国人民銀行、日本、ならびに英国とノート・パーチェス・アグリーメントを結んだ<sup>66</sup>。

### IMFの予備的資金の妥当性

IMFは、資金上の損失に備えて予備的な準備金を保有している。2010年9月に理事会は、IMFの予備的な準備金の妥当性について審査し、一段と透明かつルールに基づいた妥当性評価や目標額の漸次的調整を行う枠組みへ移行する案を検討した<sup>67</sup>。

また、2008年末の直近のレビュー以来、IMFが直面する資金面でのリスクのバランスは、世界金融危機で加盟国のニーズに対応したことで、収入に起因するリスクから信用リスクへとシフトしたという認識が理事会により示された。理事会は、与信能力はほぼ倍増したものの、融資残高はおよそ3倍に、またコミットメントの総額も記録的なレベルに達した



と指摘した。さらに信用集中も依然として高く<sup>68</sup>、上位の各エクスポージャーの規模が急増し、今後もさらに増大すると見られる。

理事会は、幾層にも重ねられたIMFの信用リスク管理の枠組みの中で<sup>69</sup>、妥当な水準の予備的資金を維持することは、資金面でのリスクを軽減し、加盟国が預け入れた準備資産の価値を保護する上で引き続き不可欠だと強調した。また、準備金の妥当性の評価に関し、スタッフが提言したルールベースのアプローチを利用するという点についても、こうしたアプローチは、IMFが直面する資金面でのリスクの幅広い評価を踏まえた理事会の判断の余地を生むと同時に、ターゲットを巡る決定をいっそう透明なものとし、漸次的調整の必要性について一段と適切な方向性を示すとの認識が示された。

また、信用リスクの予想外の増大に対応し、持続可能な収入ポジションを確保するためにも、予備的準備金の最低額を定めることを理事会が支持、当初の最低額を100億SDRとすることで概ね一致するとともに常時見直していく必要性が強調された。さらに、この最低額を睨みつつ、融資残高の総額の20～30%をだいたい目処とし、予備的資金を維持することが大多数の理事により支持された。

## 収入、手数料、報酬、および負担の分担

### 収入

IMFは、設立以来、その運営費を主に融資活動から捻出してきた。2008年5月に総務会が承認したIMF歳入モデルの改革は、IMFが保有する金を一部売却し、その利益(以下の「金売却」参照)を原資とする基本財産を投資勘定の中に設定するとともに、投資利益率を改善すべくIMFの投資権限を拡大し、貧困削減・成長トラスト(PRGT)の運営コストをIMFに払い戻す慣行を再開することで、IMFの収入源の多様化を図ろうとするものである。

IMFの投資権限の拡大には協定の改正が必要であった。2011年2月、投資権限拡大にかかる協定の改定案が、加盟国の賛成多数を得て批准され発効となった<sup>70</sup>。この改正により、今後、理事会が採択する規則と規制の枠内で、より幅広い投資手段を活用する権限がIMFに与えられることになる。また、2011年3月に、金の売却利益68.5億SDRに相当する金額が一般資金勘定から投資勘定に移転された。さらに、新規歳入モデルで計画されている基本財産は、その設立につながる拡大された投資権限をめぐる新たな規則と規制を理事会が採択した後、設立される予定である。

### 手数料

IMFの主な収入源は、これまで通り、融資活動と投資である。基本手数料率(IMF融資の金利)は、SDR金利およびベースポイント単位とするマージンから成る<sup>71</sup>。2011年度と2012年度の手数料率のマージンを100ベースポイントに据え置くことで理事会が一致した。この決定は新規歳入モデルと整合的であり、マージンは、IMFの仲介機能コストと準備金の積み立てをカバーするとともに、資本市場の金利と概

ね足並みを揃えるという原則に基づいて行われた。

クレジット・トランシュ<sup>72</sup>や拡大取極の下での大口融資(加盟国のクォータの3倍以上)については200ベースポイントのサーチャージが課される。これらはレベル別サーチャージと呼ばれる。また、36ヶ月を超える大口の借入残高(上記と同規模)に対しては、100ベースポイントの期間ベースのサーチャージが課される。

定期的な金利やサーチャージに加え、IMFはサービス料、コミットメント・フィー、特別手数料も課す。一般資金勘定(GRA)については、引き出しが行われるたびに0.5%のサービス料が課される。また、スタンバイ取極、拡大取極、フレキシブル・クレジットライン、予防的信用枠といったGRA取極の下で12ヶ月ごとに利用可能な金額に対して、払戻可能なコミットメント・フィーが課される。コミットメント・フィーは、クォータの200%までのコミットメント額に対し15ベースポイント、クォータの200%～1,000%までは30ベースポイント、さらに、1,000%を超えるものには60ベースポイントがそれぞれ課される。また、コミットメント・フィーは融資枠の利用の際に、その引出額に比例した金額が払い戻される。また、元本支払いの遅延や、6ヶ月未満の未払い手数料に対しては特別手数料が課される。

### 報酬と利子

支出面では、GRAの債権ポジション(リザーブ・トランシュ・ポジションとして知られる)に対し加盟国に利子(報酬)が支払われる。IMF協定は、この利子率は、SDR金利を超えてはならず、同金利の80%を下限とすると定めている。現行の利子率は、IMFの借入金利と同様に、SDR金利に設定されている。前述の通り、世界金融危機への当面の対策の一環として、借入を通じたIMFの融資能力の増強が2009年に理事会により承認された。2011年4月30日現在、IMFの借入に基づく資金は、加盟国との借入取極、ノート・パーチェス・アグリーメント、さらに拡大後の新規借入取極を合わせて、総額197億SDRに達している。

### 負担の分担

IMFの融資金利および報酬利子の料率は、1980年代半ばに確立された負担分配メカニズムに基づき調整される。このメカニズムの下では、支払いの遅延によって生じるコストを債務国と債権国の間で公平に分担する。6ヶ月以上延滞となっている四半期金利は、利息の引き上げと、報酬利子率の引き下げによって補填される(負担分担の調整)。この補填分として集められた金額は、未払いの金利が支払われた時点で払い戻される。

2011年度に四半期金利の未払いによって生じた調整は平均1ベースポイント未満だった。これは、世界危機の影響が加盟国に及んだことでIMFの融資残高が増大したこと、加盟国のリザーブ・トランシュ・ポジションが同様に増加したことを反映したものである。2011年度の調整済み手数料率は平均1.35%、調整済み報酬利子率は平均0.35%であった。

## 純収益

IMFの2011年度の運営純収益は、同年度に実施した金売却からの利益を除いたベースで7億8,000万SDRに上った。これは活発な融資活動からの収入によるところが大きい。IMFの投資リターンは、手数料差し引き後で0.89%で、ベンチマークである1〜3年もののインデックスを54ベースポイント上回った。2011年度のコールド売却益は31億SDRで、この資金は、前述の通り、IMFの投資勘定に移転された。

## 金売却

本章前半で述べたように、2008年に承認されたIMFの新規歳入モデルは、IMFの保有する金の一部売却を行い、その利益を財源とした基本財産を投資勘定に形成することを含む。その目的は、基本財産の実質価値を長期的に保全する一方、資金を投資しその利益をIMFの予算に役立てることにある。2009年7月、理事会は、この基本財産への資金注入に加え、金売却益の一部を、低所得国向け譲許的融資の財源の拡充に活用することで合意した。IMFの金総保有量の8分の1に当たる403.3メトリックトンの金の売却が、2009年9月に理事会により正式に承認された。

金の売却は2009年10月に開始された。金市場の混乱を防ぐため、IMFはまず、中央銀行など公共部門の金保有者に対し、(売却時の市場価格に基づき)市場外で売却する形で行った。開始数ヶ月以内に3カ国の中央銀行が合計212メトリックトンの金を購入した。結果、購入可能な金は191.3メトリックトンになった。2010年2月、IMFは、金売却の第2段階を金市場で実施する計画を発表した。その際、公共部門の保有者への市場外での売却も継続し、その売却分だけ市場で購入可能な金の量が削減されると述べた。

金市場での売却が進む中、IMFは、2010年9月、バングラデシュ銀行への10メトリックトンの当時の市場価格での売却を発表した<sup>73</sup>。同年12月、IMFは金の限定的売却プログラムの終了を発表した<sup>74</sup>。

IMFの金売却の収益は合計95.4億SDRに達した。そのうち、26.9億SDRは金の簿価であることから、68.5億SDRが利益となった。また、前述のように、すべての売却が(市場・市場外にかかわらず)、市場価格に基づき行われたが、いずれも、新規歳入モデルの承認時に想定した市場価格を上回った。2008年の新規歳入モデル承認時に想定された売却利益と同額を基本財産に投入し、さらに2009年7月に合意したときと同水準まで譲許的融資向け資金を増額するならば、1オンス当たり平均935米ドルで金を売却する必要があった。実際の平均売却価格は1オンス当たり1,144米ドルだったため、「想定外」の余剰利益を上げたことになった。

## 金の売却益の活用

金の売却益の用途についての予備審議が2011年4月に理事会により行われた<sup>75</sup>。その際、理事会は、以前の規定通り、売却益のうち少なくとも44億SDR(70億米ドル)をIMFの投資勘定の基本財産の財源とするとの見通しを示した。

また、売却益の一部を活用し、5〜6億SDR(2008年末の正味現在価値:NPV)に相当する資金を、貧困削減・成長トラスト(PRGT)の補助金として捻出するという戦略を改めて支持した。しかし、金売却から得た資金でPRGTの補助金を捻出するにあたり、金売却益に関連した資金を、まず各国のクォータに応じて加盟国に配分し、配分された金額(または、これにほぼ等しい金額)を補助金拠出として払い戻すよう各加盟国に要請するという、間接的な資金移転メカニズムが必要となる。配分額の90%が加盟国から払い戻されると仮定すると、加盟国によるPRGTへの補助金拠出として所定の金額(2008年末のNPVにして5〜6億SDR)を捻出するには、2008年末のNPVにして6〜7億SDRを配分しなければならない計算になる。これにつき、理事会は、資金配分を行う前に、配分額にほぼ等しい金額をPRGTへの拠出としてIMFに払い戻すという満足のいく確約を各加盟国から取り付け、この過程での資金喪失を最小限に抑えることが肝要だと強調した。

また、残りの約17.5億SDR(28.4億米ドル)の想定外の余剰利益に関しては、幾つかの当面の選択肢が検討された。この件に関し様々な意見が出されたことから、理事会は、2011年の年次総会までに、この余剰利益の用途について再検討する予定だとした。さらに、同余剰利益は一旦、投資勘定に据え置き、2011年の純収益の処分を決定するなかで、余剰利益に相当する金額を2011年度の純収益としてIMFの一般準備金に含める提案を行うとしたが、その使途については将来の決断に任せることとなった。

## 運営予算および資本予算

2010年4月、理事会は、2011年度〜2013年度の中期予算(MTB)の中で、2011年度の純支出総額として8億9,100万米ドルを、また総支出限度額として10億1,300万米ドルを承認した(表5.1参照)。また、資本的支出として4,800万米ドルが承認された(表5.2参照)。

2011年度予算は、2009年度にスタートした3ヵ年組織再編プログラムの最終段階にあたる。この再編の一環として、IMFの定常的な新予算は、2008年度〜2010年度の中期予算に比べ、実質ベースで1億米ドルの削減と380名のスタッフ削減を伴うものとなった。

組織再編への取り組みに着手してからわずか数ヵ月後に発生した、世界危機にまつわる需要への対応は困難を極めた。危機関連活動の資金を調達するため、各局横断的にドル建て予算の再割り当てを行い調整をすすめ、各会計年度で未使用だった資金を次会計年度に繰り上げるなど、柔軟なアプローチが採られた。このアプローチは2011年度においても継続され、定常的な純支出予算8億9,100万米ドルと、2011年度への繰り越しが承認されていた2010年度の未使用資金6,200万米ドルを合わせ、2011年度の予算合計は9億5,300万米ドルとなった。また、未使用資金のうち5,200万米ドルは、危機関連活動向けの臨時資金として特別に割り当てられた。

2011年度の純運営支出の実績は9億1,700万米ドルで、予算として振り分けられた9億5,300万米ドルを3,600万米ドル下回った。これは主として、出張費、建物施設、その他の運営費が予算を下回ったことによる。

情報技術設備(IT)の実質支出は計画通りであったが、建物施設に対する支出は最小限に抑えられた。HQ1およびコンコーディア・ビルの改修のための長期投資計画(ボックス5.1参照)は2011年度に策定されたが、最低限必要な建物の修理あるいは維持のための投資のみが行われた。情報技術への投資は、前年と同じく、情報およびデータ管理の改善、人事面での改革を支える一連のシステムの導入、業務効率の向上に重点が置かれた。

IMFの運営費は、財務報告の目的上、国際財務報告基準(IFRS)に基づき計上され、予算上の支出として現金ベースで計上されることはない。IFRSでは、発生主義に基づく会計処理と、従業員福利厚生費の計上と償却については保険数理評価に従うよう定めている。表5.3は、2011年度純運営予算の実績9億1,700万ドルと、IMFの監査済み財務報告書に掲載されたIFRSベースの運営費用6億4,900億SDR(9億9,900万ドル)との間の調整の詳細データである。

IMFの2011年度の事業計画では、刺激策からの効果的な出口戦略の策定、経済および金融システムの監督の強化、国際金融アーキテクチャーの改革といった取り組みを国際協調によって実現することが重視された。これと並行して、危機の影響を受けた国への支援や政策助言、さらに、途上国加盟国に対しては能力強化のための技術支援を多く行うなど、加盟国に直接的なサービスが引き続き提供された(表5.4)。

純支出総額9億8,500万米ドル、および、総支出限度額11億6,100万米ドルという2012年度予算が、2011年4月に理事会により承認された。これには、3,700万米ドルを上限とした繰り越し金が含まれる。資本予算は、1億6,200万米ドルに設定された。これには、HQ1とコンコーディア・ビルの大掛かりな改修(ボックス5.1参照)に要する当初の費用や、情報技術設備とソフトウェアへの必要な投資が含まれている。また、理事会は、参考指標として2013年度～2014年度の予算も承認した。

2012年度～2014年度の中期予算(MTB)の目的は、IMFの基礎的、すなわち「定常的」予算を幾分増額(およそ3%)し、危機予防、世界経済のサーベイランス、金融部門の分析などに関連したIMFの中核的業務の直近の変化に対応することにある。また、危機に関連した活動の一時的な急増に対処するための臨時支出を増やすことで、世界危機から直接的な影響を受けた国々への支援も継続していく。同時に、このMTBは、支出拡大の必要があるなか、近年の組織再編で節約した資金の大半の保全のために行われた、各局内・局間を通じた予算の再割り当てという大掛かりな取り組みを反映している。

## IMFに対する延滞債務

IMFに対する延滞債務の残高は、2010年4月末の13億900万SDRから、2011年4月末には13億500万SDRに減少した(表5.5参照)。延滞残高のおよそ75%はスーダンが占め、残りはソマリアとジンバブエがそれぞれ18%と7%を占めた。2011年4月末の時点のIMFに対する延

滞債務は、すべて長期延滞となっており(延滞期間6ヵ月以上)、その3分の1は元本返済の延滞、残りの3分の2は手数料と金利の延滞である。一般資金勘定(GRA)への延滞が全体の5分の4を超えており、残りはトラスト・ファンドとPRGTである。PRGTへの長期延滞はジンバブエ1ヵ国のみである。また、2009年8月に行われたSDR一般配分により、SDR会計の融資残高については、返済を順調に進められるようになった。

IMFの延滞債務に対する協力強化戦略に基づき、長期延滞国に対しては一連の是正措置がとられてきた。本年度末時点で、ソマリアとスーダンは引き続き、GRAの利用不適合国となっている。ジンバブエは、PRGTの延滞債務がすべて完済されるまで、GRA資金へのアクセスが不可能となる。同国の延滞債務をめぐり、非協力宣言、技術支援の一部停止、PRGT適格国リストからの除外といった措置が引き続き適用されている。なお、ジンバブエへの技術支援は、ターゲットを絞った分野では継続すると、2011年1月に理事会が決定した。

## 監査メカニズム

IMFの監査メカニズムは、外務監査法人、内部監査機能、および、年次監査の全般的監督に携わる独立した外部監査委員会から成る。

### 外部監査委員会

外部監査委員会(EAC)は、理事会により選出され、専務理事により任命される3名の委員で構成される。IMFの内規と理事会によって承認された付託条項に基づき、EACは年次監査の全般的な監督を行う。各委員は、それぞれ時期をずらして3年の任期を務め、IMFから独立した立場にあり、異なる加盟国の国籍を有し、年次監査の監督に必要な専門知識と資格を持っていなければならない。EACの委員は通常、国際的な会計法人、公的部門、または学術分野で豊富な経験を有したものがその職に就いている。

EACは、委員の中から委員長を選び、委員会の手続きを定め、IMFマネジメントから独立した立場で年次監査の監督を行う。毎年、通常、1月と、監査終了後の6月、そして理事会への報告を行う7月に、ワシントンDCで会合を開く。IMFスタッフと外部監査人は、年間を通してEAC委員に助言を求める。2011年のEAC委員は、Arfan Ayass氏、Amelia Cabal氏、およびUlrich Graf氏(委員長)の3名である。

### 外部監査法人

外部監査法人は、EACと協議のうえ理事会が選定し、専務理事によって任命される。この法人は、IMFの年次外部監査を実施して、財務諸表をはじめ、IMF協定第5条2項(b)の下で運用される諸勘定、ならびに職員の退職プランについての所見を表明する責任を負う。EACは、年次監査終了時に、監査結果の概要を理事会に説明し、外部監査法人が作成した報告書を、専務理事および理事会を経由して総務会に提出しその吟味を求める。2011年度には、このような理事会への概括説明が、2010年7月と2011年2月の2回にわたり行われた。



表5.1

## 主要分野別運営予算 (2009年度～2014年度)

(単位:100万米ドル)

	2009年度		2010年度		2011年度		2012年度	2013年度	2014年度
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	予算	予算
人件費	697	659	710	694	739	757	823	849	857
旅費	98	77	89	89	104	94	107	110	111
建物・その他	164	150	168	162	169	169	181	183	185
年次総会	—	—	5	5	—	—	—	6	—
偶発損失積立金	8	—	7	—	—	—	12	15	18
粗運営予算	967	885	979	950	1,013	1,021	1,123	1,163	1,172
収入 <sup>1</sup>	-99	-72	-100	-87	-122	-104	-138	-159	-162
純運営予算	868	813	880	863	891	917	985	1,004	1,010
繰越金 <sup>2</sup>	—	—	52	...	62	...	34	...	...
純運営予算 (含:繰越金)	868	813	932	863	953	917	1,019	1,004	1,010

出所:IMF予算企画室

注:四捨五入のため合計額は必ずしも一致しない。ダッシュ(—)はゼロを表す。点線(...)は、データが入手不可能であることを示す。

1 ドナー拠出の活動、世銀とのコストシェアリング取極、書籍や駐車場の売上も含む

2 規定に従い前年から繰り越した金額

表5.2

## 中期資本的支出 (2009年度～2014年度)

(単位:100万米ドル)

	2009年度		2010年度		2011年度		2012年度	2013年度	2014年度
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	予算	予算
設備建設 <sup>1</sup>	17	17	15	12	17	22	128	350	4
情報技術(IT)	32	32	30	33	32	32	34	24	31
総資本的支出	48	49	45	45	48	54	162	374	35

出所:IMF予算企画局

注:四捨五入のため、総計と内訳が一致しない場合がある。

1 主なビル修繕を含む

表5.3

## 財務諸表に計上された運営費用

(他に表記の無い限り、100万米ドル)

2011年度運営予算の実績(純額)	917
前期差異:	
年金および退職給付費用	31
資本的支出—当年度および過年度の支出の償却	45
運営予算に含まれない金額(資本予算および組織再編関連予算)	
資本的支出—IFRSに従い、直ちに計上された勘定科目	9
2011年度IFRSに基づく再編関連費用 <sup>1</sup>	1
マイナス:(PCDR基金・SDR会計からの)一般勘定への払戻し	-4
監査済み財務諸表に計上された運営費用の総額	999
メモ項目:	
監査済み財務諸表に計上された運営費用の総額(単位:100万SDR)	649

出所:財務局・予算企画室

四捨五入のため合計額は必ずしも一致しない。米ドルとSDRの2011年度の平均為替レート1.54に基づき換算

1 2011年度中に計上された費用、50万米ドル弱を示す。所定の組織再編費用については、IFRSに従い、実際の現金支出以前に費用として計上されており、2008年度の財務諸表は、6,800万SDR(1億1,100万米ドル)の引当金を含む。

表5.4

分野別支出予算 (2010年度～2014年度)<sup>1</sup>

(総支出額に占める比率、%、準備金を除いたベース)

	2010年度		2011年度		2012年度	2013年度	2014年度
	予算	実績	予算	実績	予算	予算	予算
国際協調による経済問題の解決	34	36	31	35	33	32	32
国際的な経済政策対話	20	20	20	22	21	21	21
世界の経済・金融制度の監督	14	16	12	13	12	11	11
加盟国への直接サービス	66	64	69	65	67	68	68
経済政策に関する加盟国への助言	23	22	22	22	21	21	21
加盟国の経済政策の調整支援	19	19	20	19	18	18	17
キャパシティ・ビルディングの提供 <sup>2</sup>	24	23	27	24	28	30	30

出所:IMF予算企画室

注:四捨五入のため合計額は必ずしも一致しない。

<sup>1</sup> 支援およびガバナンスに関する支出は、活動領域を横断して割り当て。2011年度については、局繰越金は除外<sup>2</sup> 技術支援と研修を含む

表5.5

## IMFに対する6カ月以上の債務延滞国と勘定分類別延滞額

(単位:100万SDR、2011年4月30日現在)

	合計	勘定分類		
		一般会計(SAFを含む)	信託基金	PRGT
ソマリア	231.4	223.2	8.2	—
スーダン	986.7	905.8	80.9	—
ジンバブエ	87.2	—	—	87.2
合計	1,305.2	1,128.9	89.1	87.2

出所:IMF財務局

## ボックス5.1

## IMF本部建物の大々的な改修

IMFの主な中期的資本的支出は、HQ1とコンコーディア・ビルの改修である。予算委員会との数度にわたる話し合いは、適切な改修案と実施案をまとめるのに役立った。双方のプロジェクトには、プロジェクト・レビュー・チームやHQ1については外部のピアレビューが加わるなど、強固なガバナンスの枠組みも含まれている。

**HQ1:** この建物の大半は40年近く前に建設されたもので、耐用年数を超えているか、それに近づいている。建物の安全性やエネルギー効率を確保し、オフィススペースをいちだんと合理的に利用するには、構造物の主要システムを複数交換する大規模な投資が必要である。建物の評価報告によると、インフラの大部分は耐用年数を超えており、一部のシステムはすぐにも機能不全を引き起こしかねない危険な状態であることが確認された。そのため、単発的な修理を続けていく案(スタッフの業務の妨げにはならないが、最も高価な方

法)から、一度に2フロアずつ修復していくより包括的な改修作業まで、幾つかの案が検討された。最終的には、最も経済的であり、以後20年にわたり良好な状態を確保する後者の案が採用された。改修作業は4年にわたる(2012年度～2016年度)見込みである。

**コンコーディア・ビル:** コンコーディア宿泊施設は、コンコーディア・ビル(築45年)とボンド・ビル(築80年)の二つの建物からなり、主にIMF研修所の研修参加者の長期宿泊施設として利用されている。双方ともに耐用年数の終わりに近づいており、修復と維持に多額の投資を必要としている。両建物の現状と修理に向けた選択肢に関し、深部にわたる分析が2010年と2011年はじめに行われた。様々な選択肢を慎重に考慮した結果、今後2年(2012年度～2013年度)かけ、コンコーディア・ビルを改修し、ボンド・ビルは売却するという提言がスタッフから出された。

外部監査法人は通常5年の任期で任命される。現在、Deloitte & Touche LLPがIMFの外部監査法人となっている。同法人は、2011年4月30日終了会計年度のIMF財務諸表に関し、無限定適正意見を表明した。

### 内部監査役

IMFの内部監査は、内部監査役役(OIA)が担当し、IMFのリスク管理、内部統制、ガバナンス手順の実効性を独立した立場で検証する。理事会は2011年4月、内部監査の包括的な枠組みの一部として、OIAの監査対象範囲を理事会、理事室、独立評価機関およびそのスタッフに広げることを決定した。この理事会の決定以前は、IMFスタッフのみが監査の対象とされていた。

OIAは、2011年度に、IMFの金融資産と諸勘定の保護・運用のための統制と手続きの適切性に関する会計監査、情報技術管理の適切性とセキュリティ対策の有効性を評価する情報技術監査、さらに実務プロセスとこれに関連する統制の効率性と有効性、およびIMFの総体的目標の達成に向けた業務の実効性の審査、という各分野・約20項目の監査と審査を行った。また、内部開発プロジェクトの実施促進に向けたビジネス・プロセスの合理化を支援するため、2件の極秘調査と4件のアドバイザリー・レビューを行った。

OIAはまた、内部監査機能とは別に、リスク管理諮問委員会の事務局も兼任している。ここでは、理事会に提出するリスク管理年次報告書の作成で調整役を務める。

OIAは、ベスト・プラクティスに基づき、IMFマネジメントとEACの両方に報告を行い、これにより、その独立性を確保する。理事会は、OIAの監査および審査の予定、監査勧告の結果と実施状況などを盛り込んだ業務報告書を通し、OIAの活動について年に2度説明を受ける。また、全ての監査報告書は理事会に提出される。これら事項に関する直近の非公式の概要説明は、2010年12月に行われた。IMFの内部統制構造と財務諸表に関しては、重大な弱点は報告されず、また監査・審査に基づく勧告の実施率も良好である。

### リスク管理

IMFでは、リスク管理の強化にむけた努力が進んでいる。リスク管理諮問委員会は、重大な事例やリスクについて話し合う各局横断的な場であり、リスク管理年次報告書を作成する。また、リスク管理に関する概況説明を理事会に定期的に行っており、2010年のリスク管理報告書についての協議は2010年5月に行われた。その際、理事会は、報告書で示された主要リスクに関する評価に大筋で同意するとともに、IMFが一段と重要な役割を担うようになったことは、IMFの金融リスク、業務リスク、戦略リスクに影響を及ぼしているという点でも合意した。

### セーフガード評価方針

2002年以降、IMFの融資業務において重要なポジションを占めるよ

うになったIMFセーフガード評価方針の目的は、各国中央銀行によるIMF資金の適切な管理を確約し、信頼性の高い情報を提供することにある。2011年4月30日の時点で、中央銀行90行に対し約218件の評価が行われた。このセーフガードに関する方針は定期的に見直される。理事会は、2010年7月に、理事会に助言を行う独立専門家パネルが作成した報告書の審議を含め、同方針の3回目の定期レビューを終了した<sup>76</sup>。

その際、理事会は、IMF資金の報告ミスや誤用というリスクを低減し、賢明な融資機関としてのIMFの評価を堅持するためにも、セーフガード方針の有効性を今後も維持する必要があると繰り返し強調した。また、評価の対象となった中央銀行では引き続き、透明性が高められ統制システムが改善しているトレンドが確認されており、この方針が中央銀行の運営のプラスになっているという認識を示すとともに、報告ミスやガバナンス乱用といったケースの検知と解決に重要な役割を果たしたと指摘したが、他方、セーフガード評価だけでは、ガバナンス乱用や統制の無効化の「万能薬」とはなりえないことも強調した。

現方針では、国際基準に則り一級の監査法人が独立した立場で監査した財務諸表の公表が義務付けられている。また、新規或いは拡大融資取極を結んでいる加盟国に対し、取極の初回のレビュー日までに、セーフガード評価を実施することも定められている。理事会は、こうした規定をはじめ現方針が総体的に適切であり、今後も一貫して適用されるべきだと言明した。さらに、こうしたケースが最近増えていることを受け、中央銀行と財務省の間に適切な枠組みを設け、加盟国からのタイムリーな借入返済を期すべく、一連の施策が講じられていることを歓迎したほか、現行のセーフガードの枠組みのもとで、これらの施策を標準手順として適用することも支持した。とりわけ、評価の際に、ガバナンスとリスク管理により焦点を絞り、ステークホルダーとの連携を強化し、セーフガードの評価結果を一段と広く公表することで透明性を高めるといった独立パネルの諸勧告が、理事会により審査され支持された。

次回の同方針の見直しは2015年に実施される予定である。

### IMFのリスク管理の枠組み評価のための外部審査パネル

IMFのリスク管理の枠組みが2007年に導入された際、見直しを3年後に行うとした当時の決定に基づき、前専務理事は、2010年12月に、同枠組みのレビューを行うハイレベル外部パネルを設置した。この狙いは、サーベイランス活動や「最後の貸し手」としての責務など国際金融制度で果たすべきIMFの独自の役割に照らし、リスク管理の枠組みのあらゆる側面、すなわち、IMFとその運営に与える潜在的リスクの特定、評価、緩和に用いるプロセスの、専門家による客観的な評価を受けることにある。このパネルは、Guillermo Ortiz氏を議長に、Jacob A. Frenkel、Malcolm D. Knight、および Thomas O'Neillの各氏をメンバーとしており、2011年の年次総会までに報告書を発表する予定である。



## 人事方針および組織

### 2011年度の人事

IMFの人事管理は、様々な関連技能と経歴を有する多様かつ優秀なスタッフを採用・確保することで、変化を続けるIMFの事業目的をサポートし、優れた成果に報いチームワークを育成する環境で、スタッフを効率的・効果的に管理することを目的としている。IMFは、強力な採用活動を引き続き推し進め、重要な人事改革を実施するなど、これらの目的の達成に向け2011年度に著しい進展を遂げた。

### 職員の特徴

採用活動は2011年度も急ピッチで進められた。本年度の新規職員の採用数は合計195名であった。近年の年間平均採用数は約150名だった。とりわけ危機に関連した一時的なニーズへの対応もあって、雇用の柔軟性を一段と高める方向性に移行するなか、新規職員のおよそ5分の2は期間限定雇用となっている。また、変化を続けるビジネスニーズに対応するため、中途採用のエコノミストをはじめ金融部門や財政・債務管理の経験を有する職員の採用割合を高めた。

2011年4月30日現在、IMFは、専門職・管理職スタッフ1,949名とそれ以外のスタッフ473名を擁している。IMFの幹部リストおよび組織図はそれぞれ、本報告書の63ページと64ページに掲載されている。

IMFは、加盟国の多様性が確実にスタッフ構成に反映されるようあらゆる努力を払い、積極的に世界各地から候補者を募っている<sup>77</sup>。2011年4月末現在、IMFの187加盟国のうち142カ国の出身者がIMFスタッフとして在籍している。IMFスタッフの国籍別、性別、国タイプ別、給与体系別の構成比は、ウェブ表5.1～5.4に掲載されている。IMFの「エコノミスト・プログラム」では、出身地別でIMFスタッフが少ない地域からの採用数がおよそ70%、女性が半数以上を占めるなど、2011年度は極めて大きな多様性をもたらした。また本年中、IMFスタッフが少ない地域からのマネジメントレベルの出身者の割合を高めるため新たな政策措置が講じられた。途上国および移行国からの出身者の割合も伸び続け、上級職レベルの女性の割合は多様性ベンチマークに到達した。

### マネジメントの給与体系

マネジメントの報酬は理事会が定期的に見直し、専務理事の給与については総務会が承認する。また、ワシントンD.C.消費者物価指数に基づき、年次調整が行われる。各々の責務を反映した、2010年7月1日におけるマネジメントの給与体系は、以下の通りとなっている。

専務理事	450,380米ドル
筆頭副専務理事	391,630米ドル
副専務理事	372,980米ドル

理事の報酬は235,180米ドル、理事代理の報酬は203,440米ドルで

あった。またIMF幹部(63ページを参照)の2011年度平均給与額は305,615米ドルだった。

### 人事改革

#### 報酬および福利厚生

IMFの給与の競合性を維持しつつ給与予算と昇給についての透明性と規律を高めるため、業績賃金と給与予算を決める新たな制度が、2011年度に導入された。IMFの医療給付プランには米国の法律は適用されないが、同様のプランとの整合性を保つため、米国医療保険改革を配慮し、自主的に改正された。また、海外現地採用職員を対象とする報酬および福利厚生プログラムの強化も行われた。

#### 職員に対する調査

2010年後半には、2003年以降ではじめて、職員の意見に耳を傾けるための包括的な調査を行った。この調査で、職員は、キャリア開発、職場環境、パフォーマンス管理、リーダーシップなど、職場に関する幅広い事項で各自の意見を述べた。IMFマネジメントは、2012年度のはじめに、結果から判明した課題を好機として捉え、それに取り組む行動計画を採択した。

#### 職員向け人事サービスの近代化

職員向けのサービス提供の向上を目指す一つの方法として、技術導入の推進を継続しているが、本年、この面で著しい成果を上げた。福利厚生の申請と加入のオート化や人事記録管理の電子化で前進を遂げ、中核的な人事活動の一部の能率と効果が向上した。

#### 人事局の刷新

人事局は、変化を続けるIMFのビジネスニーズに一段と効果的に対応し、大幅な能率の向上を図るため、2011年度にその活動の焦点の見直しに着手した。この作業は2012年度のはじめも続けて行われている。新たな優先分野としては、戦略的要員計画作成能力、職員の内外異動に対するサポートの強化、リーダーシップ開発などが含まれる。

### マネジメントの交代

ドミニク・ストロスカーン専務理事が2012年度初めに辞任し、ジョン・リップスキー筆頭副専務理事が専務理事代理に就任した。同氏は、ストロスカーン専務理事の辞任の前に、筆頭副専務理事の任期更新を行わないことを表明していた。理事会はただちに次期専務理事の選出プロセスを開始し、2011年6月にクリスティーヌ・ラガルド氏を選出、同氏は翌月に専務理事に就任した。

ムリーロ・ボルトガルIMF副専務理事は、2011年1月に同職からの退任を発表した<sup>78</sup>が、翌年3月初めにブラジルに戻りブラジル銀行連盟(FEBRABAN)の会長として就任するまで、専務理事特別顧問としてIMFに留まることに同意した。



左—タウンホール・ミーティングに参加するIMFスタッフ(2011年1月) 右—2011年4月に副専務理事に就任直後、スタッフと歓談するネマト・シャフィク氏(左)



2011年2月には、前専務理事が、空席だった副専務理事に、当時、英国国際開発省の事務次官だったネマト・シャフィク氏を起用する案を示した<sup>79</sup>。エジプト、英国、米国の国籍を有するシャフィク氏は、世界銀行で最年少の副総裁として民間セクター・インフラストラクチャー投資ポートフォリオを担当したほか、国際金融公社(IFC)のシニアマネジメント・チームの一員でもあった。シャフィク氏の任命はその後理事会により承認され、同氏は4月にIMFに加わった。

### トンマーゾ・パドア・スキオッパ氏の死去

2010年12月には、国際通貨金融委員会(IMFC)の議長(2007年～2008年)をはじめ、様々な形でIMFに貢献したトンマーゾ・パドア・スキオッパ氏(ボックス5.2参照)の死去が伝えられIMF一同、哀悼の意を表した。

## 説明責任

### 透明性に関する方針

1999年に導入され、2010年3月に直近の見直しが行われたIMFの透明性に関する方針は、「IMFは、透明性の重要性に鑑み、文書および情報の開示に反対するに足る強力かつ具体的な根拠が存在しない限り、文書と情報の適時開示に向けて努力する」と記している。同方針の下、この原則は「加盟国に関する文書が自主的に公開される性質のものであることを尊重し、またこれを確保するために適用される」としている<sup>80</sup>。IMFの透明性に関する方針の最新の実施状況が、毎年、理事会に提出される。IMFは、これらの報告書を、透明性への取り組みの一環

として一般に公開している。2010年8月に理事会に提出した2010年アップデート版は、IMFのウェブサイトで見ることが可能である<sup>81</sup>。

## 独立評価機関

### 独立評価機関の役割とその評価

独立評価機関(IEO)は、IMFの透明性と説明責任を改善し、学習プロセスを導ぶ文化の向上を図り、理事会のガバナンスと監督責任をサポートするという目的で、IMFの政策と活動を評価するため2001年に設置された。その付託条項により、IEOは、IMFマネジメントから完全に独立した機関であることが保証されており、評価結果の報告先であるIMF理事会とも適切な距離が置かれている。

### IEOワークプログラム

#### 金融経済危機に至るまでのIMFのパフォーマンスの評価

IEOは、今般の金融経済危機に至るまでの、2004年～2007年にかけてのIMFサーベイランスに焦点を当てたIMFパフォーマンス評価を2011年2月に発表した<sup>82</sup>。この報告書は、危機の発生に先立ち、関連した差し迫ったリスクや脆弱性の存在に関し、IMFが明確な警告をほとんど行わなかったことを明らかにした。同報告書によると、危機の直前にいたるまでの、IMFサーベイランスの典型的なメッセージは、大手金融機関の健全性と強靭性を過信したものであり、主な金融センターにおける金融慣行を支持する性質のものであったとしている。住宅ブームや金融イノベーションに伴うリスク、あるいはこうしたリスクに対処するためのより強力な規制の必要性は軽視された。

今回の危機の特質上、同報告書は金融部門の課題に焦点を当てているが、その勧告(ボックス5.3参照)のほとんどは、将来、危機が発生した場合にその要因となり得る、こうしたリスクをはじめとする様々なリスクや脆弱性を検知するIMFの能力の向上に向けた制度の変革に費やされている。IEOの勧告を推進する主な手段は、3年毎のサーベイランス・レビューである(第3章を参照)。

理事会は2011年1月のIEOの評価に関する協議のなかで、リスクの把握や世界金融危機に至るまでの過程で、明確な警告を行うことができなかった一連の原因を示したIEOの評価に大筋で同意、なかでも、IMFの制度的環境と分析能力の改善に向けた勧告をあらかじめ支持した。さらに、理事会は、サーベイランスは世界危機を十分に予測し警告することができなかったとした同報告書について、こうした弱点を認めたIMF自らによる報告書に照らし、バランスがとれていると評価した。また、危機発生以降始まった改革イニシアティブは、サーベイランスの実直性と影響力の向上の一助となろうとの期待を示す一方で、一層の措置を検討すべきという点で一致した。

### 2011年度の他のIEO業務

世界危機をめぐるIMFのパフォーマンスの評価に加え、IEOは、2011年度にIMFの調査活動の評価も完了した。同評価について理事会は2012年度初めに協議し、その後まもなく評価結果が公表された。IEOの2010年度の年次報告書は2010年7月に公表された。IEOウェブサイトでは、終了した評価や、評価討議文書、IEO年次報告書をはじめとした文書が閲覧できる(www.ieo-imf.org)。

### 今後のIEOの活動

IEOの新しい評価の対象課題を検討するとして2010年9月に、各国当局をはじめ、理事会、マネジメント、スタッフ、および外部のステークホルダーとの協議を経て、非公式な理事会ワークショップが開催された。その後、IEOは、信頼のおけるアドバイザーとしてのIMFの役割、および外貨準備に関するIMFの助言と各国の視点という2件の評価作業を開始した。3件目の評価作業には2011年後半に着手する予定である。さらに、各評価について、重点分野とアプローチ手法案の明確化にむけ、様々なステークホルダーと協議を行っているほか、評価討議文書のドラフトをウェブサイトに掲載し一般の意見を募る予定である。

### IEOの勧告の実施

理事会が承認したIEOの勧告を体系的にフォローアップしモニタリングするために、IMFスタッフとマネジメントは、理事会によるIEO評価の審議終了後まもなく、これらの勧告の前向きな実施プランを作成する。その後、進捗状況が、定期的なモニタリング報告書を通して理事会に報告される。2009年12月に理事会は、IMFと加盟国の相互関係にかかるIEO評価を協議した。その後2010年12月に、その対応として提出されたマネジメントの実施プランと補足書に理事会は合意した<sup>83</sup>。IEOは、その評価報告書<sup>84</sup>の中で、2001年～2008年のIMFのサーベイランス、プログラム、および技術支援のミッションでのIMFの国レベルの関与について各国の見解を検証し、その実効性を高めるべく一連の勧

告を示した。

IEOの初の外部評価が2006年に行われた際、理事会は、5年後に次の評価を実施するのが適切とみなした。この2回目の評価は2011年後半に開始するとした。

## 外部ステークホルダーとの関わり

### 地域諮問グループ

加盟国との関わりを深め、IMFの活動および政策助言についての情報提供を進める幅広い努力の一環として、IMFは、アフリカ、西半球、アジア太平洋、欧州、中東、コーカサス・中央アジアを対象とした非公式な各地域諮問グループを結成した。これらのグループは、独立した立場で助言機能を果たすほか、各地域におけるIMF業務に異なる視点をもたらす。グループのメンバーは、官民両部門、学界、市民社会団体の著名な専門家から成る。

2010年10月の年次総会の会期中に行われた地域諮問グループの第一回目の合同会合<sup>85</sup>では、五つのグループ<sup>86</sup>のメンバーが、前専務理事やIMFの上層マネジメントと協議を行った。その際、グループのメンバーは、年次総会の結果の報告とともに、国際経済情勢の概観についての説明も受けた。また、こうした情勢が、各地域の抱える問題にどのような意味をもち、それらの問題への取り組みを支援するうえでIMFの役割について意見を交換しあった。

### アジア21

アジアとの関係を強化するため、IMFは、韓国政府と共催で、「アジア21:未来への展望」と題した画期的な会議を、2010年7月同国の大田市で開催した。IMFがこのような会議をアジアで開催するのは初めてである。この会議には、世界的な景気後退局面からの回復におけるアジアの主導的な役割を検証するため、財務大臣、中央銀行総裁、ビジネス界のトップなど、域内各地から500名以上のハイレベルな参加者が集まった。IMFのトップマネジメントからは、韓国の企画財政部長官と共に開会の辞を述べた前専務理事に加え、篠原尚之副専務理事や朱民特別顧問がこの会議に出席した。

同会議の閉会にあたり、IMFは、(1)IMFの分析の有益性を高めアジア加盟国に役立つよう取り組みを進める、(2)国際金融セーフティネットの強化に努める、(3)世界経済におけるアジアの役割と発言権のいっそうの強化を支援する、という3つの主なコミットメントをアジアに対して行った。これらの「大田市決議」は、IMFとアジアのパートナーシップの大幅な強化を狙ったものである。

### 労働組合

ここ数年にわたり、IMFは、国際レベルと国レベルで労働者との関係の拡大に取り組んで来た。前専務理事は、数々のG20サミットが行われる度、その前夜にはG20の労働組合の指導者との会合を行った





左—先の金融危機に至るまでのIMFのパフォーマンスに関するIEOの評価結果を発表する、IEOのMoises J. Schwartz局長。右—IMFの第一本部ビル。5年をかけ大規模な改築を行う。



## ボックス5.2

### トンマーゾ・パドア・スキオッパ

2006年～2008年にかけて、イタリアの経済財務相を務めたトンマーゾ・パドア・スキオッパ氏は、2010年12月に70歳で他界した。当時同氏は、国際金融サービス企業へのコンサルティング会社として知られるプロモントリー・ファイナンシャル・グループ・ヨーロッパの会長、パリを拠点とする著名なシンクタンク、ノートル・ヨーロッパのプレジデント、さらに、ギリシャ政府への顧問（無償）を兼任していた。IASC（国際会計基準委員会）財団の議長、欧州中央銀行の理事会メンバー、IMFCの議長も歴任。加えて、イタリア証券取引委員会（CONSOB）委員長、イタリア中央銀行副総裁、欧州共同体委員会の経済金融総局長として活躍した。さらに、ドロール委員会の共同事務局長、欧州委員会銀行諮問委員会委員長、パーゼル銀行監督委

員会委員長、支払決済システム委員会の委員長も務めた。

同氏はまた、100以上の出版物の著者であり、その中には英語やフランス語で執筆されたものも多い。ミラノ市のルイジ・ボッコニ大学卒。マサチューセッツ工科大学で修士号を取得した。

ドミニク・ストロスカーン前専務理事は、同氏の逝去の発表にあたり「長年にわたる国際社会への功績」に感謝の意を表し、「政界引退後も続けて、IMFに貢献し、さらに国際経済における協調促進のために精力的に活動し続けた」と賞賛した。パドア・スキオッパ氏は、IMFの欧州地域諮問グループのメンバーも務めていた。

ほか、IMFのカントリー・チームの大多数は、ステークホルダーとの定期的な交わりの中に、労働組合との会合を含めている。2010年6月にバンクーバーで開かれた第2回国際労働組合総連合(ITUC)世界大会では、前専務理事が基調演説を行い、パネル討議にも参加した。

2010年9月にオスロで、国際労働機関(ILO)と合同で開催した「成長、雇用、社会的結束」と題するハイレベル会議では、世界金融危機からの回復において多くの雇用を創出する持続可能な経済を作り出す新たな方策を探るため、政界や、労働組合、ビジネスリーダー、著名

な学識者が一同に会した<sup>87</sup>。また、2011年3月にウィーンで開かれたフォローアップ会議「欧州における成長と雇用に関するダイアログ」では、ITUCをはじめ、欧州労働組合連合(ETUC)や各国の労働組合の代表が、欧州における雇用状況とオスロ会議以後の進捗状況を検討するために、IMFとILOの関係者と会合を行った。オスロ・コミットメントの一環として、IMFとILOはITUCと連携、政府、雇業者、労働組合の代表による一連の三者社会協議の数カ国での開催を支援しており、労働市場と雇用の課題について率直に話し合い、現行政策への調整の可能性を考察することになっている。

### ボックス5.3

#### IEO報告書中の勧告とスタッフの反応

- 実直性と多様かつ反対の意見を奨励する環境の育成。**理事会やマネジメントの協議で、異なる見解や反対の意見を積極的に求めるとともに、マネジメントに直接報告を行い、リスク・シナリオに関する理事会セミナーを定期的に行うリスク評価ユニットを設置する。スタッフは、異なる見解や反対の意見を求めるにあたっては一層の努力が必要であり、またスタッフの金融部門に関する知識を広げることは重要という点で同意した。
- 「トップに真実を伝える」インセンティブの強化。**スタッフによる徹底した質問や、マネジメントや各国当局の見解に異議を唱えることを奨励するとともに、他の手段とともに国別サーベイランスの実効性の向上に向け、理事会の承認を待たずスタッフ・レポートを発表できるよう検討を進める。スタッフは、金融安定性が脅かされたり、市場に悪影響を与えるような懸念材料が存在する際は、トップに対し、少なくとも非公式に真実を伝える用意がなければならないという点に同意し、このような例は危機の発生後、2年ほどの間に恐らくあっただろうが、今後は一貫して行う必要があるとした。
- 金融部門の課題のマクロ経済評価への組み入れの強化。**金融安定性の義務的評価の範囲、頻度、および対象者は、急速に変化する金融市場と金融機関の最新の情勢を確実に反映するようにし、金融セクター評価プログラム(FSAP)や他の施策は引き続き強化する。スタッフは、この分野では、FSAPの改革に加え、危機以降、金融部門の専門家を追加的に採用し適所へ組み入れ、マルチラテラル・サーベイランスと国別サーベイランスの両面において金融部門リスクと関連政策課題の分析を強化し、調査局にマクロ金融ユニットを新設し、さらに金融市場や大型で複雑な金

融機関の調査およびサーベイランスへのリソース注入の強化を行ってきたと指摘した。

- 視野の狭い言動やメンタリティーの克服。**特に、4条協議の過程やマルチラテラル・サーベイランス文書のテーマやアイデアの開発の初期段階において「様々な点を拾って繋ぎ合わせ」各局間の連携を確立することができるよう、内部審査プロセスのルールと責任を明確化する。スタッフは、(新規の内部審査プロセス、波及効果報告書、先進国を対象とする脆弱性エクササイズや早期警告演習、週一度の各局間のサーベイランス会合など)一連の進展を遂げたとはいえ、局横断的な連携の推進には依然として課題が残っており、IEOによる連携の促進のための一段と具体的な提言を期待したいと述べた。
- 世界的な見通しとリスクに関する明確かつ一貫したメッセージの加盟国への伝達。**一貫した包括的な世界経済の評価を確保するとともに、中間的なシナリオ・スタンスをとり、同シナリオのリスクと脆弱性の詳細を的確に示したうえで加盟国に明確に伝達する。さらにシステムを揺るがす重要な事例については、差しさわりのないシナリオではなく、リスクと脆弱性を強調する。スタッフは、世界経済見通し(WEO)と世界金融安定性報告書(GFSR)について、最近では総括を共同で発表しテーマをまとめる専務理事の声明を新たに含めるなど、両者の一体化を図る取り組みを進めてきたと述べた。一方で、システムを揺るがすようなケースのリスクと脆弱性を強調するとの提言は、リスクを形式的に伝える官僚主義的な姿勢につながり、結果として誤った警告を発したり、IMFサーベイランスの影響力の低下につながる可能性があるかと警告した。

## 地域経済見直し

IMFは、世界経済金融調査シリーズの一環として「地域経済見直し」報告書(REO)を半期ごとに発表、アジア太平洋、欧州、中東・中央アジア、サハラ以南アフリカ、西半球という、世界の主要5地域の経済情勢と主な政策課題について、深部にわたる分析を行っている。REOは、通常、各地域で催される様々なアウトリーチ活動と連携した形で発表される。REOの分析結果を要約したプレスリリースはIMFのウェブサイトで閲覧できるほか、REOの全文、発表時の記者会見の記録やウェブキャストも公開されている<sup>88</sup>。

## 地域事務所

IMFは世界各国に小規模の事務所を置いている。地域技術支援センターや各研修所に加え(第4章を参照)、多くの加盟国には代表事務所が常設され、欧州と東京には地域事務所が設置されている。

欧州地域でのIMFの代表機関である欧州事務局(EUO)は、必要に応じてマネジメントや各局に助言を行い、欧州でのIMF業務をサポートするとともに、IMFにとり関心の高い課題に関する欧州の見解を伝える役割を担っている。経済協力開発機構(OECD)、欧州連合(EU)、金融安定理事会(FSB)、国際決済銀行(BIS)など、欧州を拠点とする機関は、経済金融危機との取り組みで決定的な役割を演じている。そのため、これらの機関との連携の強化がIMFにとり非常に重要と

なっている。EUOの活動は主に4分野に重点が置かれている。まず第一に、EUOは、様々な機関においてIMFを代表し、欧州を拠点とする国際機関、シンクタンク、著名な専門家の意見や活動を報告するとともに、IMFのEU機関との協議に参加し、マルチラテラル・サーベイランスと地域間サーベイランスに貢献している。第二に、EUOは、OECDの開発援助委員会の日常の業務でIMFを代表しており、欧州の二国間・多国間開発機関と密接な関係を築いている。第三に、欧州における政策協議に情報提供を行い、主な政策課題に関するIMFの見解を幅広く伝えるために、多数のアウトリーチ活動を行っている。第四に、人事局と協力して、IMFの人材採用の目標の達成に向け支援を行っている。

世界経済で一段と重要性を高めつつあるアジア太平洋地域への窓口であるIMFのアジア太平洋地域事務所(OAP)は、IMFサーベイランス活動に一段と地域的な視点をもたらすため、域内の経済・金融情勢のモニタリングをサポートしている。また、IMFとその地域政策についての理解を深めるとともに、重要課題についての地域的な視点をIMFにもたらしている。こういった役割を果たすなか、OAPは、アジア太平洋経済協力(APEC)、東南アジア諸国連合(ASEAN)、ASEAN+3といったアジアの地域フォーラムとIMFの関係調整にあたっている。さらに、IMF業務で中核的な位置を占める時事問題について話し合うフォーラムとして様々な会議やイベントを開催するとともに、日本・IMF奨学金プログラムやマクロ経済に関するセミナー・プログラムなどを通して、キャパシティ・ビルディングの促進にも携わっている。



## 理事および理事代理

2011年4月30日現在<sup>1</sup>

### 任命理事

Meg Lundsager <i>Douglas A. Rediker</i> Mitsuhiro Furusawa (古澤満宏) <i>Tomoyuki Shimoda</i> (下田知行)	アメリカ  日本
Klaus D. Stein <i>Stephan von Stenglin</i> Ambroise Fayolle <i>Aymeric Ducrocq</i> Alexander Gibbs <i>Robert Elder</i>	ドイツ  フランス  イギリス

### 選任理事

Willy Kiekens (ベルギー) <i>Johann Prader</i> (オーストリア)	オーストリア、ベラルーシ、 ベルギー、チェコ、ハンガリー、コソボ、 ルクセンブルク、スロバキア、 スロベニア、トルコ
Carlos Pérez-Verdía (メキシコ) <i>José Rojas</i> (ベネズエラ)	コスタリカ、エルサルバドル、 グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、 ニカラグア、スペイン、ベネズエラ
Age F.P. Bakker (オランダ) <i>Yuriy G. Yakusha</i> (ウクライナ)	アルメニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、 ブルガリア、クロアチア、キプロス、 グルジア、イスラエル、 マケドニア旧ユーゴスラビア、モルドバ、 モンテネグロ、オランダ、ルーマニア、 ウクライナ
Arrigo Sadun (イタリア) <i>Panagiotis Roumeliotis</i> (ギリシャ)	アルバニア、ギリシャ、イタリア、マルタ、 ポルトガル、サンマリノ、東ティモール
Duangmanee Vongpradhip (タイ) <i>Aida Budiman</i> (インドネシア)	ブルネイ、カンボジア、フィジー、 インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、 ネパール、フィリピン、 シンガポール、タイ、トンガ、ベトナム
HE Jianxiong (中国) <i>LUO Yang</i> (中国)	中国
Christopher Legg (オーストラリア) <i>Heenam Choi</i> (韓国)	オーストラリア、キリバス、韓国、 マーシャル諸島、 ミクロネシア連邦、モンゴル、ニュージーランド、 パラオ、パプアニューギニア、サモア、 セーシェル、ソロモン諸島、ツバル、 ウズベキスタン、バヌアツ
Thomas Hockin (カナダ) <i>Stephen O'Sullivan</i> (アイルランド)	アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、 バリーズ、カナダ、ドミニカ、グレナダ、 アイルランド、ジャマイカ、 セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、 セントビンセント及びグレナディーン諸島

### 選任理事 (続き)

Benny Andersen (デンマーク) <i>Audun Grønn</i> (ノルウェイ)	デンマーク、エストニア、フィンランド、 アイスランド、ラトビア、リトアニア、ノルウェー、 スウェーデン
Moeketsi Majoro (レソト) <i>Momodou Saho</i> (ガンビア)	アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、エリトリア、 エチオピア、ガンビア、ケニア、レソト、リベリア、 マラウイ、モザンビーク、ナミビア、 ナイジェリア、シエラレオネ、南アフリカ、 スーダン、スワジランド、タンザニア、 ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ
A. Shakour Shaalan (エジプト) <i>Sami Geadah</i> (レバノン)	バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、 クウェート、レバノン、リビア、モルディブ、 オマーン、カタール、 シリア、アラブ首長国連邦、イエメン
Arvind Virmani (インド) <i>P. Nandalal Weerasinghe</i> (スリランカ)	バングラデシュ、ブータン、インド、スリランカ
Ahmed Alkholifey (サウジアラビア) <i>Ahmed Al Nassar</i> (サウジアラビア)	サウジアラビア
Paulo Nogueira Batista, Jr. (ブラジル) <i>María Angélica Arbeláez</i> (コロンビア)	ブラジル、コロンビア、ドミニカ共和国、 エクアドル、ガイアナ、ハイチ、パナマ、スリナム、 トリニダード・トバゴ
René Weber (スイス) <i>Katarzyna Zajdel-Kurowska</i> (ポーランド)	アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギス、 ポーランド、セルビア、スイス、タジキスタン、 トルクメニスタン
Aleksei V. Mozhin (ロシア) <i>Andrei Lushin</i> (ロシア)	ロシア
Mohammad Jafar Mojarad (イラン) <i>Mohammed Daïri</i> (モロッコ)	アフガニスタン、アルジェリア、ガーナ、イラン、 モロッコ、パキスタン、チュニジア
Alfredo Mac Laughlin (アルゼンチン) <i>Pablo García-Silva</i> (チリ)	アルゼンチン、ボリビア、チリ、パラグアイ、 ペルー、ウルグアイ
Kossi Assimaidou (トーゴ) <i>Nguéto Tiraina Yambaye</i> (チャド)	ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、 カーボベルデ、中央アフリカ共和国、チャド、 コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、 コートジボワール、ジブチ、赤道ギニア、 ガボン、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、 モーリシャス、ニジェール、ルワンダ、 サントメ・プリンシペ、セネガル、トーゴ

<sup>1</sup> 各理事の投票権数は、年次報告書ウェブページ(www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2011/eng)の付属書IVに掲載。2011年度の理事会の変更事項については、年次報告書ウェブページ付属書Vを参照のこと。

## 幹部

2011年4月30日現在

Olivier Blanchard 経済顧問

José Viñals 金融顧問

### 地域局

Antoinette Monsio Sayeh  
アフリカ局長

Anoop Singh  
アジア太平洋局長

Antonio Borges  
欧州局長

Masood Ahmed  
中東中央アジア局長

Nicolas Eyzaguirre  
西半球局長

### 機能・特別サービス局

Andrew Tweedie  
財務局長

Carlo Cottarelli  
財政局長

Leslie Lipschitz  
IMF研修所所長

Sean Hagan  
法律顧問兼法律局長

José Viñals  
金融資本市場局長

Olivier Blanchard  
調査局長

Adelheid Burgi-Schmelz  
統計局長

Reza Moghadam  
戦略政策審査局長

### 広報・地域事務所

Caroline Atkinson  
対外関係局長

Shogo Ishii (石井詳悟)  
アジア太平洋地域事務所長

Emmanuel van der Mensbrugge  
欧州事務所長

Elliott Harris  
国連特別代表

### サポート・サービス局

Shirley Siegel  
人事局長

Siddharth Tiwari  
秘書局長

Frank Harnischfeger  
技術サービス局長

Jonathan Palmer  
技術サービス局主席情報官

### 特別室

Daniel Citrin  
予算企画室長

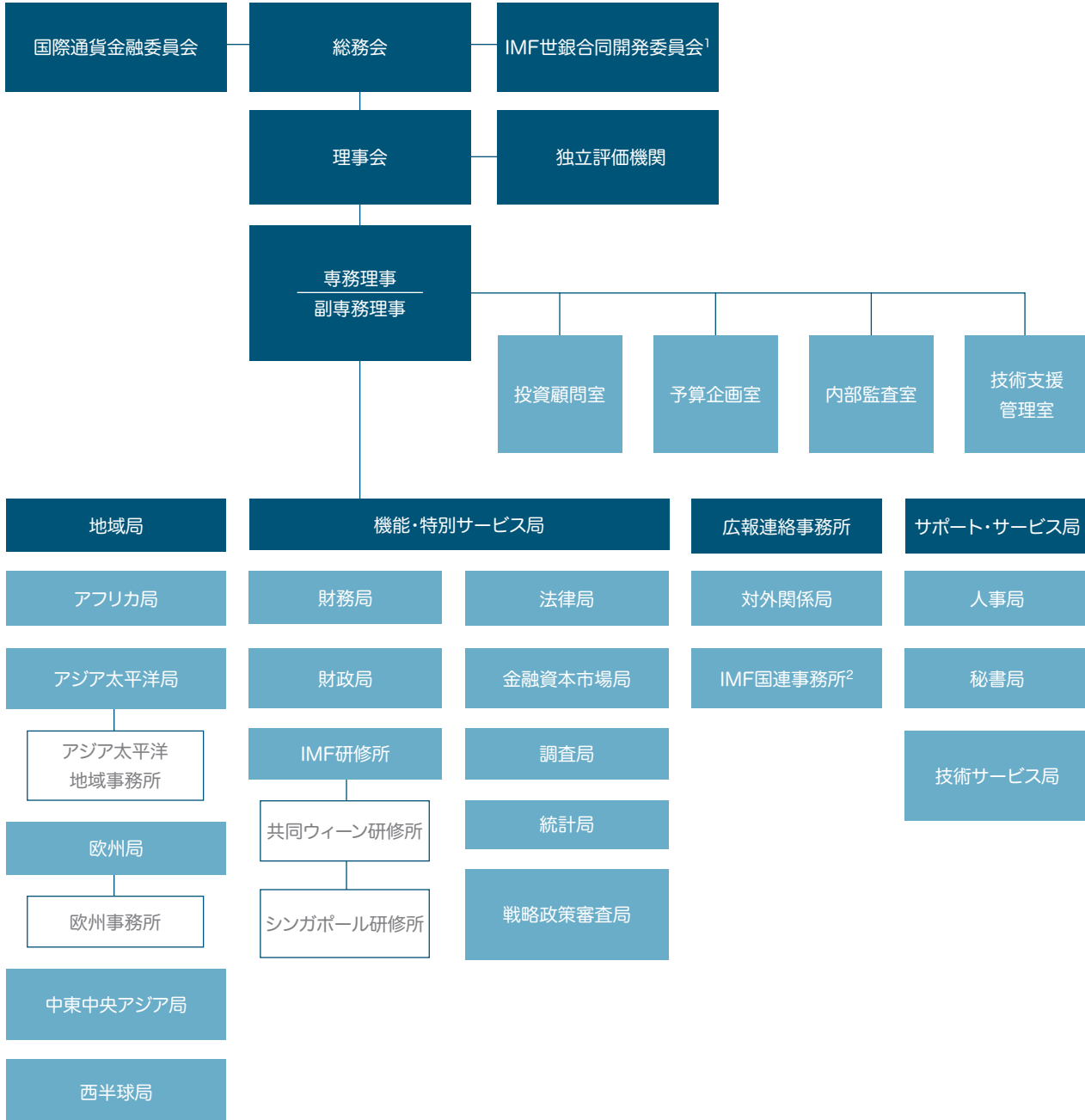
G. Russell Kincaid  
内部監査室長

J. Roberto Rosales  
技術支援管理室長

Moises J. Schwartz  
独立評価機関局長

# IMF 組織図

2011年4月30日現在



<sup>1</sup> 正式名称は「発展途上国への実質的資源の移転に関する世界銀行および国際通貨基金総務会の大規模合同委員会」

<sup>2</sup> 専務理事室に付属



# 注釈

## 第1章

1. IMFの会計年度(FY)は5月1日に始まり、翌年の4月30日に終わる。本年次報告書は、2010年5月1日に始まり2011年4月30日に終了した、2011年度の動向を取り纏めたものである。ただし、必要に応じ、2011年4月末後から8月中旬の本報告書発表の間におこった関連事例についても言及している。

## 第3章

2. IMFのサーベイランス活動についての詳細は、ファクトシート「IMF Surveillance」を参照のこと ([www.imf.org/external/np/exr/facts/surv.htm](http://www.imf.org/external/np/exr/facts/surv.htm))。
3. パブリック・インフォメーション・ノート(SPIN:No.10/128)「IMF Executive Board Discusses Follow-Up to Modernizing the Fund's Surveillance Mandate and Modalities ([www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn10128.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn10128.htm))」を参照のこと。9月の理事会の協議は、それまでの理事会協議で支持を得た、2010年4月の「IMFのサーベイランスのマンデートの近代化 (PIN No. 10/52, 「IMF Executive Board Discusses Modernizing the Surveillance Mandate and Modalities and Financial Sector Surveillance and the Mandate of the Fund ([www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn1052.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn1052.htm))」, および2010年2月のサーベイランス、融資、国際金融システムの安定性をカバーするIMFのマンデートの広範な見直しなど (PIN No. 10/33, 「The Fund's Mandate — An Overview of Issues and Legal Framework ([www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn1033.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn1033.htm))」) 特定の議題について集中的に話し合った。
4. システム上重要な国とは、世界の金融の安定性へ最も大きな影響を及ぼす金融部門を有する国を指す。
5. FSAPの詳細は、ファクトシート「Financial Sector Assessment Program (FSAP)」を参照のこと (<http://www.imf.org/external/np/exr/facts/fsap.htm>)。
6. PIN No.10/76 「IMF Executive Board Discusses Study on Emerging Markets' Performance During the Crisis ([www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn1076.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn1076.htm))」を参照のこと。
7. PIN No. 10/59「IMF Executive Board Discusses Revenue and Expenditure Policies for Fiscal Consolidation in the Wake of the Global Crisis ([www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn1059.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn1059.htm))」を参照のこと。
8. この数字は、後に取りやめられた取極額も含む。
9. アルメニアとの取極は、拡大信用供与措置と拡大クレジット・ファシリティのもとでの混合型取極。
10. ホンジュラスとの取極は、スタンドバイ取極とスタンドバイ・クレジット・ファシリティのもとでの取極の混合取極。スタンドバイ・クレジット・ファシリティとは、貧困削減・成長トラストの譲許的制度。詳細は、本章後半の「譲許的融資」の項を参照のこと。
11. IMFでは、一般資金勘定 (GRA) の融資取極のもとでの資金の引き出しを「買入れ」といい、返済を「買戻し」と呼ぶ。
12. 当該国が特定の基準を満たすと、IMFおよび世銀の理事会は債務救済の適格性を審議し、国際社会は持続可能と考えられる水準まで債務を削減することにコミットする。HIPICイニシアティブのこの第一段階を「デシジョン・ポイント (決定時点)」と呼ぶ。当該国がデシジョン・ポイントに達すると、支払い義務のある債務の返済の暫定的救済を、即時に受けることができる。
13. コンプリーション・ポイント (完了時点) に到達するには、さらなる基準をクリアする必要がある。コンプリーション・ポイントでは、HIPICイニシアティブのデシジョン・ポイントでコミットされた債務の全額免除が行われる。
14. MDRI下では、国連のミレニアム開発目標の達成に取り組む適格国を支援すべく、債務救済が行われる。
15. プレスリリース (PR) No. 10/299「IMF Executive Board Cancels Haiti's Debt and Approves New Three-Year Program to Support Reconstruction and Economic Growth ([www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10299.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10299.htm))」を参照のこと。
16. PR No.10/321「IMF Enhances Crisis Prevention Toolkit ([www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10321.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10321.htm))」を参照のこと。
17. 2009年にFCLを導入するにあたり、理事会はFCL取極のもとでのアクセスについて、あらかじめ上限は定めていないものの、通常のケースでは、クォータの1,000%を越えないことが望ましいとの見解を示した。
18. PIN No.10/92「IMF Executive Board Establishes a Post-Catastrophe Debt Relief Trust ([www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn1092.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn1092.htm))」を参照のこと。
19. 2億8,000万SDRの移転が後に承認された。
20. PIN No.10/133「IMF Executive Board Approves Fund Membership in the Financial Stability Board ([www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn10133.htm](http://www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn10133.htm))」を参照のこと。

21. PIN No.11/1「IMF Executive Board Discusses the Fund's Role Regarding Cross-Border Capital Flows(www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1101.htm)」を参照のこと。
22. PIN No.11/42「IMF Executive Board Discusses Recent Experiences in Managing Capital Inflows(www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1142.htm)」を参照のこと。
23. PIN No.10/72「IMF Discusses Reserves Accumulation and International Monetary Stability(www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn1072.htm)」を参照のこと。
24. PIN No.11/47「IMF Executive Board Discusses Assessing Reserve Adequacy (www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1147.htm)」を参照のこと。
25. PIN No.11/22「IMF Executive Board Concludes the Meeting on Enhancing International Monetary Stability—A Role for the SDR? (www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1122.htm)」を参照のこと。加盟国の準備資産を補完する手段として、IMFが1969年に創設した国際準備資産であるSDRの詳細については「Factsheet: Special Drawing Rights (SDRs) (www.imf.org/external/np/exr/facts/sdr.htm)」を参照のこと。
26. PR No.10/434「IMF Determines New Currency Weights for SDR Valuation Basket (www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10434.htm)」を参照のこと。
27. PIN No.10/149「IMF Executive Board Completes the 2010 Review of SDR Valuation (www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn10149.htm)」を参照のこと。
28. IMF加盟国の金融の脆弱性と金融部門政策の評価のための主要なツールであるFSAPは、法的には加盟国が任意ベースで参加する技術支援であり、その評価は全加盟国に義務化されている4条協議とは別途行われる。
29. PIN No.10/135「IMF Executive Board Discusses Integrating Stability Assessments into Article IV Surveillance (www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn10135.htm)」およびPR No.10/357「IMF Expanding Surveillance to Require Mandatory Financial Stability Assessments of Countries with Systemically Important Financial Sectors (www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10357.htm)」を参照のこと。
30. PIN No.11/46「Macroprudential Policy: An Organizing Framework(www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1146.htm)」を参照のこと。
31. IMFのスタッフペーパーでは、マクロ・ブロード政策の定義として以下を提案している。「金融システムの安定性に全般的に取り組む包括的政策を指し、その目的は、システミックあるいはシステム全体の金融リスクを抑制することにある」
32. PIN No.10/89「IMF Discusses Central Banking Lessons from the Crisis (www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn1089.htm)」を参照のこと。
33. PIN No.10/90「IMF Executive Board Discusses Cross-Border Bank Resolution (www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn1090.htm)」を参照のこと。
34. PIN No.10/150「IMF Executive Board Discusses Financial Interconnectedness (www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn10150.htm)」を参照のこと。
35. 2010年はじめにFSBは、IMF・FSBの報告書「The Financial Crisis and Information Gaps」で示された提言に対応するために「データギャップと金融システム上の結びつきに関するワーキング・グループ」を設置した。同報告書は、システム上重要な金融機関を対象とした共通のテンプレートのデザインに関するものである。IMFはデータのアクセシビリティと最新の統計に関する一連の作業を主導した。
36. PIN No.11/38「Review of the Standards and Codes Initiative (www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1138.htm)」を参照のこと。ウェブ・ボックス3.2は、2011年度のROSC実施状況に関する統計など、ROSCsの参考資料を提示している。
37. PIN No.10/148「Emerging from the Global Crisis—Macroeconomic Challenges Facing Low-Income Countries (www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn10148.htm)」を参照のこと。
38. PR No.11/102「IMF Introduces Framework for Low-Income Country Vulnerability Exercise to Assess Impact of External Shocks (www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11102.htm)」を参照のこと。
39. PIN No.11/36「IMF Executive Board Discusses Revenue Mobilization in Developing Countries(www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1136.htm)」を参照のこと。

#### 第4章

40. 現在、5大出資国は各々理事を任命している。
41. IMF協定の改正は、総議決権の85%に相当する加盟国の5分の3が改正案を承認したことをIMFが確認した日付をもって、全加盟国を対象に発効する。
42. PR No. 11/64「The IMF's 2008 Quota and Voice Reforms Take Effect (www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr1164.htm)」を参照のこと。
43. PR No.10/418「IMF Executive Board Approves Major Overhaul of Quotas and Governance (www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10418.htm)」を参照のこと。
44. www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pdfs/quota\_tbl.pdfを参照のこと。
45. PR No.10/477「IMF Board of Governors Approves Major Quota and Governance Reforms(www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10477.htm)」を参照のこと。
46. IMFの規模に関する議論(4月)や第14次クォーター一般見直しに関する議論も含む。クォータシェア(7月)や、見直し全般に関する事項(9月)、妥協が可能と思われる点(10月)、第14次クォーター一般見直しやIMFクォータおよびガバナンス改革の合意に関する事項(11月)についても、議論が重ねられた。

47. PIN No.10/108「IMF Executive Board Discusses IMF Governance Reform (www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn10108.htm)」を参照のこと。
48. PIN No.10/124「The Fund's Mandate—Future Financing Role (www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn10124.htm)」を参照のこと。
49. 2002年に採択されたIMFのコンディショナリティーに関する指針は、IMFウェブサイト上で閲覧可能(www.imf.org/External/np/pdr/cond/2002/eng/guid/092302.htm)。IMF融資に伴うコンディショナリティーの概説は、「Factsheet: IMF Conditionality (www.imf.org/external/np/exr/facts/conditio.htm)」を参照のこと。
50. PR No.10/256「Tuvalu Joins the IMF as 187th Member (www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10256.htm)」を参照のこと。
51. PR No.11/145「IMF Receives Membership Application from South Sudan, Seeks Contributions to Technical Assistance Trust Fund to Help New Country (www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11145.htm)」を参照のこと。
52. PR No.10/298「Lao People's Democratic Republic Accepts IMF's Article VIII Obligations(www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10298.htm)」を参照のこと。
53. PR No.10/458「IMF Membership Completes 2010 Executive Board Election (www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10458.htm)」を参照のこと。
54. PR No.11/96「IMFC Selects Tharman Shanmugaratnam as New Chairman (www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr1196.htm)」を参照のこと。
55. PR No.11/29「Youssef Boutros-Ghali Resigns from the Chairmanship of the IMFC (www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr1129.htm)」を参照のこと。
56. PR No.11/85「Statement by IMF Managing Director Dominique Strauss-Kahn on Death of Central Bank of Lesotho Governor and IMF Alternate Governor Moeketsi Senaoana (www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr1185.htm)」を参照のこと。
57. PR No.10/497「IMF Launches Trust Fund to Help Countries Manage Their Natural Resource Wealth(www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10497.htm)」およびPR No.10/500「IMF Launches Trust Fund to Help Countries Improve Tax Policy and Administration(www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10500.htm)」を参照のこと。
58. PR No.10/215「IMF Managing Director Dominique Strauss-Kahn Says Brazil Key in Global Economic Governance; Signs Agreement for New Joint Regional Training Center for Latin America (www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10215.htm)」を参照のこと。
59. PR No.10/412「IMF and Kuwait Establish an IMF-Middle East Center for Economics and Finance (www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10412.htm)」を参照のこと。
60. SDDS とGDDSの詳細については「Factsheet: IMF Standards for Data Dissemination (www.imf.org/external/np/exr/facts/data.htm)」およびウェブ・ボックス 3.2を参照のこと。
61. この掲示板は、IMFのウェブサイトから閲覧可能となっている(http://dsbb.imf.org/Applications/web/gdds/gddscountrylist/)。
62. PIN No.11/33「Interim Report for the Eighth Review of the IMF's Data Standards and Codes Initiative(www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1133.htm)」を参照のこと。

## 第5章

63. PR No.11/74「Major Expansion of IMF Borrowing Arrangements Takes Effect, Boosting Resources for Crisis Resolution(www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr1174.htm)」を参照のこと。
64. PR No.11/109「IMF Activates Expanded Borrowing Arrangements (www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11109.htm)」を参照のこと。
65. PR No.10/281「IMF Signs Agreement to Borrow up to €2.18 Billion from the Österreichische Nationalbank (www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10281.htm)」、PR No. 10/384「IMF Signs Agreement to Borrow up to €280 Million from the Bank of Slovenia (www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10384.htm)」および PR No. 11/76 「IMF Signs Agreement to Borrow up to €8.11 Billion from Bank of Italy (www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr1176.htm)」を参照のこと。
66. PR No.10/286「IMF Signs SDR 300 Million Borrowing Agreement with the Norwegian Ministry of Finance Representing the Kingdom of Norway to Support Lending to Low-Income Countries (www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10286.htm)」、PR No. 10/309 「IMF Signs SDR 500 Million Borrowing Agreement with De Nederlandsche Bank NV to Support Lending to Low-Income Countries(www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10309.htm)」、PR No. 10/340 「IMF Signs Agreements Totaling SDR 5.3 Billion with Japan, the Banque de France, the United Kingdom and the People's Bank of China to Support Lending to Low-Income Countries (www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10340.htm)」、PR No. 11/50「IMF Signs SDR 500 Million Borrowing Agreement with the Bank of Korea to Support Lending to Low-Income Countries (www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr1150.htm)」、PR No. 11/172 「IMF Signs SDR 800 Million Borrowing Agreement with the Bank of Italy to Support Low-Income Countries (www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11172.htm)」および; PR No. 11/185「IMF Signs SDR 500 million Borrowing Agreement with the Swiss National Bank to Support Low-Income Countries (www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr11185.htm)」を参照のこと。
67. PIN No. 10/137「IMF Executive Board Discusses the Adequacy of the Fund's Precautionary Balances(www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn10137.htm)」を参照のこと。



68. 2010年7月末現在、この理事会協議の直前でIMFの実行された融資の71%を最大借入国5カ国が占めていた。
69. IMFのクレジットリスク(借入国がIMFへ返済ができなくなるリスクを指す)の管理枠組みは、既出の例に加え(融資政策や予備的資金など)、IMFのセーフガード評価、延滞債務戦略、負担分担のメカニズムからなる。また、IMFの優先的な債権者としての立場(債務の返済において、他の債権者よりIMFが優先される)も、クレジットリスクの緩和のための手段である。
70. PR 11/52「IMF's Broader Investment Mandate Takes Effect(www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr1152.htm)」を参照のこと。
71. SDRの説明および関連事項については、「Factsheet:Special Drawing Rights (SDRs) (www.imf.org/external/np/exr/facts/sdr.htm)」を参照のこと。
72. クレジット・トランシュとは、加盟国のクォータに対する買入れ(引き出し)規模を指す。加盟国のクォータの25%までの融資の引き出しは、第1クレジット・トランシュと呼ばれ、国際収支上の問題の克服に向けた、加盟国による相応の努力が求められる。クォータの25%を超えるものは、高次クレジット・トランシュと呼ばれ、借入国が一定のパフォーマンス基準を満たした場合に、分割形式で引き出しが行われる。このような引き出しは、通常、スタンドバイ取極、拡大取極あるいはフレキシブル・クレジットラインと関連している。IMF財源への取極を通さないアクセスは稀であり、今後も同様であると考えられる。
73. PR No.10/333「IMF Announces Sale of 10 Metric Tons of Gold to the Bangladesh Bank (www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10133.htm)」を参照のこと。
74. PR No.10/509「IMF Concludes Gold Sales (www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10509.htm)」を参照のこと。
75. PIN No.11/48「IMF Executive Board Considers Use of Gold Sale Profits (www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1148.htm)」を参照のこと。
76. PIN No.10/113「IMF Executive Board Concludes Review of the Safeguards Assessments Policy(www.imf.org/external/np/sec/pn/2010/pn10113.htm)」を参照のこと。
77. 多様性については、Diversity Annual Reportにて別途報告している。
78. PR No.11/12「Deputy Managing Director Murilo Portugal to Leave the IMF (http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr1112.htm)」を参照のこと。
79. PR No.11/55「IMF Managing Director Dominique Strauss-Kahn Proposes Appointment of Nemat Shafik as Deputy Managing Director (www.imf.org/external/np/sec/pr/2011/pr1155.htm)」を参照のこと。
80. IMFの透明性に関する方針の全文は「The Fund's Transparency Policy (www.imf.org/external/np/pp/eng/2009/102809.pdf)」を参照のこと。
81. 「Key Trends in Implementation of the Fund's Transparency Policy (www.imf.org/external/np/pp/eng/2010/082310.pdf)」を参照のこと。
82. IEOの報告書、理事会による同報告書に関する協議の要約、およびIMFスタッフの同報告書に対する反応は、IEOのウェブサイトで閲覧可能(www.ieo-imf.org/eval/complete/eval\_01102011.html)。
83. PIN No.11/4「IMF Executive Board Discusses Implementation Plan in Response to Board-Endorsed Recommendations Arising from the IEO Evaluation of IMF Interactions with Member Countries (www.imf.org/external/np/sec/pn/2011/pn1104.htm)」を参照のこと。実施プランと補足書はそれぞれwww.imf.org/external/pp/longres.aspx?id=4519 および www.imf.org/external/pp/longres.aspx?id=4520で閲覧可能。
84. 「IMF Interactions with Member Countries (www.ieo-imf.org/eval/complete/eval\_01202010.html)」を参照のこと。
85. PR No. 10/350「IMF Regional Advisory Groups to Hold First Joint Meeting During 2010 Annual Meetings(www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10350.htm)」およびPR No. 10/382「IMF Advisory Groups Discuss Regional Economic Challenges During 2010 Annual Meetings(www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10382.htm)」を参照のこと。
86. コーカサスおよび中央アジア地域諮問グループは、2010年年次総会の後、2011年のはじめに設立された。
87. PR No.10/314「IMF and ILO Conference in Oslo to Address Ways of Accelerating a Job-Rich Crisis Recovery(www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10314.htm)」およびPR No. 10/324「IMF and ILO Launch Background Paper on the 'Challenges of Growth, Employment and Social Cohesion' for High-Level Conference on September 13 in Oslo (www.imf.org/external/np/sec/pr/2010/pr10324.htm)」を参照のこと。
88. REOsは、IMFウェブサイトREOのウェブページで閲覧可能となっている(www.imf.org/external/pubs/ft/reo/rerepts.aspx)。2011年度に発表されたREOに関する資料も、ウェブサイトで閲覧可能となっている。

## 頭辞語および略語

AFRITAC	Africa Technical Assistance Center アフリカ地域技術支援センター
AML/CFT	anti-money laundering/combating the financing of terrorism 資金洗浄・テロ資金対策
BIS	Bank for International Settlements 国際決済銀行
BRIC	Brazil, the Russian Federation, India, and China ブラジル、ロシア連邦、インド、中国
EAC	External Audit Committee 外部監査委員会
ECB	European Central Bank 欧州中央銀行
ECF	Extended Credit Facility 拡大クレジット・ファシリティ
ENDA	Emergency Natural Disaster Assistance 自然災害緊急支援
FCL	Flexible Credit Line フレキシブル・クレジットライン
FM	<i>Fiscal Monitor</i> 財政モニター
FSAP	Financial Sector Assessment Program 金融セクター評価プログラム
FSB	Financial Stability Board 金融安定理事会
FY	financial year 会計年度
G-20	Group of Twenty 20カ国グループ
GAB	General Arrangements to Borrow 一般借入取極
GDDS	General Data Dissemination System 一般データ公表システム
GFSR	<i>Global Financial Stability Report</i> 国際金融安定性報告書
GRA	General Resources Account 一般資金勘定
HIPC	Heavily Indebted Poor Countries 重債務貧困国
IDA	International Development Agency 国際開発協会
IEO	Independent Evaluation Office 独立評価機関
IFRS	International Financial Reporting Standards 国際財務報告基準
ILO	International Labor Organization 国際労働機関
IMFC	International Monetary and Financial Committee 国際通貨金融委員会
IT	information technology 情報技術
ITUC	International Trade Union Confederation 国際労働組合総連合
MAP	Mutual Assessment Process 相互評価プロセス
MDRI	Multilateral Debt Relief Initiative マルチ債務救済イニシアティブ
MTB	medium-term budget 中期予算
NAB	New Arrangements to Borrow 新規借入取極
OECD	Organization for Economic Cooperation and Development 経済協力開発機構
OIA	Office of Internal Audit and Inspection 内部監査室
PCL	Precautionary Credit Line 予防的信用枠
PCDR	Post-Catastrophe Debt Relief 大災害後債務救済基金
PRGT	Poverty Reduction and Growth Trust 貧困削減・成長トラスト
RCF	Rapid Credit Facility ラピッド・クレジット・ファシリティ
REO	<i>Regional Economic Outlook</i> 地域経済見通し
ROSC	Report on Observance of Standards and Codes 基準と規範の遵守に関する報告書
RTAC	Regional Technical Assistance Center 地域技術支援センター
SDDS	Special Data Dissemination Standard 特別データ公表基準
SDR	Special Drawing Right 特別引出権
TA	technical assistance 技術支援・技術協力
TTF	topical trust fund テーマ別信託基金
UN	United Nations 国際連合・国連
WEO	<i>World Economic Outlook</i> 世界経済見通し

## クレジット

本年次報告書は、IMF対外関係局編集出版課が作成しました。Tim CallenとSandy Donaldsonは、Moeketsi Majoro 委員長率いる理事会の評価委員管轄下の年次報告書チームの作業の監督を行いました。編集及びチーフライターを務めたMichael HarrupとS. Alexandra Russellは、草稿及びプロダクション・プロセスのコーディネイトも担当しました。Andrea Richter Humelは執筆作業に大きく貢献し、Sherrie M. Brownは本文の校正を行いました。Teresa EvaristoとPhoebe Kietliは編集補佐を務めました。

本日本語版の各担当者は以下の通りです。  
ユカ・セルツァー(翻訳)、小松 優(翻訳および校正)、長倉敦子(グラフィック・デザイン)、Brian De Nicola、Martine Rossignol(プロダクション)。

英語版が本年次報告書の公式版です。

### Photography:

© Rolf Bruderer/Corbis	cover (left)
© Exactostock/Superstock	cover (right)
Michael Spilotro/IMF staff photo	pages 4, 39 (left), 57 (right), 59 (left, right)
Stephen Jaffe/IMF staff photo	pages 6, 47 (right), 57 (left)
Daniel Acker/Landov	page 7 (left)
EPA/Sergio Barrenechea/Landov	page 7 (right)
Cliff Owen/IMF staff photo	pages 8 (left), 35 (right), 43 (left)
EPA/Leonardo Munoz/Landov	page 8 (right)
Eric Taylor/Bloomberg via Getty Image	page 11 (left)
© Orjan F. Ellingvag/Corbis	page 11 (right)
Reuters/Imelda Medina/Landov	page 13 (left)
Reuters/Kacper Pempel/Landov	page 13 (right)
Reuters/Jerry Lampen/Landov	page 15 (left)
Bernd Wüstneck/dpa/Landov	page 15 (right)
Reuters/Edgard Garrido/Landov	page 19 (left)
Reuters/Gleb Garanich/Landov	page 19 (right)
Mashid Mohadjerin/Redux	page 22 (left)
A. Majeed/AFP/Getty Images	page 22 (right)
Reuters/Hazir Reka/Landov	page 28 (left)
Reuters/Khaled Abdullah/Landov	page 28 (right)
Reuters/David Lewis/Landov	page 31 (left)
Reuters/Aly Song	page 31 (right)
Sven Torfinn/Panos Pictures	page 32 (left)
Heldur Netocny/Photolibrary	page 32 (right)
R H Productions/Photolibrary	page 35 (left)
© Global Warming Images/Alamy	page 39 (right)
Reuters/Ognen Teofilovski/Landov	page 43 (right)
Ryan Rayburn/IMF staff photo	page 45 (left)
Reuters/Kena Betancur	page 45 (right)
Henrik Gschwindt de Gyor/IMF staff photo	page 47 (left)

**IMF 2011年度 年次報告書**

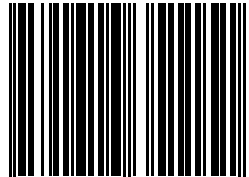
國際通貨基金

700 19th Street NW

Washington, DC 20431 USA



ISBN-13: 978-1-61635-115-1



9 781616 351151